

広島県立文書館紀要

第 7 号

《史料管理研究》

安芸国賀茂郡市飯田村

市飯田区有文書の成立に関する基礎的考察 …………… 長 沢 洋 (1)

広島県深安郡山野村役場文書の引継と管理について

—庄屋文書と戸長役場文書を中心に— …………… 西 村 晃 (34)

地方自治体文書館の基本理念と「公文書館論」

—地域史料(古文書等)の位置付けを中心に— …………… 西向 宏介 (55)

《文書館業務論》

市町村合併と公文書保存 …………… 安藤 福平 (86)

市町村合併後の公文書散逸と保存の課題 …………… 数野 文明 (108)

平成 15 年 (2003)

広島県立文書館

安芸国賀茂郡市飯田村市飯田区有文書の成立 に関する基礎的考察

長 沢 洋

【要旨】 本稿では，安芸国賀茂郡市飯田村市飯田区有文書を取り上げ，隣村の平賀家文書との比較，および平賀氏との間で交わされた庄屋文書引継目録の分析という方法によって，同文書に含まれる近世庄屋文書の来歴について事実の確定に努めた。また，廃藩置県直後の広島県において近世庄屋文書の取扱・引継がどのように定められていたのかを，行政制度の変遷と併せて概観した。

1 目的

本稿が行なおうとするのは，広島県立文書館架蔵の「安芸国賀茂郡市飯田村市飯田区有文書」が，文書群としてどのように成立したのかを明らかにするための基礎的作業である。この基礎的作業の目的は，文書群（および個々の文書）が，いかにして今ここにあるのかを，事実の領域の問題に還元して——つまり，高度な 歴史的解釈 や 意義付け 等を持ち出す以前の問題として——，確定することにある。

以下に述べるように，市飯田区有文書は江戸前期から昭和戦前期に至るまでの幅広い年代の文書を含んでおり，その性格は一様ではない。文書群としての成立と構造を明らかにするためには，本稿のような基礎的作業は，当然，市飯田区有文書に含まれるすべての文書について行なわなくてはならないが，時間的な制限もあるので，本稿では，廃藩置県以前の，いわゆる近世庄屋文書に対象を限定して考察することにしたい。

以下，2 で市飯田区有文書全体について概観し，3 で近世庄屋文書について考察を行なう。

2 市飯田区有文書の概観

本節では、はじめに、この文書群全体の概要(基礎的データ)を記し、その後で、この文書群の過去の調査歴、および、市飯田区が所蔵していた時期における保管履歴について簡単に触れることにしたい。なお、基礎的データは未確定の部分もあるが、国立史料館の作成した『史料館収蔵史料総覧』(名著出版、平成8年(1996))に倣って記述する。

2-1 文書群の概要

文書群名 安芸国賀茂郡市飯田村 市飯田区有文書

請求記号 9010

出 所 市飯田区

地 名 安芸国賀茂郡市飯田村 / 広島県第八大区第十五小区市飯田村 / 広島県賀茂郡市飯田村 / 広島県賀茂郡中黒瀬村 / 広島県賀茂郡黒瀬町市飯田
[現在]

旧支配 広島藩領

歴 史 市飯田区は、近世村としての市飯田村を前身とする財産区(大字)で、黒瀬川の左岸、黒瀬盆地南西部に位置する。近世を通じて広島藩領に属した。村高は、元和5年「知行帳」では247石余、「芸藩通志」「天保郷帳」「旧高旧領取調帳」では、ともに362石余。明治4年7月の廃藩置県で広島県に属す。明治5年4月、大区小区制が敷かれると、第八大区第十五小区に属した。明治11年7月の郡区町村編成法により、広島県賀茂郡市飯田村となり、^{かんぼうだ}上保田・^{すげた}菅田・^{かわすみ}川角の三ヶ村とともに連合戸長役場を置いた。明治22年4月、市町村制施行により、賀茂郡中黒瀬村の大字となる。昭和29年賀茂郡黒瀬町の大字となり、現在に至る。

伝来(広島県立文書館が収蔵するまでの保管履歴) 昭和45年5月に原蔵者から広島県史編さん室に寄託され、以後、昭和59年6月に県史編さん室が解散するまで同室が保管した。その後は広島県総務部総務課の管理下に置かれ、昭和61年4月からは県立文書館開館準備室が保管した。昭和63年10月の県立文書館開館後は同館が収蔵し、現在に至る。

数 量 約 820 点

年 代 正保 3 年(1646)～ 昭和 19 年(1944)

構造と内容 本文書群の構成を年代別に見ると次のようになる。①藩政時代の市飯田村庄屋文書，②明治 4 年の廃藩置県から明治 11 年の郡区町村編成法施行までの間の「公的文書」，③明治 11 年から明治 22 年の市町村制施行までの間の，いわゆる戸長役場期の村の文書，④市町村制のもとで市飯田区が区として作成収受した文書記録。それぞれの点数は，①が約 340 点，②が約 20 点弱，③が約 13 点，④が約 450 点。内容は，概略次のとおり。①は，いわゆる庄屋文書で，土地台帳・貢租関係文書・宗門改・貯蓄救恤関係文書などから成る。②と③は，残存点数は少ないが，その中では村民への負担や分配等に関わる記録が比較的多い。また布告類の綴^{つづり}を若干含んでいる。④は，自治組織としての区に関わる文書記録で，貯米麦の管理運営に関する記録，区有財産管理関係文書記録，区総会議事録，区規約など，財産区の運営に関わる記録類から成っている。

検索手段 コンピュータのデータ，および，手書きカード。

関連史料 「安芸国賀茂郡^{かんぼうだ}上保田村^{ひらが}平賀家文書」(広島県立文書館寄託)には，市飯田村庄屋文書が含まれている。

2-2 調査歴

市飯田区有文書が歴史資料として初めて調査されたのは，近世庶民史料調査委員会による史料所在調査である。同会編『近世庶民史料所在目録 第三輯(文部省科学研究費総合研究報告 29)』(日本学術振興会，昭和 30 年(1955))には，以下のように掲載されている(旧字は新字に直す)。

所蔵者 広島県賀茂郡中黒瀬村市飯田 市飯田部落(社倉組)保管

旧地名 安芸国賀茂郡市飯田村(浅野藩)

数 量 七九六冊 二五九通 一括

年 代 正保三年—昭和 主として江戸後期

内 容 十八世紀末に始まった社倉制度が今日そのまま行われている部落の共有史料で，社倉法実施の関係諸帳簿がほぼ遺漏なく残されている。なお、正保・文政・嘉永・の地詰帳・名

寄帳等をはじめ、後・末期の宗門帳、溜池・灌漑用水土木関係書類、山林・貢租・村経費、村政等に関する帳簿類が村明細帳と共に揃っている。

その後、昭和29年に広島県教育委員会が県内の古文書古記録調査事業を行なったが、すでに近世庶民史料調査委員会によって調査が行なわれていたため、このときの調査事業では市飯田区有文書は対象から除かれている。

のち、昭和42年度から広島県立図書館が広島県史料総合調査を開始した。このときには市飯田区有文書も対象となり、昭和42年7月に調査が行なわれている。この調査では、文書群ごとに手書きの文書目録と「史料所蔵調書」が作成されており、現在、これは広島県立文書館が収蔵している。

このときの「史料所蔵調書」によれば、市飯田区有文書の現蔵者は「市飯田貯(組合)」とされ、保存欄には「土蔵内木箱に保存、但し土蔵雨洩りあり、かなり湿気強く損傷あり」と記されている。目録に書き上げられた文書の年代は、最古が正保3年、最新が昭和19年で、これは現存する市飯田区有文書と同じである。ただし、点数は、手書き目録掲載分をそのまま数えると、現存の約820点より少ない648冊・60通となり、目録の不備、あるいは調査漏れをうかがわせる。また、近世庶民史料調査委員会が把握した数量(796冊・259通・1括)に比べたときの少なさは、数え方の違いや目録の不備や調査漏れだけでなく、文書の一部散逸をも示唆している。

このときの調査結果は翌昭和43年3月に『広島県史料所在目録 第二集』として刊行された。この中に市飯田区有文書目録も「市飯田区文書」として掲載されているが、そこに掲げられた文書は廃藩置県以前のもののみで、その点数は274点である。なお、この目録では文書群名を掲げたあとに、ごく簡単にその文書群の性格を記述しており、市飯田区有文書では、旧地名などを書いたあとに「市飯田村庄屋 庄屋より引継ぎ区有・村方記録」と記している。

2-3 寄託までの保管履歴

市飯田区有文書は、昭和20年代から区の社倉蔵に保管されていたらしい。『近世庶民史料所在目録 第三輯』の記載では、保管場所まで明示してはいないが、「社倉組」の保管としていることからそのように考える。保管場所

は昭和42年の調査時点でも同様であった。

戦前期より以前，この文書群がどこに保管されていたのかを直接知ることはできないが，区の運営に関わる比較的新しい記録類は担当者の自宅に置いて，それ以外の藩政期の古文書や古い記録類は社倉蔵に保管するという形態であったと考える。

たとえば，市飯田村の隣村の例であるが，上保田村の平賀氏が幕末に賀茂郡上西条組割庄屋の役にあつたとき，その役に付属する文書記録類の一部（現用性の低い古い記録）を社倉蔵の二階に保管していた，という事実が確認できる¹⁾。これは，村の社倉蔵が，公共物としての古い文書記録を保管する場所として使用された（また，そのように見られていた）ことの一事例である。

昭和42年当時の調査では，保管場所の状態が「雨洩り」等のため劣悪であったことが特記されている。このため，調査に関与した大学関係者が文書の保存を心配してアドバイスをし，近くの神社（海老根神社）の拝殿に保管場所が移された。以後，昭和45年に広島県史編さん室に寄託されるまで，同所で保管されていた。

広島県史編さん室への寄託にあたっては，編さん室長から「市飯田^{たくわえ}貯代表」に宛てて「寄託資料受諾書」（昭和45年5月16日付）が出されている。これには手書き目録が添付されているが，これは，上記の『広島県史料所在目録 第二集』に掲載された目録をそのまま引き写したもののらしく，廃藩置県以前の文書しか載せられていない。なお，受諾書には数量として「書冊104冊 長帳110冊 紙59通」とあり，単純に計算すれば273点になるが，これは間違いで，添付目録に記載された文書は，正しくは274点である（上記『広島県史料所在目録 第二集』と同じ）。

この受諾書の記すところをそのまま信じれば，昭和45年の寄託では，廃藩置県後の文書は除かれたとしか考えられないが，実際の寄託文書には明治5年から昭和期に至るものも含まれており，一括して寄託されたことが明らかである²⁾。

1) 長沢 洋「割庄屋文書の引継—上保田村・平賀家文書から—」『広島県立文書館だより』14号，平成11年（1999）

2) 後に県史編さん室の元室員と市飯田区の地元関係者から聞き取った話では，やはり昭和45年当時一括して県史編さん室に寄託されたはず，とのことであった。

3 市飯田村庄屋文書の履歴

3-1 本節の目的と方法

本節の目的を簡単に言うならば，区有文書となった市飯田村の近世庄屋文書が持つ，「文書としての履歴」について述べることである。

ここで具体的に行なうことは，大雑把に言って二つある。ひとつは，現存の区有文書を，隣村である上保田村の平賀家文書（広島県立文書館寄託）と比較すること，もうひとつは，廃藩後における旧庄屋文書の取扱（引継）について考察することである。

平賀家文書と比較するのは，これが市飯田区有文書と密接に関係のある文書群だからである。特に，区有文書に含まれる嘉永2年（1849）の「賀茂郡市飯田村諸帖面旧記類并村用諸道具請取帳」（以下，嘉永2年請取帳と略記）は，この二つの文書群の関係を知る上で欠かせない文書である。これを現存する両文書群と対照することで，藩政期における庄屋文書の動きをある程度明らかにしうるものと考ええる。

以下，作業に先だって，平賀家文書と嘉永2年請取帳について述べることにしたい。これはまた，作業結果を呈示するための枠組みを作ることにもなるはずである。

a 平賀家文書と市飯田村庄屋文書

平賀家は市飯田村の隣村である上保田村に居住する有力者である。居村の庄屋以外にも，賀茂郡の割庄屋などを勤め，同家には数千点の文書記録類が伝存している。また，嘉永元年（1848）から廃藩置県まで同氏は市飯田村の庄屋役に就いており（表1参照），このため，平賀家文書の中には市飯田村の庄

表1 市飯田村歴代庄屋

…寛延2年—明和元年…	元右衛門	文化15年—嘉永元年	常兵衛
…明和3年—寛政元年…	新五郎	嘉永元年—文久2年	礼三郎（平賀氏）
…寛政3年—文化元年…	弥右衛門	文久2年—	隆右衛門（平賀氏）
文化2年—文化14年	代吉		

屋が作成収受した文書が含まれている。平賀家に伝存するこれら市飯田村庄屋文書の中には、当然のことながら、平賀家の先祖（礼三郎・隆右衛門）が庄屋役にあったときのものが多く見られる。しかし、それ以外にも、同家文書には彼ら以前の庄屋が作成収受した文書が含まれており、これは、平賀氏が市飯田村庄屋役に就いたとき、前任者から文書の引継を受けたことを意味する。一方、区有文書として伝存した庄屋文書にも、平賀氏が庄屋として作成収受したものと、それ以前の庄屋の文書とが両方含まれている。これを整理して言えば以下ようになる。

- 1 平賀氏は庄屋役交替にあたって前任者から文書の引継を受けた。
- 2 現存する市飯田村の庄屋文書は、平賀家と市飯田区の双方に分かれて伝来し、どちらも、平賀氏とそれ以前の庄屋の文書を両方とも含んでいる。
- 3 従って、平賀氏が庄屋役を離れた後（廃藩置県後）、同家の手元にあった市飯田村庄屋文書の一部が市飯田村の所有になったことが知られる。

伝来と現存に関する以上の所見をもとに、市飯田村庄屋文書を区分するならば、以下の4つになる。

- I_1 平賀氏以前の庄屋が作成収受したもので、市飯田区に伝存するもの。
- I_2 平賀氏が庄屋として作成収受したもので、市飯田区に伝存するもの。
- H_1 平賀氏以前の庄屋が作成収受したもので、平賀家に伝存するもの。
- H_2 平賀氏が庄屋として作成収受したもので、平賀家に伝存するもの。

これら4つの区分は、市飯田村庄屋文書の「履歴」を認識する際の基本的枠組みになると考える。

ところで、庄屋が交替するにあたって文書を引き継ぐのは、広島藩でも広く見られることである。これは、庄屋が役目上作成収受した文書は、庄屋個人に属するものではなく、庄屋役に付随するものであるという考えが存在したからである。特に近世後期（文化～天保）になると、広島藩は、庄屋役の交替に際して文書記録諸道具を適切に引き継ぐよう領内に指示を出している³⁾。市飯田村でもその規程に従って平賀氏に庄屋文書が引き渡されたので

3) 西村 晃「広島藩における村方文書の管理規定とその実態」『広島県立文書館紀要』第4号、平成9年(1997))

あるが、幸いにもこのときの引渡目録が区有文書中に伝存している。前述の嘉永2年請取帳がそれである。

b 嘉永2年請取帳について

この請取帳は、美濃判の紙を使った横長帳の形態をしており、表紙・裏表紙を含めて全部で9丁から成っている。この前年に市飯田村の庄屋に就いた礼三郎(平賀氏)から前任者の常兵衛に宛てるという形式を持ち、その中身は、礼三郎が引継を受けた文書記録諸道具類を書き上げた目録である。現存する市飯田村庄屋文書の中で文書目録と呼びうるものはこれのみである。記述は雑駁なところもあるが、一つ書きで掲げられたものは全部で114箇条に及び、幕末の市飯田村において庄屋役に付随すると見なされた文書記録と諸道具の全体を知ることができる(請取帳の全文は、【資料】として本稿末尾に掲げる。なお、行論の都合上、各箇条には通番の丸付き数字を付けてある)。

市飯田村庄屋文書の、文書としての履歴を明らかにするためには、この嘉永2年請取帳と、上述した4区分のうちの I_1 と H_1 を対照し、現存する文書と記載内容を結びつける作業が不可欠だと考える。

以下、3-2と3-3では、上述の枠組みに沿いながら、区有文書と平賀家文書における市飯田村庄屋文書の残存状況を述べることにしたい。

3-2 区有文書中の近世庄屋文書

区有文書に含まれる廃藩置県以前の文書は、上述のとおり約340点である。この中には、庄屋文書でないことが明らかなものは含まれていないので、平賀氏が庄屋役に就いた嘉永元年(1848)を境にして、それ以前と以後の文書に分け、その残存状況を述べたい。これは上述の4区分で言えば、 I_1 と I_2 に相当する。

a 嘉永元年以前のもの— I_1 —

これに該当するものは約300点強が残存する。これらは、平賀氏が庄屋役に就いたとき、同氏に引き継がれたと考えるべきものなので、嘉永2年請取帳との対照作業が必要になる。

現に残存する文書ごとに、請取帳との対照結果を記せば、次のとおりであ

る。なお，比定に考証の必要なものは，煩雑になるがその根拠を示す（以下「請取帳①」などとあるのは，請取帳の各箇条に付けた番号である）。

- 地詰帳（正保3年），地概帳（享保21年）各1冊 → 請取帳①
- 名寄水帖 但一名見概名寄水帖（文政2年）1冊 → 請取帳②
- 水帖 三谷源次兵衛様（文化2年）1冊 → 請取帳④の一部
- 雨池数仕出帖ひかへ（明和9年ほか）5冊 → 請取帳⑥の一部
- 御山帖（文政4年）1冊 → 請取帳⑨の一部
- 田畠売買帖切帳（文化15年，文政2年）各1冊 → 請取帳⑳の一部
- 宗旨改帳（宝暦10年～嘉永元）60点 → 請取帳㉑の一部
- 年貢免状（宝暦3年～天保15年）58通 → 請取帳㉓の一部
- 免割帳控，諸入役米米銀年行司小帳ほか（宝暦8年～天明8年）56点
→ 請取帳㉕の一部

免割帳控と年行司小帳類をこのように比定したことについては，少し説明を加えたい。

区有文書の中には，次の3冊の「免割帖」が現存している。

安永7年10月 賀茂郡市飯田村御免割帖ひかへ〔半紙判縦冊〕
安永8年10月 賀茂郡市飯田村御免割帖ひかへ〔半紙判縦冊〕
寛政元年10月 賀茂郡市飯田村御免割帖ひかへ〔半紙判縦冊〕

一方，嘉永2年請取帳で「免割」関係書類が掲載されている箇所は次の部分である。

- ③④ □ 所御免割帖 壹括
外二勘定下札并人馬目録共
但 文化十二年より文政十年迄 横帖
文政十一年より弘化四未年迄 半紙立帖
- ③⑤ 一 同上り帖扣小帖共 壹括
外二夫割帖共
宝暦元年より弘化二巳年迄
弘化三年同未年分

この記載と現物との比定であるが，③④は文書名称に「免割帖」とあるけれども年代が合わず，現存する3冊の「御免割帖ひかへ」は，③⑤の一括に含まれていたと見るのが妥当だと考える。そう判断する根拠は，請取帳③⑤で一緒

に記載されている「小帖」の存在と、平賀氏が庄屋役にあった時期(I_2)における「免割帖」の保存形態にある。

現存する文書の中で「小帖」に相当すると判断できるものは、「年行司小帖」などの名を持ついくつかの帳簿である。 I_1 に属するこれら「小帖」は、すべてばらばらに(独立して)残存しているが、 I_2 (平賀氏が庄屋役在任中の文書)では、これらは「免割帳」と合綴されるという形態をしている。この、合綴されている文書の具体的名称をあげれば次のごとくである。「入置減算用帖」「免割以後諸入役米銀年行司小帖」「年中諸入役年行司小帖」「明知・給知共御年貢米払入用約帖」。

平賀氏以前の庄屋の文書(I_1)の場合、これらに相当するものをあげれば、名称が若干異なるが、「諸入役米銀年行司小帖」「二ヶ月分年行司小帖」「長百姓・年行司三ヶ月限着至小帖」「御年貢米御蔵払諸失脚米入小帖」である。これらが「免割帖ひかへ」と合綴されていたという明確な証拠はないが、同じ年のものを一緒にして保管するという形態は、 I_2 に属する文書と同様であったと考える。というのも、たとえば安永7年(1778)の「免割帖ひかへ」と、同年の「長百姓・年行司三ヶ月限着至小帖」には、虫損穴の一致が見られ、もとは重ねて保管されていた時期があったことが知られるからである。他の年のものにも、すべてではないが、同様の虫損跡の一致をいくつか見いだすことができる。

従って、請取帳^⑤に掲げられた「同(免割帖)上り帖小帖共 一括」とは、年ごとに一括された「免割帖ひかへ」「年行司小帖」であったと推測するのが妥当である。

- 社倉麦人別取立帳(寛政2年~享和2年)5冊 —————→ 請取帳^④の一部
- 困勑人別取立帳ほか(寛政3年~天保8年)34点 —————→ 請取帳^④の一部
- 御法度百姓人別受印帳(享和2年~天保6年)10冊 —————→ 請取帳^⑦
- 夏壺分米等取立帳・勘定目録(寛政10年~天保15年)6点
—————→ 請取帳^⑧の一部

以上のほか、比定の困難なもの、あるいは比定できないものが50点以上あるが、その理由としては、以下のような事情を考えることができる。

- 1 嘉永2年請取帳の記載が雑駁(不備)であるため比定が困難。
- 2 嘉永2年の引継とは別に、追加という形で単発に平賀氏に引き渡され

た文書が存在したため、それらは請取帳には現れない。

3 最初から平賀氏には引き継がれず、後に区有となった文書が存在する。

1と2は致し方ないとして、3について少し考えてみたい。

近世の村役人が交替する際に文書の引継が見られることは広く知られており、たとえば、『国史大辞典 第十巻』（吉川弘文館、平成元年（1989））の「名主引継文書」の項（大野瑞男執筆）は、次のように述べている。

通常は、検地帳・名寄帳・高帳をはじめとする各種の土地台帳、…（中略）…など、村政の運営に必要な最小限の文書で、それ以外のものは元の名主の家に残されるか、廃棄されることが多い。

おおむね、これが現在の通説的理解であると考えるが、幕末の広島藩において、庄屋文書の管理と引継がどのように行なわれていたのかを、西村 晃の研究⁴)に依拠しつつ、まとめておきたい。

先に述べたとおり、広島藩では、近世後期になって村方文書の管理と引継についての法令が出されるようになる。史料上、確認できる最初のものは、文化9年（1812）の達である。この年の6月、藩は次のように命じ、村役人の手元にあった文書・記録・絵図・道具類を書き出させている⁵)。

惣郡中村々役人共手元先般より受伝候諸帖絵図書物類、其外用場付諸道具類も在之候ハ、夫々遂穿鑿不漏様書記来八月迄二組合銀取集差出可申候、

この達には、文書の引継のことは直接触れられていない。しかし、達に添えられた差出書の雛型には、差出文言として「右夫々相改当時私共預り置候処相違無御座候、以上」とあり、ここで書き上げさせた文書類が、庄屋として管理すべきもの、そして庄屋役の交替とともに移動する（引き継がれる）ものだと見なされていたのは明白である。なお、書き出すべき文書として、この雛型に掲げられているのは、「御本帖」「水帖」「田畠山林売買帖之類」「村人別附帖之類」「町家軒割等之帖類」「寺社等之書状類」「村方并山林田畠等之類」「御触状之類」「年々諸算用方」「御下之書物類」「村方用場諸道具類」および「右之外何二而も役前二而受取居候分」である。

4) p.7 注3)に同じ。

5) 文化9年「組合御触書控」(安芸国賀茂郡吉川村竹内家文書、広島県立文書館所蔵)

この後、広島藩が村方文書の管理について指示を出すのは天保3年(1832)である。この年の閏11月、藩は次のような達を出し、「伝来之旧記類」の目録を作成して、庄屋交替の際はそれに基づいて文書の受け渡しを行なうことを命じた⁶⁾。

郡中村々庄役之義者一村引受候役前故、永久之村為常々苦二持諸取引筋綿密筆記いたし置可申筈素二候処、兎角尚然事二相成候哉、古事しらべ申付候節、伝承而已二而耽与旧記無之村方多キ様相見、熟与無之義二付、当役之者共急度心付等閑之義無之諸扣行届筆記取計置、尚此場合二而伝来之旧記類目録調置、此後改替等有之節右目録引付受渡綿密二取計、(後略)

のち天保7年(1836)に、この規程はさらに改定され、村方文書の引継システムはより強化されるに至る。

さて、市飯田村庄屋文書の引継に関して注目したいのは、天保3年(1832)の目録調進命令である。広島藩領内の各村では、この指令に基づいて翌天保4年(1833)の3月、文書記録類の目録を作成している。これは「某村諸帖面旧記類并村用諸道具書出帖」という名を持つ美濃判横長帳の文書で、広島藩領内の村方文書の中に時折見いだすことができるものである。残念ながら市飯田村には残存していないが、嘉永2年請取帳には

⑨〇 一 諸帖面并村用道具 書出帖類扣 壱括

とあり、この文書目録が存在したこと、そしてそれが平賀氏に引き継がれたことを知り得る。

ところで、この「書出帖」の内容記載であるが、幸いなことに平賀家文書の中には、雛型も含めて複数の村のものが残存している⁷⁾。その雛型には、書き出すべき文書類が一つ書きの形式で全95箇条にわたって掲げられている。今、その冒頭部分を示すと次のようになる(年代書や付札として書き込まれた補記は省略する)。

6) 天保3年「御触書扣」(安芸国賀茂郡吉川村竹内家文書、『広島県史』近世資料編IV, 藩法 1559)

7) 天保4年3月「賀茂郡何村諸帖面旧記類并村用諸道具書出帖 上保田村ひかへ」(安芸国賀茂郡上保田村平賀家文書)が雛型である。

一 御本帖	何冊	一 御留御帖付木改帖	何冊
一 新開御本帖	何冊	一 人家牛馬改帖	何冊
一 畝高地こぶり帖 畝高名寄帖 地概帖之類	何冊	一 人馬御改帖	何拾何冊
一 水帖	何十何冊	一 鉄砲御改帖	何冊
一 御給知方同断	何拾何冊	一 寺社御改帖	何冊
一 御見取新開畝数根帖	何冊	一 村絵図	何冊
一 差出帖	何冊	一 産物改帖	何冊
一 雨池樋橋帖	何冊	一 国郡志書出帖	壹冊
一 同普請樋替等 御免許跡書類	何拾何冊 何拾何通	⋮	
一 御山帖	何冊		

書き出されている文書とそのその排列が、嘉永 2 年請取帳のそれと一致しているのは明らかである。従って、市飯田村における嘉永 2 年の文書引継は、天保 3 年の広島藩の指令を遵守して、つまり、天保 4 年に調進された「諸帖面旧記類并村用諸道具書出帖」に基づいて行なわれたと考えるべきである。

この天保 4 年の目録調進が、各村において可能な限り徹底したものであったことは、雛型が掲げる文書類の多さ（全 95 箇条）や、割庄屋が管内の各村役人に当てた通達の文言からもうかがうことができる。

割庄屋からのこの通達は、その写しが上述の雛型の冒頭に載せられている。この中で割庄屋は、旧記類が 1 冊でも多く残ることは村役人の名誉であること、もし、この目録調進に漏れた文書類があれば、のちに他村との争論などにそれを持ち出しても信用されない、などと言明し、各村の庄屋に対して「昼夜を継御見しらへ被成候而成共、必々落洩等無之様御約之義專要御座候」と命じている。

以上の所見をもとに判断するならば、上述の 3 の可能性は、ほとんどないと考える。すなわち、嘉永 2 年の庄屋交替に際して、平賀氏に引き渡されたのは、「村政の運営に必要な最小限の文書」ではなく、庄屋文書のすべてであったと判断するのが妥当である。

b 嘉永2年以降のもの — I_2 —

これに該当するものは27点である。ここに含まれているのは、水帳(土地台帳)2点、宗旨改帳8点、免割帳(小帳を含む)10点、田畠売買質入等証文控2点、百姓人別持高帳2点、戸籍簿1点、および、既述の嘉永2年請取帳1点である。

3-3 平賀家文書中の市飯田村庄屋文書

平賀家文書に残存する市飯田村庄屋文書は約120点弱である。

実を言えば、平賀家文書の場合、平賀氏が居村の上保田村の庄屋も勤めていたために、ある文書が市飯田村庄屋文書なのかそうでないのかの区別が判然としないケースがある。たとえば、市飯田村と上保田村との間で証文類が取り交わされたような場合、双方の庄屋が同一内容のものを所持することは当然ありうるので、このようなものが1点だけ残されているときには、それが上保田村の庄屋文書か、市飯田村の庄屋文書なのかの判別は難しくなるのである。ここで120点弱としたのは、できるだけ厳密に捉えようとした結果の数字であるが、それでも完全には確定できないものが残されている。

平賀家文書も市飯田区有文書も、文書館が引き継いだときには、主題による物理的仕分けがなされていた。このため、もとの保管形態を手がかりにして文書1点ずつの素性を明らかにすることは困難になっている。

a 嘉永元年以前のもの — H_1 —

これに該当することが確実なものは28点ある。これらも I_1 と同じく前任の庄屋から平賀氏が引き継いだと見なし得るものである。以下に嘉永2年請取帳との対照結果を記す。

- 御触状写帳(寛政3年~天保9年)12点 —————→ 請取帳③②
- 雨池樋替夫積御免許帖(寛政3年~天保5年)1括 —————→ 請取帳⑧
- 惣百姓毛附高帖ほか(文化4年~天保15年)4冊 —————→ 請取帳④①
- 百姓人別一名見概野取帖ほか(文政2年)5冊 —————→ 請取帳⑧⑤
- 村方出奔帖外者願書付扣(天保7年)1冊 —————→ 請取帳⑧②

以上のほか，請取帳と対照できないものが数点あるが，現に平賀家に伝来している以上，これらも平賀氏が前任者から引き継いだことは明らかである。

b 嘉永2年以降のもの — H_2 —

これに該当するものは約100点弱である。

この中で最も点数が多いのは争論関係の文書である。またそれ以外にも，特定の事件に関わって庄屋が作成収受した文書など，毎年決まって作成されとは限らない種類の文書記録が多く，これらを合わせると残存文書（約100点）の3分の1を越える。

それ以外の，毎年確実に作成されるはずの文書記録としては，年貢諸役関係の帳簿類が比較的多い。ほかには，百姓受印帳など法令に関わる記録，普請関係記録類に多少のまとまりを見いだせるが，それらを除けば概して断片的な残存状況である。なお，上保田村と併せて記録された御用留（明治4年）が1冊だけ残されている。

3-4 区有文書と平賀家文書の比較 — I_1 ， I_2 と H_1 ， H_2 の比較—

前節と前々節では，現存する市飯田村庄屋文書の残存状況を，4つに分けて述べた。この4区分を，文書の履歴に注目して再言するならば次のようになる。

- ▶ I_1 は，もと市飯田村の庄屋が引き継いできたもので，平賀氏の手を経たあと，市飯田村に戻され区有となったもの。
- ▶ I_2 は，平賀氏が作成収受したもので，のちに平賀氏の手を離れ，市飯田村（区）の所有になったもの。
- ▶ H_1 は，もと市飯田村の庄屋が引き継いできたもので，平賀氏に引き継がれてそのまま同家に伝来したもの。
- ▶ H_2 は，平賀氏が作成収受したもので，そのまま同家に伝来したもの。

単純に考えれば，市飯田村庄屋文書は，平賀氏の手元にあったものの一部が平賀氏の手を離れたことによって，市飯田区と平賀家の双方に分有され伝来することになった文書群である。ここでは，その分有のされ方を明らかにし，平賀家の手を離れた文書の性格について述べたい。

a I_1 と H_1 の比較

これは、平賀家から出戻ったものと出戻らなかったものの比較ということになる。

単純に点数を比べてみれば、 I_1 は 300 点強、 H_1 は 28 点であり、平賀氏に引き継がれた文書の 9 割以上が市飯田村に出戻ったことになる。ただ、これは現存する文書に限った話であることに、一応、注意が必要である。嘉永 2 年請取帳に掲載された——しかし今は伝存しない——他の多くの文書記録類が、平賀家に残されたまま後に失われたのか、市飯田区有となった後で散逸したのかは、不明とするしかないからである。しかし、前述のように、近世庶民史料調査委員会の調査時点では、今よりも多い数の文書が区有として存在したことが知られるのであり、従って、不明な部分が多いものの、平賀氏は引き継いだ文書の大部分を手放したものとする。

問題は、平賀氏のもとにいくつかの文書が残されたという事実が、何らかの選択が働いた結果なのか、そうではなく、引き継いだ市飯田村庄屋文書の全てを手放すはずが、何かの偶然によって「こぼれた」ためなのか、という点である。残念ながら、この問題についての決定的な証拠は見つからなかった。しかし、次項で述べるように、平賀氏が市飯田村庄屋として作成収受した文書の分有のされ方には、明らかに選択が働いていると考えるべきであり、ここに属する文書(平賀氏以前の庄屋文書)も、それらと同じく何らかの選択が行なわれたものとする。

この選択にあたっての 原理 を厳密に明らかにすることはできないが、少なくとも、区有となった水帳(土地台帳)・宗旨改・年貢免状類・田畠売買証文控・社倉麦団籾貸付帳などは、村の権利・利害に関わる可能性のある公式な記録、村にとっての根本的な文書記録と判断し得るものである。また、以下の二つの文書——百姓人別一名見概野取帳と御触状控——について、次のような事実の指摘(および若干の解釈)が可能である。

■ 百姓人別一名見概野取帳ほか

これは平賀家文書の中に 5 冊残されている記録で、次に掲げるようなものである(形態はいずれも美濃判の横長帳)。

文政 2 年 3 月 8 日 賀茂郡市飯田村百姓人別一名見概野取帖 一番帳

文政2年3月11日	賀茂郡市飯田村百姓人別一名見概野取帖	二番帖
文政2年3月16日	賀茂郡市飯田村百姓人別一名見概野取帖	三番帖
文政2年3月18日	賀茂郡市飯田村百姓人別一名見概野取帖	四番帖
年不祥（文政2年）	〔市飯田村一名見概之節飯米方諸入用約〕	大河角

「^{みならし}見概」とは、一種の土地再調査のことで、検地帳の畝高と現実の畝高の^{そご}齟齬を調整し、貢租の不公平を解消するため、村単位で行なわれたものである（ただし村高は変更されない⁸⁾）。平賀家に残るものは、「野取帖」と称するように、この土地調査作業の直接の記録である。これは「飯米方諸入用約」とともに、嘉永2年請取帳^⑤の「一名見概一件書類」に相当すると考える。

一方、市飯田区有文書の中には、文政2年10月の「賀茂郡市飯田村名寄水帖 但シ一名見概名寄水帖」と題する土地台帳（美濃判縦冊、厚さ約40mm）が残されている（嘉永2年請取帳では②に相当）。これが、平賀家に残る4冊の「野取帖」をもとに作成されたものであることは明らかである。

これらを一連のものとして対比するならば、市飯田区有のものは、完成された結果の記録、平賀家のものは、それに至る作業過程の記録と言うべきであって、つまり、確定された公式な記録が平賀家の手元から離れ、それ以外のものが同家に残されるという選択が働いたと考え得る。

■御触状控

平賀家文書には寛政3年（1791）から天保9年（1838）まで12冊（13箇年分）が残されているが、区有文書には1点も見当たらない。失われた年のものの方が多いが、このような残存は意図的な選択が働いた結果だと考えるほかない。

これらの文書は表題から判断すると、藩の触・達を書き留めた、典型的な御用留のごとくである——事実、それらの写しも書かれてはいる——が、内容としては庄屋の心覚え的な記載が中心で、その書きぶりも概して雑駁である。後々の参照に堪える公務記録というよりは、メモ書きのような内容の文書である。

このような内容、および、平賀氏から文書が手放されるのが廃藩置県以後であったことを考え合わせると、これらは、平賀氏にとって必要だったから

8) 青野春水『日本近世割地制度史の研究』第三章第三節（雄山閣、昭和57年（1982））

その手元に残されたのではなく、平賀氏から文書の引き渡しを受ける側が必要なしと判断したからと考えるべきである。

b I_2 と H_2 の比較

これは、平賀氏が作成収受したもののうち、何が区有となり、何が同家の手元に残ったかという比較である。

点数で言えば、前項とは逆に、ここでは平賀家に残ったもののほうが多い(約8割)。しかし、前述のとおり、区有として伝来しているのが、水帳(土地台帳)・宗旨改帳・免割帳類・田畠売買質入等証文控・百姓人別持高帳などであるのに対し、平賀家伝来のものは争論関係文書など、個別的な事件・案件に関わる文書の占める割合が多く、概して断片的な残存である。このような対比は、やはり、多様な文書記録の中から、各種の権利に関わる公的記録や、村の根本的な記録を選択した結果であると考えざるを得ない。この点は、平賀氏以前の文書と似た傾向にあると判断できる。

しかし、これら嘉永2年以降の文書は、大半が平賀家に残されたことも事実であり、文書分有のされ方は平賀氏以前のものと同一ではない。たとえば、法度類に対する百姓受印帳がその例である。平賀氏以前のものは戻されて区有になっているのに対し、平賀氏の庄屋在職中のものは、平賀家に残されたままである。これは、市飯田村庄屋文書が平賀氏の手から離れるにあたって、平賀氏自身が作成収受したものか、前任者から引き継いだもので、判断(選択)に差がついたことを意味している。

c 小括

以上、平賀家文書と市飯田区有文書を比較し、両者の文書分有のありかたを検討した。失われた文書が多いことに注意は必要であるが、概して言えば、次のようになる。

- 1 平賀氏以前の庄屋文書は大半が市飯田村に戻され、逆に、平賀氏在役中のものは大半が平賀氏の手元に残される。
- 2 何が区有とされ、何が平賀氏に残されるかについては、意図的な選択が働いた。
- 3 平賀氏以前以後を通じて、区有とされたものには、村にとっての根本的な記録類、各種権利に関わる可能性のある公式記録、という性格を

認めることができる。

3-5 廃藩後の文書引継

市飯田村庄屋文書の「履歴」について、前節までに、「平賀家の手元を離れる」あるいは「区有になる」といった言い方をしてきた。しかし、この二つの言葉が同じ事実を意味しているかどうかは自明のことではない。平賀氏は廃藩置県まで——正確には庄屋制度廃止まで——市飯田村庄屋の役にあった。従って、その時点まで市飯田村庄屋文書が平賀家にあったのは確かである。現在の私たちは、それらの一部が市飯田区有文書になったという結末を知っているが、そこに至るまでどのようなプロセスがあったのかは、市飯田村庄屋文書の「履歴」の第二幕というべきもので、また独自に追求すべき課題である。

結論から先に言えば、残念ながら、庄屋制度廃止後の市飯田村庄屋文書が、どのような筋道をたどって今のような伝来形態に至ったのかを明らかにすることはできない。庄屋役を免ぜられた平賀氏が、どの文書をいつ誰に引き渡したのか、それらの文書がいつ市飯田区有になったのか、等の問題に直接答えてくれるような決定的な証拠は、ついに見つけることができなかった。

以上を、現時点における結論とせざるを得ないが、ここでは、この問題を考える際の基礎的作業として、明治初期、三新法以前の広島県における地方行政制度と職制の変遷を、甲斐英男の研究⁹⁾に依拠しつつ、年表風に整理しておきたい。あわせて、旧庄屋文書の扱いについて広島県がどのような規程を定めているか、また、他郡他村の例ではあるが、旧庄屋文書が実際にどのように取り扱われたかを、可能な範囲で述べることにしたい。

ただし、厳密に言うならば、広島県の規程や他村での事例がどうあろうと、それは、市飯田村庄屋文書という特定の文書群の、個別の「履歴」を、事実として確定するための直接的な証拠とはなりえない。より厳しく言えば、状況証拠にさえなりえないのは明らかである。「文書論」を展開するのではなく、あくまでも「市飯田区有文書に関する事実」を取り扱うという本稿の目的からすれば、以下の記述は逸脱的と言うほかないが、将来行なわれる詳しい分析の手がかりになることを期待して、あえて雑なノートを書くことにする。

9) 甲斐英男『明治地方自治制の成立』（広島女子大学地域研究叢書 II，昭和56年（1981））。以下、甲斐の研究はすべてこれによる。

明治4年11月 県内の戸籍編成の区画(158区)を設定する。

このとき市飯田村は第81区に編成される。

明治5年正月 庄屋等の村役人を免じ、新たに戸長・戸長副・少長・少長副を置く。

ここで新設された役職の管轄域は、戸長と戸長副が区、少長が村、少長副が村の中の組と定められ、その職掌はいずれも管轄域の「庶務ヲ掌ル」と規定されている¹⁰⁾。

御調郡^{みつぎ}菅村^{すが}内海家文書には、明治初期の布達類を綴ったものが何冊か残されており、この中に、広島県庁から出された庄屋等を免ずる旨の達の写がある¹¹⁾。これによれば、

右役義之者共一同差免候条、此旨人別江相達、且役用書類ハ其俟預置、追而役員相定候迄八当分諸用受引可申聞事

とあり、すでに県当局は旧藩時代の「役用書類」の取扱に注意を向けていることが分かる。旧役人から新設の役職者へそれらの文書を引き継ぐことを命じた県庁の達そのものは見いだせないが、ここで「預置」と述べたことから判断すると、県庁が文書の引継を想定していたのは確かである。

実際、少長が旧庄屋文書を引き継いでいる例がある。

廃藩まで御調郡^{みつぎ}白太村^{はかた}の庄屋を勤めていた内海清三郎は、明治5年2月16日、白太村の少長に任命された日野松之助に「御本帖」以下一つ書きで31ヶ条にわたる庄屋文書を引き渡している¹²⁾。しかし、一方で旧庄屋が文書を保存し続けている事例も指摘されており¹³⁾、旧庄屋文書の引継は広島県内においても一様ではなかったようである。

市飯田村において、このとき少長に任じられたのは平賀氏とは別の人

10) 「広島県史料」14(国立公文書館蔵)

11) 「〔明治五年諸布達書写〕」(備後国御調郡菅村内海家文書)。以下、同家文書はすべて広島県立文書館所蔵複製本による。

12) 前注11)に同じ

13) 西村 晃「広島県における戸長役場・町村役場文書の引継と管理——広島県山県郡芸北町旧村役場文書を事例として——」(『広島県立文書館紀要』第6号,2001年)において、山県郡高野村の例が指摘されている。以下、西村の研究はすべてこの論文による。

物だったらしい¹⁴⁾。ただし，平賀氏が新役人の少長に文書を引き渡したか否かは明らかでない。

明治 5 年 4 月 県内全体に大区小区制をしき，区域を定める。

このとき市飯田村は第 8 大区第 15 小区に編成される。

明治 5 年 5 月 8 日 職制改定。大区に区長と戸長，小区に副戸長を置く。

これらの役職の職掌は，いずれも管轄区内の「事務ヲ調理」することと規定されている。

明治 5 年 8 月 少長・少長副を廃止。代わりに高 500 石に 1 名の見込みで小区用係を置く。

この役職の改廃に際して，広島県庁が文書の引継を命じたか否かは不明である。ただ，広島県下第十大区（御調郡）では大区用所が次のような通達を出して，文書引き渡しを指示している¹⁵⁾。

別紙之通可被相心得、就而者是迄受村所帖面書類等受持之輩者其小区用係へ引渡可有之候事

壬申八月

第十大区用所

（別紙略，少長解任の県庁達）

其小区内村々少長同副□受持之諸帖面類各々引渡方相達候間、受取可有之候事

壬申八月

第十大区用所

第九小区用係中

実際にどのような文書記録が引き渡されたのかは明らかでないが，少長が持っていた旧庄屋文書が引継の対象であった可能性は高いと考える。

このとき第十大区用所から出された達の述べるところによれば，小区用係の設置の趣旨は「一小区内八惣係り」であるけれども，小区内の村数が多く「不弁利」もあるので，各用係に担当の村を引き受けさせるとし，用係一人につき一村もしくは複数村が割り当てられている。

14) 明治 5 年 2 月「市飯田村辻取引総差引後役引渡算用帖 ひかへ」(賀茂郡上保田村平賀家文書)によって，旧庄屋の平賀隆右衛門から後役(少長)への引継があったことが知られる。

15) 前注11)に同じ。

このような処置は広島県内全体で行なわれたらしいが、このとき市飯田村の担当を命じられた用係の名を知ることはできない。ただし、翌明治6年の1月から8月にかけて平賀寛夫¹⁶⁾が市飯田村の用係であったことは判明している¹⁷⁾。

明治5年11月20日 一町村を大組とし、大組に入札で惣代1名を置く。

この大組惣代は、行政組織の末端の役職というよりは、その名のとおり公選された町村の惣代的性格を持つものではあるが、のちに小区用係が廃止されると布告物の各戸伝達などの職務が付与され、行政系列下に組み入れられていった。

明治6年正月4日 大区用所と区長を廃止(代わりに総戸長を設置か)。

明治6年8月22日 総戸長・戸長・副戸長・小区用係を廃止。あらためて総区長・総区長付属、大区に区長・副区長、小区に戸長を置く(大区に会議所を設置か)。

甲斐英男が述べるように、これ以後、明治10年にかけて大区小区の役職・職制には、めまぐるしいほどの変化がみられた。この錯雑した事態の中であって、広島県庁は、この明治6年8月、文書の引継に関して重要な指示を出している。この年の8月23日、第十大区七小区戸長の石井成亮は、管下の小区用係に宛てて次のような通達を出し、役職交替の際は目録を作って文書の引き渡しを行なうことを命じた¹⁸⁾。

自今所役人転免之節八、奉職中之事務并取懸リ之事件後来之見込ヲ
詳細セル演説書ヲ作り、并先前之継送之書并現今取扱之諸簿冊等目
録ヲ添、新旧吏互ニ受渡之証書ヲ交付シ、尚県庁へも受渡之目録書
壱通新旧吏連名ニ而可差出旨被相達候ニ付、此段相違候也

明治六年八月廿三日 戸長石井成亮

七小区用係
土屋忠三郎殿

同 内海外蔵殿

(以下、3名略)

16) 廃藩以前に隆右衛門を名乗っていた人と同一人物。

17) 明治6年「十五小区用係公用書類控」(安芸国賀茂郡上保田村平賀家文書)

18) 「明治五・六年諸布達書」(備後国御調郡菅村内海家文書)

これが、1ヶ月前の7月17日に出された太政官布告251号（府県事務受渡規則）を受けたものであることは、文言からして、誰の目にも明らかであるが、文書引継目録の写しを県庁へ差し出すべしとしたのは、末端の村役人が持つ文書記録に対して広島県庁が積極的な関心を寄せていたことを示している。

この指示が、小区用係の廃止と同時に彼らに伝えられた以上、彼らの所持する文書も、この指示のとおり目録を添えて後任の者たちに引き継がれた（少なくとも、そうすべきであった）と考えるほかない。しかし、この小区用係の文書引継目録——その中には旧庄屋文書も含まれているはずである——の実例は、今のところ見つけることができない。

問題は、この小区用係の事務を（そして、おそらく文書も）引き継いだ者たちが誰なのかである。これについては、内海家文書に残された第十大区（御調郡）における以下のような記録が参考になる。

小区用係が廃止されたあと約1ヶ月して、第十大区内の各小区では村ごとの担当者が定められ、同時に区長が管下の各小区に宛てて次のような通達を出した¹⁹⁾。

（録カ）

方今事務専掌之時節二候所、其功薄ク畢竟勉□之厚薄二寄候二付、
今般吏制御改定区長副区長一名ツヽ、其他別紙之通被差置事務故用
係勤向同然ト雖モ此度ハ接待モ重ク戸長之名目ニ応シ最注意可致之
旨赴二付併鄭重不相成候様万事御駈引有之度候事

九月十九日 石井成亮
七九十小区宛 廿四日夕到来

このとき旧小区用係であった内海外蔵は、九小区に置かれた3名の戸長の一人となり、菅村以下3ヶ村を割り当てられている。事務は「故用係勤向同然」であるが、今後は「戸長之名目」に応じて最注意をすべしと命ぜられている。

これと前後して、県内各区長から広島権令に次のような伺が提出され、それに対して回答が示されている²⁰⁾『 』が回答の朱書部分）。

19) 「明治六年御布告記」(備後国御調郡菅村内海家文書)

20) 前注19)に同じ。

『第一条事件寄り同勤示し合等之義ハ勿論二候へ共、事務取扱ハ自宅ニ而取斗候事』

一是迄旧小区用係村々自宅ニおゐて事務取扱居申候所、諸廻章諸布達書持廻り飛脚賃等之費不少、且ハ一小区内之所置区々ニ相成、就テハ諸調事件押合等終ニ延引仕候義御座候ニ付、彼是以小区中央江壺ヶ所寄集戸長事務取扱候得者、諸事同一ニ被相行費も相省キ可申と奉存候、御判断可被成候事

(第2条略)

伺書によれば、これまで旧小区用係は自宅で事務を取り扱っていたけれども、それでは布達類の持ち廻り飛脚賃がかさむなど不都合もあるので、今後は「小区中央江壺ヶ所寄集」って「戸長事務」を取り扱いたい、という。これに対して広島県庁は自宅で事務を取り扱うべしと回答している。

以上のような、第十大区(御調郡)の例から判断するならば、小区用係の事務と文書を引き継いだのは、小区に複数名置かれた戸長であったと考える。

このとき、市飯田村の担当戸長に任命された者の名を直接知ることのできる証拠はない。しかし、明治6年12月の「賀茂郡菅田村免割帖」(平賀家文書)には、戸長として黒田為夫・平賀寛夫・下田拓也の3名が名を連ねており、おそらく、従前のいきさつから平賀寛夫が市飯田村を担当していたと考える。

明治6年10月18日 区長以下の事務章程を定める。

このときの事務章程に文書管理についての条文がないことは、西村 晃の指摘するとおりである。しかし、上述のごとく、文書引継目録の写しを県庁に提出させる旨の規定を考えるならば、戸長をはじめ各役職がおのおのの文書管理を適切に行なうべきことは、広島県庁にとって当然のことであったと考える。

明治7年3月27日 区長・副区長・戸長を廃止。あらためて大区に区長・副区長・会議所詰戸長・同副戸長をおき、小区を連合して事務所を設け、各事務所に戸長・副戸長をおく。

ここでは一度廃止された副戸長が復活している。第十大区では、九小

区戸長の一人として3ヶ村を担当していた内海外蔵が、あらためて副戸長に任命され、菅村と木梨村の受け持ちを命じられている。従って、小区の中であって何ヶ村かを受け持つ役職は、ここで戸長から副戸長へと引き継がれたことになる。

市飯田村がある第八大区十五小区では、平賀家文書によって何名かの副戸長の名が知られるが、残念ながら市飯田村を担当したのが誰であるのかは判明しない。

さて、以上の所見をもとにするならば、廃藩以後の近世庄屋文書は、この時点まで、旧庄屋→少長→小区用係→戸長→副戸長という役職の変遷に沿って動いていたことになる。もちろん、県内のすべての村において、庄屋文書の引継がこのとおりに行われていたは考えにくく、また、引き継がれたとしても、新旧の役職者が別人・別家であった場合、引継のたびに選別が行なわれたことも、当然、想定できる。しかし、規則に基づいた引継経路は、以上のようにたどることができるのであって、明治7年頃における旧庄屋文書——特に村の根本書類——の保管者として一般的に推定しうるのは、小区内の副戸長たちであったと考える。

実際、副戸長に任命されたのは旧庄屋クラスの者たちが多く、引継の問題を措いたとしても、旧藩時代の庄屋文書を所蔵していることは自然である。

明治8年7月27日 区長以下事務章程・職制を改定。

ここで改定された戸長職制の中に、次のような、近世文書の保存についての条文があることは西村 晃が指摘している。

区内各町村従来所有ノ古書旧記証券絵図等ノ類番号目録ヲ添、悉皆
櫃内ニ括納シテ之ヲ保護ス

これがどの程度実行されたのかは明らかでない。戸長の職務として厳格に行なわれたとするならば、副戸長たちが保持していた小区内町村の庄屋文書は、戸長の拠る小区事務所に集められ、まとめて保管されたことになるのであるが、この規定で言う「目録」は、未だその実例を見ない。

明治9年4月27日 大組惣代を廃止し、戸長付属を設置する。

廃止される直前の大組惣代が、実質、町村単位に戸長の職務を「代行」するような存在になっていたことは、甲斐英男が指摘している。戸長付属はこれに代わって設置されたもので、その職務が、布達の伝達、社倉の管理、年貢・区費徴収事務であったことは、西村 晃が山県郡の事例で明らかにしている。

市飯田村の戸長付属が誰であったのかは、今のところ不明である。

明治10年12月11日 区長・副区長・戸長・副戸長を廃止。一部大区会議所を合併の上、あらためて各会議所に区長1名・書記若干名を置く。また、小区事務所を合併の上、各事務所に戸長・副戸長各1名と筆生4名を置く。また、各町村に町村用掛を置く(戸長付属を廃止か)。

この組織改革には、戸長等の大幅な転任免がともなっており、円滑な引継をさせるため、広島県庁は詳細な「事務引継規則」を規定した(これについては西村 晃の詳しい分析がある)。

この規則は、目録を添えて受け渡すべき「書目」を列举しており、広島県庁が、どのような文書記録を引き継がせようとしていたのかが判明する。これによれば、列举された書目の中に、「検地帖扣」なるものが掲げられてはいるが、それを除けば、近世庄屋文書のゆくえを示唆するようなものは見当たらない。実際、旧藩時代の庄屋文書の取扱について、広島県庁がどのような指令を出し、どのような規則を定めたのかを追跡していくと、この時点あたりで明確な証拠は途絶えてしまうのである。

もちろん、事例は別であって、たとえば三新法施行後の明治12年6月、山県郡で新旧の戸長どうしが引き継いだ文書の中には、多くの近世文書が含まれている²¹⁾。これらの近世文書が、検地帳など村の根本台帳であることから、西村 晃は引継に際して何らかの指定があったと想定している。

このとき市飯田村を担当する町村用掛に任命されたのは、菅田村^{すげ た}の住人の菅田一雄である。彼はその職務にともない布達類^{つづり}の綴をいくつか作成しており、これらは現在、平賀家文書のうちに含まれている。

菅田一雄は、のちに市飯田村を含む複数村の連合戸長にもなったが、明治半ばに菅田家は家運が傾くことになる。同家は、たまたま平賀氏と親戚だったため、その家の文書は平賀家の管理下に入っらしい。結果として、菅田家の文書は、

21) 明治12年「荒神原村・中祖村・政所村・雲耕村・宮地村・橋山村書類引渡記」(広島県山県郡芸北町役場文書〔雄鹿原村〕1654)

現在，平賀家文書の一部として伝来している。市飯田區有文書の中には，もと菅田家（菅田一雄）の手元にあったものも含まれていると考えるが，それが平賀家を経て區有になったのか，それ以前に區有になったのかは判別しがたい。

明治11年 7 月 郡区町村編成法發布（三新法）

広島県が正式に大区小区を廃止し，町村戸長選挙規則を定めるのは，この年の11月である。市飯田村は，上保田村・菅田村・川角村と連合戸長役場を持ち，戸長の職には菅田一雄が就いた。

小区が廃止された後，それより狭い地域を管轄する各戸長役場に，小区事務所の文書記録を振り分けて引き継ぐという問題が生じたことは既に指摘されている²²⁾。旧庄屋文書の場合，振り分けそのものに困難があったとは考えにくい，が，広島県内において，町村戸長が旧小区事務所から庄屋文書を引き継いだ明確な事例は，未だ見いだせない。

市飯田區有として現存する庄屋文書そのものにも，大区小区制廃止にともなう文書引継を窺わせるような証拠・痕跡は，特に残されていない。

4 結語

本稿の場合，本文のような記述を行なうことそれ自体が，目的であったと考えるので，ここであらためて陳述すべき結論（のようなもの）はない。ここでは，広島県立文書館の文書整理業務において，筆者がどのような立場に位置しているのかを述べて，結語に代えたい。

公文書館・文書館における収蔵文書整理が，段階的に行なわれるべきものであることは，しばしば指摘されている。この段階は，ごく大雑把に言えば二つであって，一つは，文書1点ごとの出納利用を可能にするための 仮整理，二つめは，文書群の内的秩序を明らかにする 分析的整理 である。

現在の筆者が業務として行なっているのは，収蔵文書の 仮整理 である。広島県立文書館が持つ未整理文書の分量を考えれば，筆者は，たとえ定年まで当館に勤めたとしても，仮整理 業務に携わり続けるはずである。従って，分析的整理 は，筆者ではなく次の世代の文書館職員によって行なわれ

22) p.20 注13)の西村論文，および，丑木幸男「戸長役場史料論（三）」（『史料館研究紀要』第26号，平成7年（1995））

ることになる。このように，ある機関において，同一文書群にかかる上記二つの整理が，それぞれ異なった世代の職員によって担われるということは，特に珍しいことではないと考える。

さて，筆者が今担当している文書群は，本文で何度も触れた賀茂郡上保田村平賀家文書である。仮整理の段階であるため，文書群の内的秩序を再構成するといった難しいことを本格的に考える必要はないのであるが，それでも整理を進めているうちに，平賀家文書の成り立ちが意外に複雑であることを筆者は知るに至った。そして，その過程で，平賀家の先祖が就いた役職や，それに付随する文書が何なのか，あるいは文書どうしの関係も，少しずつ分かるようになった。このようなことは，平賀家文書と筆者の関わりについてののみ当て嵌^はまることではない。文書整理を行なうということは，その文書と文書群についての「認識」を深めること——より正確に言えば，文書と文書群の履歴についての認識を深めること——にほかならないからである。この「認識」は，可能性で言うならば，その文書を利用する上で役に立ったり，また，将来に行なわれる分析的整理のための基礎的作業というべき役割を果し得るものと考ええる。

仮整理は，その成果物として仮目録を生み出すことになるが，ただ，この目録の形式は概して単純かつ素朴なものであって，文書整理者として得ることのできた「認識」の全てをそこに表現できるわけではない。言うまでもないが，すべての仮整理担当者は，定年その他の理由でいずれは職場を去る人間である。その時までには，自己の持ち得た「認識」を客観化しておくことは，整理という名のもとに文書に優先的に接することのできた者の務めであると筆者は考える。本稿を作成するにあたって，煩雑さを厭^{いと}わない書き方を心がけたのもこのためである。

実を言うと，本稿で取り扱った市飯田区有文書は，筆者が仮整理を担当した文書群ではないのであるが，整理中の平賀家文書に密接な関係を持つ文書群であったため，取りあげることにした。

(付記) 本稿は，独立行政法人国立公文書館における平成13年度公文書館専門職員養成課程の修了研究論文である。本誌掲載にあたって，一部文言の修正を行った。

(ながさわ ひろし 副主任研究員)

【資料】嘉永2年請取帳

各箇条の丸付き数字は参照のため便宜的に付けたものである。

（表紙）

（145mm × 455mm）

嘉永二年
賀茂郡市飯田村諸帖面旧記并村用諸道具請取帳
酉十月

覚	市飯田村	
① 一 御本帖	二冊	⑦ □ 雨池一件書類 壺括
但 正保三年 御地詰帖 享保貳拾一年 地概帖		⑧ □ 雨池普請方樋替等 壺括
② 一 一名見概名寄水帖	壺冊	□ 免許物類 □ 御紙面四通共 寛政三七兩年分 文政三年 但 同十三年 天保五年 ノ
外二御紙面 壺通 但 文政貳年		⑨ 一 御山帖 五冊
③ □ □ 切帖	壺冊	享保十一年 但 宝暦八年 文政四年
右同断		⑩ 一 御山所一件書類 壺袋
④ □ 御給知方水帖	五拾冊	⑪ 一 糸ひねヶ城柴原山 壺通
宝永 ^{七年} _{十年} 安永九年 天明四年 但 寛政 ^{三六} _九 四ヶ年分 享和 ^三 _年 文化二五七九十一 五ヶ年分 文政 ^{九年} _{十三年} ノ		⑫ 一 上保田村と山論済口請書 壺通
⑤ 一 差出帖	六冊	享保十六亥年
宝永三年 享保六年 寛保 ^三 _年 但 延享三年 安永三年 寛政四年 ノ		⑬ 一 右同断取交証文 壺通
⑥ 一 雨池樋橋帖	拾三冊	文化十酉年
寛延三年 明和九年 但 安永七八兩年 寛政元八十 三ヶ年 文政四七兩年分 ノ		⑭ 一 右同絵図 壺枚
		⑮ 一 御留御帖付木改帖 三冊
		天明元年 但 同 七年 文化八年 ノ
		⑯ □ 人家牛馬改帖

- 享保五年
但 元文二年
✓
- ①⑦ □ 人馬御改帖
安永貳九両年分
天明六年
寛政四年
享和四年
但 文化七十三両年分
文政五十一両年分
天保五年
同 十一年
弘化三年
✓
- ①⑧ 一 威鉄炮請継判形帖 拾貳冊
元禄貳年
正徳五年
享保拾四年
但 寛延四年 三冊
天明六年 二冊
安永三年
文化十四年 二冊
文政六年
外二書付扣類数同
- ①⑨ □ 右請継願書付 一袋
- ②⑦ □ 村絵図 五枚
寛保貳年
但 文化十四年
文政貳年
年号相知不申分貳枚
- ②① 一 産物改帖 五冊
元文元年
安永九年
但 天明元年
同 二年
寛政七年
✓
- ②② 一 国郡志書出帖 壹冊
但 文政二卯年
- ②③ 一 田畠山林売買証文扣
文化七年 弘化五申年迄
- ②④ 一 五人組改帖
文政七年
但 同十三年
天保八年
- ②⑤ 一 諸普請夫積帖 四拾五冊
- 明和七年 弘享和三年迄
- ②⑥ 一 右同断扣類 壹括
- ②⑦ 一 郡仕出扣 三冊
弘化四未年分
- ②⑧ □ □ 書付扣 三拾九冊
安永二年 弘天保拾五年迄
弘化二巳年 弘嘉永元申年迄
- ②⑨ □ □ 田下見帖
宝暦七年 弘天保十五年迄
弘化二巳年 弘同四未年迄
- ③⑦ 一 有麦目録扣 拾冊
明和六八年
安永四五七年
但 天明元三四年
寛政三年
✓
- ③① 一 宗旨改帖
延享貳年 弘五年迄
寛延三年
宝暦五六十一十二三年迄
明和元 弘九年迄
但 天明二年 弘八年迄
寛政元年 弘十二年迄之内
安永二 弘九年迄
享和元 弘弘化四年迄
嘉永元申年分
- ③② 一 御触書扣
寛政三年 弘嘉永元年迄
内 文政六七文化三 無之
寛政十一
- ③③ 一 御免状 壹括
宝暦三年 弘十四年迄
明和二年 弘九年迄
安永二三五六七年迄
但 天明三四七八年迄
寛政三年 弘天保二年迄
天保九戌年 弘弘化三午年迄
✓
弘化四未年
- ③④ □ 所御免割帖 壹括
外二勘定下札并人馬目録共
文化十二年 弘文政十年迄 横帖
但 文政十一年 弘弘化四未年迄 半紙立帖
- ③⑤ 一 同上り帖扣小帖共 壹括

- 外二夫割帖共
宝暦元年より弘化二巳年迄
弘化三年同未年分
- ③⑥ 一 同御免許帖 壹括
享保十七年より宝暦二年迄
但 明和二年より
天保十五年迄
内 天保三より八迄 丸御給知二付なし
- ③⑦ 一 入置銀仕払算用帖
明和元より文化十一年迄
- ③⑧ 一 入置過不足割賦帖 九冊
天保十亥より弘化四未年迄
- ③⑨ 一 御年貢算用帖 壹冊
弘化四未年
- ④⑩ 一 所夫割帖
明和二四五七九迄
但 安永二三四五六七九迄
宝暦四五六七九十一迄
天明二年より弘化四未年迄
- ④⑪ □ 人別高改帖
安永四年
明和七年
寛政二六九年
但 享和二年
文化二四七九二十五年
文政二三六十二年
天保四九十五年
ノ
- ④⑫ 一 人別作高帖 壹冊
弘化元申年
- ④⑬ 一 社倉穀本法成就之節根帖 壹冊
天明六年
- ④⑭ 一 同御法則書 三冊
- ④⑮ 一 社倉麦年々算用□帖扣
天明六年より弘化四未年迄
- ④⑯ 一 社倉麦年々貸付取建帖
天明元より弘化四未年迄
内 文政四年分なし
- ④⑰ 一 御困初貸付取建帖 壹括
寛政元三六七八九十十一年
享和三年
宝暦六年
但 天明三より七年迄
文化三七十年より
弘化二巳年迄
同 三午四未年
- ④⑱ □ □ 用銀并夫役米 取建帖 壹括
□ 国役金等
- ④⑲ □ 野路山御開地書付控 壹冊
- ⑤⑰ □ □ 出寸志銀帖 壹括
- ⑤⑱ 一 御山所毛上御免許
百姓人別へ割付帖
外二諸入用約帖 壹冊
但 文政三より十三年迄
天保二より七年迄
- ⑤⑲ 一 社倉蔵立替御免許状 壹通
文政十亥年
- ⑤⑳ 一 同諸入用請払帖 式括
但 文政十亥年
天明六年
- ⑤㉑ 一 村用貯銀算用帖 壹冊
文政十三寅年
- ⑤㉒ 一 荒神頼母子算用帖 壹冊
天保五年
- ⑤㉓ 一 同加入人別覚帖 壹冊
天保五年
- ⑤㉔ 一 入質証文書入帖 壹冊
右同断
- ⑤㉕ □ □ 銀算用帖 壹冊
文政十三年
- ⑤㉖ □ □ 勸農坂江御用状持賃
□ 算用帖 壹冊
天保四年
- ⑥⑰ 一 社倉穀貯銀算用帖 壹冊

天保六年	寛政二年方四年迄 三冊 文政二年 壹冊
⑥1 一 右貯銀辻算用帖 壹冊 天保七年	⑦5 一 御貸御拝借銀貸付 壹括 并取立帖
⑥2 一 社倉麦追加石貯帖 壹冊	⑦6 一 氏宮建替并修復 壹括 入用帖并祭礼入用 米取立帖類
⑥3 一 御巡見様御通行之刻 壹冊 諸入用取立帖 宝暦十一年	⑦7 □ □ 給米御法則写帖 壹冊 宝永元申年
⑥4 一 田畠売買之節他村方判賃取立帖 天保九年	⑦8 □ □ 見取米名寄帖 壹冊 文政十二年
⑥5 一 聖護院様御通行 壹冊 諸入用割取立帖 安永二年	⑦9 一 御見取米取建帖 壹括
⑥6 一 当村平兵衛と縁談 七通 丸山村紋蔵 懸り合之刻書類 文政十年	⑧0 一 駅用郡用諸品取縮 壹冊 申渡覚書写 但 丑五月と有之
⑥7 一 菊平懸合一件書類 亮達 天保六年	⑧1 一 諸秤改一件 壹括 但 天保八年 文政十二丑年
⑥8 □ 当村平兵衛 掛合一件 壹括 上保田新右衛門 書類	⑧2 一 出奔帖外願書扣 壹冊 但 天保七申年方
⑥9 □ 伊平 鬪引一件書類 万吉 □ 兵衛 天保六年	⑧3 一 寺社諸奉加員数書出帖 三冊 文政十二丑年 弘化五申年
⑦0 □ 御法度筋并村法則 壹括 読聞百姓人別受印形帖	⑧4 一 六会法一件帖面 壹括
⑦1 一 御俟約一件書類 壹括	⑧5 一 一名見概一件書類 壹括
⑦2 一 村方長百姓申談覚帖 壹冊 文政八年	⑧6 一 夏上諸役銀取立帖 外二勘定目録共 明和二酉年方嘉永元申年迄 内 天保八十三なし
⑦3 一 才助盗碇買受候 式通 御吟味一件書類 天保六年 外二諸入用仕出帖 壹冊	⑧7 □ □ 穂 植 □ 一件 壹括 □
⑦4 一 直段下二付 四冊 諸色直段約帖	⑧8 □ □ 百姓家財木并薪 壹袋 □ 手御免許物類

[illegible]

広島県深安郡山野村役場文書の引継と管理について

—庄屋文書と戸長役場文書を中心に—

西村 晃

【要旨】 本稿は、広島県深安郡山野村役場文書を事例に、庄屋文書と戸長役場文書の引継と管理の形態について検討した。近世では、庄屋の頻繁な交代を契機に庄屋文書引継システムが整備されていたが、戸長役場文書については、管轄区域の変更がなく、戸長交代も少なかったため、村における自主的な文書管理の認識は近世から引継がなかった。統一的な地方行政制度の確立を目指す政府の意向を受けた県・郡の指示・監督強化によってようやく文書管理システムの整備が進む。

はじめに

筆者はさきに、「広島藩における村方文書の管理規定とその実態」(『広島県立文書館紀要』第4号、平成9年(1997)、以下拙稿A)で、安芸国賀茂郡吉川村竹内家文書を用いて広島藩領における庄屋役交代に際する文書引継の実態を検討し、また「広島県における戸長役場・町村役場文書の引継と管理—広島県山県郡芸北町旧村役場文書を事例として—」(『同上』第6号、平成13年(2001)、以下拙稿B)では、広島県山県郡芸北町旧村役場文書を用いて広島県内の町村における文書管理の特徴について考察した。拙稿Bでも指摘したが、広島県では県庁文書が焼失し、郡役所文書も残存しないため、県や各郡における行政文書の保存・管理について検討することができない。また、残されている町村役場文書からも具体的な文書保存規程はこれまで見つかっておらず、町村における文書管理の状況について明らかにするのは困難である。そこで拙稿Bでは、文書引継目録や簿書目録を通じて、村役場における文書保存の実態を明らかにしようと試みたが、その一端を垣間見ることしかできなかった。しかし、村役場における文書保存を明らかにするためには、このような地道な事例研究を積み重ねるしか方法はないと考えている。そこで、本

稿では、拙稿 A・B に引き続いて、当館寄託の広島県^{やすな}安那郡^{やまの}山野村役場文書を事例に、近世期以降、福山藩—福山県—^{ふかつ}深津県（^{おだ}小田県）—岡山県—広島県と管轄が変化する備後地域における文書保存の形態について検討しようとしたが、時間的制約もあり、本稿では近世期及び大区小区制・戸長役場期の庄屋文書・戸長役場文書の引継と管理について考察することとする¹⁾。なお、本稿は山野村役場文書を整理・利用するにあたり、文書群の成立を理解するための基礎作業の一つと位置づけたいと考えている²⁾。

1 安那郡山野村と山野村役場文書について

はじめに、文書群全体の概要を記す。

文書群名 広島県深安郡山野村役場文書

請求記号 9607

出 所 山野村役場

地 名 備後国安那郡山野村・^{やかわ}矢川村 / 福山県安那郡山野村・^{やかわ}矢川村 / 深津県安那郡山野村・^{やかわ}矢川村 / 小田県安那郡山野村・^{やかわ}矢川村 / 広島県安那郡山野村・^{やかわ}矢川村 / 広島県安那郡山野村 / 広島県深安郡^{かも}加茂町 / 広島県福山市山野町 [現在]

旧支配 福山藩領（水野氏） / 天領 / 福山藩領（阿部氏）

歴 史 山野村は広島県東部福山市の最東北端、東は備中国（岡山県）、北・西は備後国^{じんせき}神石郡という山間部に位置する。海拔は 500～100 メートルと標高差が著しく、ほとんどが山地である。林野率が高いため、古くから林業に依存することの多い山村であった。交通の便が悪く、明治 30 年代に南の加茂村から山野村田原へと里道が開通したことにより、ようやく荷車での輸送が可能になったという。福島正則が改易された元和 5 年（1619）、水野勝成が大和郡山 6 万石から備後 7 郡と備中 1 郡など 10 万石を賜って^{かななべ}神辺城（のち福山城を築城）に入城し福山藩が成立したが、元禄 11 年（1698）に改易、その後幕府の天領となった。この間旧福山藩領は幕府によって総検地が行われ、5 万石が打出されて 15 万石となった。このとき、山野村は福島検地時の 947.575 石から 1231.394 石へ、矢川村は 106.479 石から 131.309 石と村高が増加している。2 年後の元禄

13年に松平忠雅が出羽国山形10万石から転封となって福山に入城したが、この10万石は水野時代の10万石ではなく、検地によって15万石とされたうちの10万石であったため、安那郡山野村と矢川村は、神石・^{こうぬ}甲奴郡とともにそのまま天領として残り、当初は^{じょうげ}上下代官所の支配下、享保2年(1717)以降は^{かさおか}備中笠岡陣屋付となった。一方、福山藩では宝永7年(1710)に松平氏が伊勢国桑名へ転封となり、かわりに福山10万石へは下野国宇都宮から阿部正邦が入封する。嘉永3年(1850)、藩主阿部正弘が1万石の加増を受け、このとき山野・矢川両村は福山藩領に復することとなった。明治4年(1871)7月、廃藩置県により福山県となり、11月には備後国の旧中津県及び備中国の倉敷県など旧7県、飛地分も含めて合計13県分が深津県となった。翌年6月には小田県と改称されて県庁が笠岡に置かれ、8年12月には岡山県に合併、9年4月にそのうち備後6郡だけが広島県に移管された。明治4年7月に戸籍法が公布されると福山藩ではいち早く大区小区制を布き、山野・矢川両村は安那郡18区となったが、廃藩置県後は、郡の名称を廃して第6大区19小区、岡山県合併後は岡山県西第6大区19小区、広島県移管後は広島県第19大区12小区(10年12月に5小区と改正)、17年7月の連合戸長制では安那郡山野村・矢川村戸長役場、22年4月に施行された町村制で安那郡山野村(明治31年から深安郡)となった。この間山野村・矢川村という編制に変化はない。昭和30年(1955)に加茂・^{ひろせ}広瀬・山野の3か村が合併して深安郡加茂町(村役場は大字芦原)となったが、さらに昭和50年に福山市に合併、現在では福山市山野町山野・矢川となっている。

伝 来 山野村役場文書は、合併後に加茂町―福山市へ引き継がれず、旧役場内に残された文書群である。この保存については、地元で早くから懸案となっていたが、収蔵庫建設問題で暗礁に乗り上げていた。しかし、「明治維新前後からの貴重な文献が多数保存されてある、県下でこんな村はすくない、大切に保存するように」という広島大学の後藤陽一教授の助言もあり、昭和45年(1970)4月に山野郷土資料保存会(初代会長島谷真三氏)が発足した。同年5月、山野農事センターのブロック造りの小室2室を改造(窓を閉じて直射日光を遮り、耐火扉とする)して収蔵庫を整備し、その中で保管することとなった。翌46年7月、広島県史編纂室と広島大学の学生が調査と整理に訪れ、「山と積まれた古文書をいちいち種目

別，年代別に分類，保存上要否の別をつけて書箱におさめ」，8月までに書庫に配架した。47年4月にはこれをもとに，『山野郷土資料館収蔵目録』が刊行されている。平成8年（1996）1月，当館が「行政文書補完事業」のために調査，役場文書に綴られている県の通達類のマイクロ撮影を開始した。保存会では協議を重ねた結果，「保存資料は多湿のため変質や紙質の低下，汚損き損の傾向がみられ，現施設での保管には限界があり，やがては保存会設立の目的に反することになることも予測」されるため，山野郷土資料保存会と当館とが協議，同年9月に寄託された。

数 量 約 7,600 点

年 代 元禄13年（1700）～昭和49年（1974）

構造と内容 年代別の構成は次のとおり。①近世期の山野村・矢川村庄屋文書，②廃藩置県から明治11年の郡区町村編制法施行までの小区文書，③明治22年の市町村制施行までの戸長役場文書，④昭和30年の加茂町合併までの山野村役場文書，⑤合併後の加茂町山野支所文書，⑥山野村農会（農業委員会）・帝国在郷軍人会山野村分会・山野信用販売購買組合・山野産業組合・山野村国民健康保険・山野たばこ耕作組合・加茂町山野観光協会・加茂町青年団山野支部など各種団体文書。それぞれの点数は整理が完了していないため明らかでない。

検索手段 コンピュータのデータ，及び『山野郷土資料館収蔵目録』

2 山野村・矢川村庄屋文書の引継と管理

2-1 福山藩領庄屋文書の引継と管理

まず，近世期の福山藩における庄屋文書の引継と管理について検討したい。

福山藩では，元禄検地での打出しの影響などから百姓に対する搾取が強化され，引続く災害とも重なって農村は疲弊し，享保・宝暦・明和・天明と一揆が連続して起こった。藩主阿部家は，福山入封直後の正徳3年（1713）に村入用に関する規定を布達し，村入用を細かに書き留めた「小日記帳」を毎月，^{つりがしら}釣頭・長百姓・小百姓の代表が立会って改めた上，代官所に提出してその監査を受けるとことを命じ，村入用の使途基準について定めている³⁾。しかし，時を経るにしたがい，村入用の増大が問題となるにもかかわらず，村入

用の認定や査定が村役人によって行われ、庄屋が村民の判形を預かって「小日記帳」を作成し、また十分に村民に説明を行わないことなどから、村入用の使途をめぐって村民の疑惑を招き、「小日記帳」の公開をめぐって争いが絶えないようになった。天明の一揆では、年貢・村入用勘定帳簿の仕立て方やその公開についても繰り返し指示しているにもかかわらず、惣百姓要求事項全29か条のうちでも「村々庄屋御差替御願之事」、「村小日記毎月百姓共相改申候様御願之事」、「庄屋小日記郡役所にて判形、百姓へ為読聞御願之事」が挙げられている⁴⁾。藩は庄屋交代以外の百姓側の要求を認めるとともに⁵⁾、「小日記帳」の作成については、百姓から疑念を持たれないよう、内容について読み聞かせ、納得の上各自捺印^{なついん}させるよう、また庄屋に印形を預けることなどのないよう庄屋に求めている⁶⁾。このほか、福山藩は、年貢納入が円滑に行われ村方騒動が発生しないよう、「小日記帳」その他年貢・村入用諸帳簿の作成からその認証、公開に至るまで公平で透明であるよう繰り返し庄屋に厳しく申しつけている。

福山藩の村落の支配機構は、水野氏時代においては大庄屋—庄屋—組頭—釣頭で、村内の有力者から選ばれる庄屋はだいたい世襲制であった。天領・松平氏時代を経て、阿部家になると大庄屋(または世話役年番)—庄屋—組頭—釣頭が復活している⁷⁾。庄屋は藩の任命によったが、この時代においても当初は世襲制の場合が多かったと思われる。しかし、村入用の使途をめぐって村民との争いが絶えないため、藩では天明一揆後、常々庄屋の動向に注意を向け、百姓から疑惑を抱かせるような者は、百姓から申立てがされないうちに、人柄の善悪を見極めて交代させるよう代官等に命じている⁸⁾。こうして、村内に適任者が不在な場合は、しだいに他村の村役人が兼帯する場合や、入庄屋として任命する場合も出てきた。庄屋世襲制はしだいに崩れ、村内または村外の有力者の間で交代する機会が増していったと思われる。明治4年2月の時点で、領内167か村172名の庄屋のうち他村住庄屋は69名で、40%を占める⁹⁾。

庄屋が世襲される場合は、庄屋文書も家付き文書と認識され、改めて親子間で引継目録が作成されることはなかったであろう。しかし、文書の公開が要求され、庄屋も村内外から頻繁に交代するようになると引継を行う必要が生じてくる。福山藩領の庄屋交代にともなう文書引継目録のうち、管見の限り最も古いものは寛政3年(1791)芦田郡土生村^{あした はぶ}の「諸帳面諸道具引渡帳」で

ある¹⁰⁾。土生村では同年、栗柄村惣四郎から新任の土生村庄屋に対して「都合七拾六品」(72冊, 6通, 1挺, 6つ)の文書・道具が引き継がれている。この目録は新庄屋と父石村・町村庄屋両名の「御掛合」(立合の意か)を含めた3名に宛てるという書式を取っている。遅くとも18世紀末には庄屋の交代に際して文書引継が、他村庄屋の立会いのもとで行われ、これら庄屋の役務上で作成された文書が、庄屋個人や家に帰属するのではなく、公開を前提とした村の共有文書として意識されるようになったことが確認できる。ただし、惣四郎の在任期間、前任庄屋から何を引き継いだか不明であるため確定はできないが、寛政3年の引継で対象となったのは主に前年作成の現用文書だけで、非現用文書は反古にされたか、そのまま惣四郎宅に残されていたものと考えられる。

しかし、この時点では庄屋交代にあたって何を引き継ぐかは明確に定まっていなかったと思われる。文化8年(1811)閏2月、福山藩は、水帳・指出帳・名寄帳・地並帳などの土地関係帳簿、御条目・浦々御高札等・宿場御書付等・浜方御条目・御用廻状留帳及び願書扣覚帳などの法令・願書類、小日記帳・役目米小面寄帳・御勘定目録(年々)・御免定(年々)などの年貢・村入用に関する帳簿、質入証文控帳(年々)、村方伝来の書類・道具類など、庄屋交代にあたって跡役に引渡すべき帳簿31件を指定し、続いて次のように命じている¹¹⁾。

右者旧庄屋後役引渡勘定諸帳届之儀ハ、其組合年寄又ハ古役之者へ申付、勘定吟合諸帳面等引渡し相済、目録差引帳面指出し来候へハ、指定候諸帳面其外当時入用之米銀指引帳面計引渡候事二相見へ候、然ル処村内地方之論又ハ指縫等有之節、庄屋役人相吟遣し双方為致納得内済可取計事二候得共、旧記等無之難相分二付而者無抛及願出二、吟味之節庄屋役人共難及即答儀も間々有之、心外たる事二候、尚又其村指出帳之内其外古来之事とも相尋候節、村方二而可相分儀迄当時度々庄屋相替り候儀故、古帳面旧記等無之二付難相知之旨及返答候事も有之候、畢竟引渡諸帳面其外書類、当時入用之物計年来引渡来り之事故、古キ事難相分り候間、決而等閑二不可取計候、仍右此度前文三十ヶ条相吟申付候上ハ、以来引渡掛合庄屋共尚又請取庄屋并後見庄屋等□□詳二吟合、受取渡可申候、右ヶ条之外二も帳面尚其村二寄心当り之書類可有之候、相糺不残引渡可申候、其上双方ハ前条之通御渡之帳面目録等是迄之通其郡大庄屋共へ指出し、大庄屋場二而与得

相吟，相違無之上指出し可申出候，以上

これまでは庄屋交代にあたって，新庄屋側から指定した勘定関係の帳簿，それも現用文書しか引き継がれていなかったため，村内の争論に関する過去の取り決めなどが不明となる場合や，「指出帳」などに記述されるような各村独自の古来の事項について藩から尋ねられても，当時の庄屋が不案内な場合が生じるようになってきた。そこで今後は，年貢・村入用帳簿，御用留・願書留，質入証文控帳などは複数年にわたり，また村の台帳類や年々作成される帳簿以外の村方伝来書類や内済証文までも残らず引継の対象に加えるとともに，これらの文書を新旧庄屋と掛合・後見庄屋の立合いのもとで詳細に調査して引継ぎ，その目録を大庄屋へ提出するという厳格な引継を行うよう命じているのである。これが実現すれば，庄屋の手元にある多数にわたる文書類が引継の対象となるであろう。

この通達に基づいて引継が行われた例が文化12年(1815)年の「土生村諸帳面引渡目録帳」¹²⁾である。この土生村庄屋太吉から与五郎への引継にあたっては，まず先庄屋太吉から当庄屋与五郎へ請渡の印形を行い，続いて与五郎が帳面請取の印形を行い，さらに2名の他村庄屋が奥書印形を行うという厳重なチェックの上で引継が行われており，藩の指示どおり厳格な引継システムがひとまず実現していることがわかる。表2のように，最初の31件はまず藩からの通達に沿った文書と道具類を書き上げ，文書不存在の場合も「無御座候」とわざわざ断っていることが確認できる。これは同じ土生村の引継目録であるが，寛政3年と帳簿表題が一致しないものが多く見られる。福山藩は帳簿の「仕立方区々」であったことが村民に疑念を抱かせる原因の1つとなり，近年は帳簿を「村々一致二相組候様」作法を改正したことで「疑念相止候」結果となったことを指摘している¹³⁾。しかし，この引継では，指定された以外の宗門改帳や五人組帳などを引継の対象としている一方で，「年々」と指定されたものもこれまで通り前年の現用文書しか引き継いでおらず，非現用文書はなおも旧庄屋元に残されたことが推測される。

その後，長らく文書引継や管理に関する藩の通達は確認できない。明治3年(1870)6月になって庄屋文書の調査が行われ，「庄屋場二有之書類諸帳面，一打書二して脇江訳書致し」提出させている。書式を示して水帳・名寄帳・御年貢米銀勘定帳・御免定・月々小日記帳・辻日記帳，済口規定書・村内規定書その他について記述し提出を求めているが¹⁴⁾，この意図は明らかでな

表 2 「土生村諸帳面引渡目録帳」(文化12年)

文化 8 年通達の指定帳面	文化 12 年土生村引渡帳面	
御水帳并新田畑見取場山藪共	御水帳	2 冊
	新田畑縄帳	5 冊
指出帳	村指出帳	1 冊
御条目	御条目	無御座候
浦々御高札并畳表・生綿・繰綿其外御定書， 浦々御用浦触留帳		
神辺・今津・山手村・府中市村宿場御書付并 請払帳共		
塩浜有之村々八浜方御定目并二問屋共御書付 共		
名寄帳面并山藪，尤質入或者切替等有之節者 委細書入詳二可致置，坪引之村方者其時々相 吟可申事	田畑名寄帳	3 冊
	新畑名寄帳	1 冊
	小林名寄帳	1 冊
	藪名寄帳	1 冊
地並帳組山藪共	地並帳	無御座候
御普請ヶ所付帳	御普請場所ヶ付帳	1 冊
御年貢算用帳	御年貢算用帳	1 冊
役目米割賦帳組除高夫々書入可申事	役目米割賦帳	1 冊
小日記帳并月小日記帳	辻小日記并月小日記	2 冊
諸引仕出帳，但坪引之村方八坪引壱石二付何 程，畑方壱石二付何程書訊，其外諸引方何引 何程々々名目相顕引帳仕段可申事	諸引仕出帳	1 冊
役目米小面寄帳	役目米小面寄帳	1 冊
御普請帳并二井関川除村普請等帳之事	井関川除下改帳	1 冊
村蔵納小面寄帳并請取帳共	村蔵納請取帳	1 冊
御勘定目録年々之分	御勘定目録	1 冊
米寄帳并津出シ帳共		
年々御免定	御免定	2 通
銀納寄帳并請取帳共		
年々御用捨米拝借米之割賦元帳	御用捨米割賦帳	1 冊
	御拝借米割賦帳	1 冊
一毛引抜綿早中晩田或八年季鋤下等元帳	一毛荒下改帳	1 冊
	鋤下下改帳	1 冊
御払米寄帳御払米請取帳	御払米請取帳	1 冊
御用廻状留帳并年々被仰出候都而願書扣覚帳 等年々之分	御俟約御書附	1 冊
	願書扣	1 冊
年々米銀指引帳		
村他掛作帳并村地郷蔵引帳年々之分	村地掛作無之二付帳面無御座候	
諸給米共外継渡米帳		
年々質入証文控帳	田畑諸証文扣	1 冊
村借用銀証文扣	村借用証文扣	1 冊
村方伝来之書類只（公カ）事裁断内済証文等 呼合相渡し可申事	村方伝来之書類公事裁断内済 証文等	無御座候

村方伝来候諸道具等相渡候事	村方伝来之諸道具 村方道具舛三つ、火用幟壱つ、但組頭忠蔵江渡置候
	宗門御改帳 4 冊、人数増減帳 1 冊、人数辻目録 1 通、起請文控 1 通、鉄炮所持不仕小面印形帳 1 冊、五人組帳 1 冊、被仰渡候趣御請書 1 冊、御年貢下札請取 1 冊、銀納村入用銀請取帳 1 冊、初大豆割賦帳 1 冊、応狭掛銀指引通 1 冊、酉年高居帳 1 冊、御普請御樋方通 1 枚、寺院鉄炮所持証文 1 通、御見取場御改御書付 1 通

注：広島県立文書館寄託・中戸家文書

い。これに応じて提出された目録に、明治 3 年 6 月品治郡戸手村が提出した「諸帳面一切書上帳」がある。この目録では点数は記入されず、各帳簿の内容について記述されているだけである¹⁵⁾。

2-2 山野村における文書引継

続いて、山野村・矢川村の文書引継と管理について検討する。山野・矢川両村は嘉永 3 年(1850)、福山藩主阿部正弘の 1 万石加増にともない、天領から福山藩に復した。天領時代の文書引継・管理に関しては資料がなく不明である。山野村役場文書には福山藩に復して以降の文書目録が 4 点存在する。

表 3 山野村・矢川村歴代庄屋

山 野 村			
理右衛門	嘉永 4 ～ 安政 5	理平次 *1	安政 5 ～ 文久元
保平	嘉永 4 ～ 安政 2	蔦右衛門	安政 5 ～ 万延元
半蔵	嘉永 6	(河合) 修平	安政 5 ～ 慶応 2
源三郎	嘉永 6 ～ 安政 2	(河合) 修平 *2	慶応 4 ～ 明治 2
茂左衛門	嘉永 7 ～ 安政 5	(河合) 哲太郎	慶応 3 ～ 明治 2
矢 川 村			
(吉岡) 五郎兵衛	嘉永 7 ～ 明治 2		
泰助 *3	明治 2		
(藤井) 四郎一郎	明治 3 ～ 明治 4		
(河合) 哲太郎	明治 4		

注：嘉永 4 年以降で山野村役場文書にあらわれる者に限る

*1 理平次は庄屋後見 (西中条村)、*2 (河合) 修平は庄屋後見、*3 泰助は庄屋代組頭

このうち山野村分は、(A) 安政 5 年(1858)11 月「引渡之帳面品々目録帳」¹⁶⁾、(B) 同年 12 月「山野村先庄屋理右衛門・茂左衛門より当役江引渡残諸帳面

目録ひかへ」¹⁷⁾、(C)万延元年(1860)9月「引渡之帳面品々目録帳」¹⁸⁾の3点である。山野村は大村であるため村内は東組と西組に分かれ、庄屋は表3のように同時に2名から4名在役していることが確認できる。安政2年には理右衛門・茂左衛門・保平・源三郎の4名が庄屋として名を連ねているが、同5年は理右衛門・茂左衛門の2名だけであり、この年薦右衛門・修平へ交代している。万延元年には薦右衛門が退役し、庄屋は修平だけとなる(西中条村理平次が庄屋後見に就任)。(A)は、庄屋交代に当たり元庄屋理右衛門・同茂左衛門から「御当役御衆中様」(新庄屋)に宛てられた「今般引渡申候諸帖面之目録」であり、箱入り「御検地御取帳」(検地帳)6冊など110筆(10袋・3ノ・201冊・30通・37枚・13巻)にわたる文書類が書き上げられている。(B)は元庄屋両名宅に残された100筆(33袋・847冊・111通・11つ・601本)の文書類を、西中条村後見庄屋理平次及び新庄屋薦右衛門・修平、組頭新太郎の連名で書上げた文書目録である。(C)は庄屋薦右衛門退役に当たり修平に宛てられた24筆(6袋・114冊)の引継目録となっている。これらの目録から次のことがうかがえる。まず第一に、安政5年に庄屋理右衛門・茂左衛門が退役した際に引継がれたのは現用性の高い文書だけで、非現用の文書はそのまま元庄屋宅に残されたことである。たとえば「御用留」「証文控」「年貢御割付状」「皆済目録」など毎年作成される帳簿のうち新庄屋に引継がれたのは嘉永6年以降5年間のものに限られている。第二に、元庄屋宅に残される文書も新庄屋が検めて、いつでも取り出せ、引渡しができるよう元庄屋宅で保存される文書目録を作成していることである。(C)には弘化4年から安政5年までの御用留12冊が載せられているが、このうち弘化4年から嘉永5年までの御用留は(B)に載せられ、元庄屋茂左衛門等宅に保存されていたものであり、(A)で一旦引継が終わった後に薦右衛門の必要から引渡されたものと考えられる。したがって(B)は半現用文書目録といえる。第三に、(A)で元庄屋2名から新庄屋2名に引継がれた文書類は2名の間で分割されていることである。修平は「検地帳」などの土地台帳や多数の年貢関係など(A)のうちほとんどを、一方薦右衛門は「宗門帳」「御用留」「証文控」や年貢関係の一部などを所持している。福山藩では、大村で庄屋が2名いる場合は年番制であったという。業務のあり方を検討する必要があるが、それぞれの業務別に文書を分割所持していた可能性がある。

一方、矢川村分は明治4年(1871)7月「矢川村庄屋先役藤井四郎一郎ノ河

合哲太郎江諸帳面并勘定引渡帳」¹⁹⁾1点しか残されていない。矢川村の庄屋は1名で、維新以降は吉岡五郎兵衛から庄屋代理組頭泰助を挟んで、藤井四郎一郎が就任している。明治4年6月、福山藩は、各郡2名に1~3名の戸籍取調掛を置いて戸籍編製に着手し、7月には郡を大区、その下に従来の各村に番号をつけて小区とし、従来の庄屋を廃止して各小区に戸長・副役を置いた²⁰⁾。この時、山野・矢川両村は安那郡18区となり、18区両村の戸長には山野村庄屋であった河合哲太郎が就任した。「引渡帳」は、この時矢川村庄屋藤井四郎一郎から「矢川村当御役」河合哲太郎に宛てられ作成されたもので、掲載されているのは「御水帳」「名寄帳」「年貢勘定帳」「村入用書出帳」「御救粥一件諸扣」「明細帳」「戸籍表」「宗門改帳扣」など27筆(3袋・31冊・9通)だけである。この時、藩からは文書引渡しを命じる通達は特に確認できない。現存する矢川村の引継目録がほかにないため、矢川村文書引継・管理について全体像を明らかにすることはできないが、村の根本台帳と当面必要な現用文書だけが引継ぎの対象となり、非現用文書はそのまま旧庄屋(藤井四郎一郎または吉岡五郎兵衛)宅に残されたものと考えられる。

なお、明治36年(1903)に山野村役場で作成された「簿書目録」²¹⁾には、永年保存文書として近世期の文書が両村合計76冊掲載されている。このうち元禄12年(1699)「山野山藪年貢小前帳」、天保5年(1834)「下市組分仕出帳」、同年「二十七ヶ条御答書」、明治3年(1870)「藩政改革告示」、同4年「県民暴動二付布告」、同年「宗門改帳」各1冊を除く71冊は、すべて「検地帳」「名寄帳」「田畑書上帳」などの土地関係帳簿で占められる。一方、山野村役場文書に現存する近世期(廃藩置県まで)文書のうち、山野村文書は231点、矢川村文書は50点、不明52点の計333点である。矢川村の場合、「引渡帳」に掲載された帳簿類は「明細帳」「戸籍表」などを除く土地台帳や年貢納入書類を含めほぼ現存し、逆に「引渡帳」に掲載されていないものは現存しない。山野村の場合は「引継目録」に掲載されている土地台帳や年貢納入関係書類は残されているが、「御用留」「宗門改帳」など現存しないものも多く、ある時期に選別されたと思われる。一紙文書は「引継目録」「簿書目録」のいずれにも掲載されていない争論関係やその他証書類など一紙文書が多数残されている。これらは当初から引継目録等に掲載されないまま引継がれたのか、または旧庄屋宅に残されていたものが後になって役場に移されることになったのか明らかにし得ない。

以上の通り，福山藩では，18世紀初頭から村入用用途をめぐる村役人と村民の対立が根強くあり，天明一揆でも年貢・村入用勘定帳簿の作成・公開が要求条項にあげられ，藩は庄屋に対してその公平性・透明性を指示した。これらの帳簿が庄屋個人や家付きのものではなく村の共有文書であるという認識は深まった。また，庄屋は世襲制からしだいに村内外から頻繁に交代するようになった。藩は庄屋交代による弊害を除去するため文書引継システムを厳格化するとともに，複数年にわたる文書を引継ぐよう指示した。それにもかかわらず，なおも現用性の高い文書しか引継がれなかったことは，理由は不明ながら庄屋職務遂行のための文書管理しか行っていないことを示すものである²²⁾。全国的には半現用・非現用文書を郷蔵などの村の共有施設で保存されている場合が報告されている²³⁾。幕末の山野村では旧庄屋宅に残された半現用文書についても目録が作成され，いつでも受渡しが行えるように整備され，旧庄屋宅が文書蔵の役割を担ったということであり，村の文書管理上で一つの前進として評価できる。

3 小区文書・戸長役場文書の引継と管理

3-1 小区文書・戸長役場文書の引継

続いて，廃藩置県から市町村制施行までの文書引継と管理について考察する。

廃藩置県前に成立した福山藩の大区小区制は，明治4年(1871)から9年までの5年間に福山県—深津県—小田県—岡山県—広島県と県は変わったが，大区小区の編制に大きな変化はなかった。大幅な改正があったのは広島県移管後で，岡山県西第6大区であった旧安那郡は第22大区となり，さらに明治9年9月には第21大区(品治郡)と合併して第19大区となり，小区数も従来の半数以下に圧縮された。しかしこの間，山野村と矢川村とで編制される19小区は12小区となっただけで，その後の連合戸長制，明治17年の改正(戸長管轄区域の拡大)，さらには町村制施行後も編制に変化はなかった。この間戸長の交代もあり，事務引継は行われたはずであるが引継書は残されていない。このため引継ぎや文書管理の実態を解明するのは困難であるが，周辺の資料を用いながら考察を加えたい。

先述したように、福山藩では他村住庄屋が多かったが、深津県は明治5年6月、他村から戸長・副役に入することを禁じ、その村から入札によって決定するよう命じている²⁴⁾。明治6年12月に確定した正副戸長の職務は、租税徴収、布告・規則類下達と諸願伺届類上達など14か条であるが、この中には文書管理に関する条文はない。また、7年7月に定められた大区区長の「区長職制制限」も同様である²⁵⁾。明治5年6月戸長入札以後は、河合哲夫と、前庄屋で庄屋後見も勤めた河合脩平の2名が戸長として名を連ねている。7年7月に河合哲夫は依願免職となり、小田県庶務課はその後任を入札によって決定するよう命じているが、いかなる事情かは不明ながら19小区(9月以降事務取扱所)の戸長には引き続き河合哲夫(1名)が就き、広島県移管後も同様である。この間の文書引継書は残されておらず、文書の引継は実際には行われなかったと考えられる²⁶⁾。

なお、福山藩が大区小区制を施行する際、庄屋の下役である組頭・釣頭は従来そのまま残された。このうち組頭については、明治4年7月に、追って委細を達するまで、戸長・副役の指揮を受けて組内の取締りをはじめ組用万端を取扱うよう命じられている。山野・矢川村の組頭は各1名で、山野村では安政5年(1858)以降は池田新太郎が就任し、そのまま19小区の副戸長となっている。明治5年1月の「十八区編伍簿」によると、山野村と矢川村が所属する19小区では、戸長河合哲夫、副戸長池田新太郎のもと、山野村は7名、矢川村は2名の組頭と、その下部組織として4~6戸ごとに1名ずつ、山野村では100名、矢川村では8名の伍長が置かれている²⁷⁾。藩政期の五人組制度がそのまま残されていることをうかがわせる。明治6年4月、組頭は保長と改称され、12月には「正副戸長ノ指揮ヲ受ケ区内ノ事務ハ勿論道路堤防橋梁等修繕ヲ専注意スル事」という職分が示される²⁸⁾。保長の人数は1小区に2~5名とされ、19小区では、正副戸長のもと池田栄次郎・宮猪右衛門(以上山野村元組頭)・三島安太郎(矢川村元組頭)3名の保長が任じられている。広島県移管後12小区となると、保長は廃されて広島県と同様戸長付属が置かれることになり、同様に戸長河合哲夫、副戸長伊達成之助のもと、戸長付属となったのは宮・池田・三島と山野村の宮本幸次郎である。戸数が絶対的に少ない矢川村からも1名の保長・小区用掛が選出されていることは、小区の中でも旧村が行政単位として機能していることがわかる。このような体制の元では旧庄屋宅に残されていた旧記類も半現用的な性格を帯び

ていたことが考えられる。

明治10年12月，区長・戸長等の役職は一旦廃され，一部の大区が合併されて大区会議所が設置され，新たに区長と書記若干名が置かれるとともに，小区も合併されて事務所が設置され，各事務所に戸長・副戸長各1名と筆生4名が置かれることになった。また，行政単位としての町村が復活し，原則として1町村1名の用掛が置かれることになった。この時，区長の事務先決事項の1つとして「会議所ノ帖簿保存ノ方法ヲ立ル事」(中欸第9条)が挙げられ，また，戸長転任免に備えて，戸籍帳以下目録を添えて引き継ぐべき具体的な文書名を指定した「事務引継規則」(県達丙第180号)を定めたことは拙稿Bで述べたとおりである。この時第19大区(安那郡)は第16大区(深津郡)と合併され(会議所は福山)，山野村と矢川村は第5事務所となり，その戸長・副戸長には引続き河合哲夫と池田欽三が就いた(用掛の氏名は不明)。このため引継が行われた形跡はなく，引継目録は残されていない。

明治11年11月，「郡区町村編制法」が施行されて大区小区制は廃止され，旧来の郡町村が再び行政単位として認められ復活する。各郡には郡役所と郡長1名が置かれ，郡の広狭によって分割・連合が行われた。また各町村に公選による戸長が1名ずつ置かれ，数町村が連合して1つの戸長役場を置くことも認められた。このとき「府県官職制」にならい広島県でも「戸長職務ノ概目」(県丙第203号)が定められ，戸長職務の1つとして「諸帳簿管守ノコト」が明確に示されたことも拙稿Bで述べた通りである。

安那郡は，品治郡・芦田郡と連合され，郡役所は芦田郡府中市村に置かれることとなった²⁹⁾。山野村・矢川両村は引続き2か村で連合戸長役場を置き，戸長には河合哲夫が就いた。このため書類分割の必要もなく，引継が行われた形跡はない。

明治12年1月8日，芦田・品治・安那郡庶務掛は山野村・矢川村の元用掛中に対して「是迄受持村々江相達有之候諸布達，其地帖簿等該村ニ関係ノ書類悉皆新設戸長へ至急」渡すよう命じている³⁰⁾。用掛は役場を置かず，自宅で執務することになっていた。戸長の職務は「自宅ニ於テ取扱モノトス，尤人民便宜上ヨリ別ニ役場ヲ設ルハ妨ナシ」(県丙第277号)とされていたが，山野村・矢川村戸長役場の場合は，民家を借入し「人民居宅判然区画」して執務が行われていた³¹⁾。用掛が執務のため事務所から文書を引き継いだかどうかは引継目録が残されていないため明らかでないが，用掛が作成した文

書を戸長に引き継ぐ必要が生じてきたことがわかる。また、この時郡役所は「旧戸長ノ事務引継方之義ハ□戸長へ照会、引継規則明治十年県丙第百八十七号達ニ準拠シ可引受コト」と達しているが³²⁾、山野村・矢川村戸長役場では、この時も合併や戸長の交代がなかったため引継は行われなかったと思われる。明治14年に戸長は河合哲夫にかわって宮本幸次郎が選出されているが、引継目録が残されておらず、引継が規定どおり行われたかどうか判然としない。

明治15年11月15日、深津・沼隈・安那郡長は、明治10年の「事務引継規則」が各戸長に十分に理解されておらず、「右履行セサルニ於テハ後來ニ至リ既往ノ事跡不明瞭ニシテ如何ノ不都合ヲ生シ候モ難計」と、戸長の満期解任、転任免の際には引継を行うよう再度確認するとともに、引継ぎを行うべき文書として「諸布達并達綴」「裁判宣告書綴」「犯罪既決表」「戸長筆生勤情表」「筆生并傭使任免ニ関スル書類」「役場経費受払書帖簿」「諸物品目録」「地方税諸営業人名帳」「地方税諸営業税金収入簿」「明治九年ヨリ同十三年マテ地目変換地価修正帖 但□□年以降ハ毎年取調」「共有財産及関係ノ書類」「町村会規則并水利土功会成議案」「自治費遣払書帖簿」「其他必用ノ書籍簿冊等」を追加指定している³³⁾。

明治17年7月、戸長は官選となり、各戸長役場の所轄区域が拡大され、県内全域で749あった戸長役場数は18年末には445まで減少している³⁴⁾。それにともない「事務引継規則」も改定されて「郡区長事務受渡規則」が定められ(県丙第160号)、引継の際には演説書を作成すること、金銭関係の帳簿を別帳にすること、受渡期限を7日以内とすることとなった³⁵⁾。深津・沼隈・安那郡長も「新旧戸長ニ於テ速ニ事務受渡ノ上」届け出るよう達している。山野村・矢川村戸長役場は「山野村外一ヶ村戸長役場」と称されることになったが、管轄区域・編制に変更はなく、戸長には依然として宮本幸次郎が就いている。このためか、当初戸長宮本幸次郎は引継を行う必要がないと考えていた。これに対して、深津・沼隈・安那郡役所庶務掛は8月18日、至急「事務受渡済」の届出を行うよう照会している³⁶⁾。管轄区域・戸長の変更がなくとも郡役所に「受渡済」の文書を提出する必要があったのである。しかし、その結果を明らかにする事はできない。なお、明治22年の町村制実施にあたっては、戸長役場から「引継目録及演説書ヲ以テ総テ処分済ノ書ヲ引受」たと、山野村役場は郡役所の監査に対して回答している³⁷⁾。

以上のように，山野村・矢川村では廃藩置県から町村制施行に至るまで管轄区域の変更がなかった。また，この間戸長も河合哲夫・河合脩平→河合哲夫→宮本幸次郎という最小限の交代にとどまった。しかも引継目録が残されていないため，実際に引継が規程通り行われたかも確認はできなかった。明らかなのは，戸長交代や区域変更の節目には「受渡規則」に基づいて引継を行うことが原則であったということだけである。

3-2 戸長役場文書の管理

明治10年に会議所・事務所での帳簿保存が区長・戸長の職務の1つとして定められたことは先に述べたとおりである。郡区町村編制法施行以降，戸長は行政事務の末端組織としての性格が強まり，「戸長職務ノ概目」に沿って国からの委回事務に従事するようになり，行政遂行のため作成・管理すべき文書も増加の一途をたどるようになる。明治12年から18年まで山野村外戸長役場で作成された文書のうち，山野村に引継がれた簿冊名と冊数をまとめたのが表4である（いずれも永年保存）。この7年間では，ほぼ同様の表題の簿冊が作成され，漸増傾向にあったことがわかる。これが19年には38種87冊，20年には67種232冊にわたる簿冊が作成されるようになり，山野村へ引き継がれているのである。明治13年3月，県は，明治8年に府県などに対して記録文書保存について指示した太政官達第68号を示し，記録文書を郡区役所において逐次編纂し，枢要の書類についてはその目録を毎年4月に提出するよう命じ，記録文書保存について注意を喚起したことは拙稿Bで触れた通りである（県丙第47号）。郡役所は，文書管理について，簿冊の書式や表題を統一し，とくに諸税徴収金穀出納に関する諸帳簿の編集・整理を進め，将来検索に労を費やし，事務の延引をきたさないよう戸長に命じるとともに，その監察のために吏員を派遣することを予告している。たとえば，芦田・品治・安那郡では，明治12年頃から戸長役場の「日計并ニ諸帖簿保存方」を検分のため郡書記を巡回させていることが確認できる³⁸⁾。

明治19年5月になると，深津・沼隈・安那郡役所は，改正された「深津沼隈安那郡役所庶務規程」を示して戸長役場でもそれを参考に「相当ノ処務例」を定めるよう命じている。さらに，6月には同郡庶務掛が，戸長役場事務に関する通達や規則が度重なる改廃で錯綜し繁雑となってきたため，事務効率化を目的として，戸長役場各掛の職務を整理した「事務取扱要項」を

表4 山野村外戸長役場の作成・保存簿冊(明治12～18年)

明治12年	人民願	願伺決済簿	布達(9)	戸籍月寄(12)	地券書換願	通送録(2)	諸願伺届綴	郡役所達		徴兵二関スル諸達諸誌,緊要布令,願伺届扣簿,神社明細帳,徴兵二関スル諸達	13種33冊
明治13年	人民願	願伺決済簿	布達(12)	戸籍月寄(8)	地券書換願	通送録	諸願伺届(2)	郡役所達		布令,山林地図(54),治罪法,山岳丈量野取図	13種84冊
明治14年	人民願	願伺決済簿	布達(11)	戸籍月寄(12)	地券書換願	通送録(2)	諸願伺届扣	郡役所達	開墾変換地願	同上願裁合簿 耕地藪地草生地耕地へ編入野取図(2),矢川山林原野字限取調帳,耕地藪地草生地耕地へ編入野取図,荒地起返反別地価取調帳(2)	14種39冊
明治15年	人民願	願伺決済簿	布達(12)	戸籍月寄(12)	地券書換願		諸願伺届綴	郡役所達	開墾変換地願	同上裁合簿 兵事関係諸達 諸誌 山林ノ部地価取調帳(6),荒地起返反別地価取調帳,新開墾下期間反別地価取調帳,山野矢川聯合組合村費歳入歳出予算表,払下地々価取調帳,徴兵調査手續心得,山林耕地地名寄帳(10)	18種55冊
明治16年	人民願	願伺決済簿	布達(12)	戸籍月寄(12)	地券書換願	通送録	諸願伺届綴	郡役所達	開墾変換地願	同上裁合簿 陸軍治罪法,学務布告,山野地籍帳,同地籍編製帳,官山ノ内開墾地御払下諸願	14種36冊
明治17年	人民願	願伺決済簿	布達(12)	戸籍月寄(12)	地券書換願		諸願伺届	郡役所達	開墾変換地願	同上裁合簿 社堂宇明細書,荒地起返反別地価取調帳,地籍 矢川,荒地台帳,荒地年期明台帳,山野村会議一件,矢川村会関係書類	16種38冊
明治18年	人民願	願伺決済簿	布達(12)	戸籍月寄(12)	地券書換願		諸願伺届(2)	郡役所達	開墾変換裁合簿	地目変換反別地価取調帳,払下地地価取調帳,他庁署往復,山野矢川開墾地台帳,学務係布達,学制改革告示,官山ノ内開墾地御払下願,受籍証綴込	16種39冊

注：明治36年「簿書目録」(山野村役場文書 1570)による。括弧内は点数(括弧のないものは1点)。なお、複数年にまたがるものは省略した。

配付している³⁹⁾。「事務取扱要項」では、庶務課主管雑件中に文書管理に関して「記録文書ノ保存方八時宜ニ依リ吏員出張ノ上検査スルヲ以テ常ニ注意スヘシ」とあり、郡役所は巡視検分によって戸長役場の文書管理を監視・監督しようとしていることがわかる⁴⁰⁾。その例を次に示す。

明治20年4月1日、深津・沼隈・安那郡第一課富士田喬は、管内戸長に戸長役場事務監査のため巡回することを予告し、「諸帳簿等調査ノ都合有之

候二付，申迄モナク予テ帖簿錯雑ナク」整理することを命じた。5月18日，第一課長倉田準五郎はその結果を受け，山野村外戸長宮本幸次郎に対して，事務監査主任巡回時に町村費諸帳簿が整理されていなかったこと，町村費を他件へ一時繰替するなど不備があったことを指摘し，予定されている県庁第一部長と議事課長巡回時には不都合のないよう内牒を発している。6月6日には，青木書記が県官巡視を直前にして，特に町村費に関する成議案，徴収簿，予算簿，受払簿，領収書，現金について不都合のないよう宮本戸長に注意を喚起した。このように準備を重ねて迎えた県庁課長巡視であったが，巡視後の結果講評では「町村費賦課徴収スル台帖不完全多シ」など24項目にわたり帳簿の不備について指摘を受けている⁴¹⁾。

なお，拙稿Bでは，沼田・高宮・山県郡においては，明治22年の町村制実施にともない各戸長役場から新しく発足する新町村へ文書を引き継ぐにあたって，「簿書ヲ類別シテ番号ヲ付スル」よう指示があったことを指摘し，各戸長役場の実施状況について考察したが，深津・沼隈・安那郡ではそのような指示は行われていないようである。従って現存する山野村の明治36年「簿書目録」でも，その編制は保存年限，年次別となっており，職務別の機能的な分類が行われるまでにはなおも時間を要する。

以上のように，次第に複雑化する戸長役場事務の効率化を図るため，県・郡はその帳簿の編集・整理について巡視などを通じて監督・指導を強化した。その指示に従うことを通じて，戸長役場でも次第に適切な簿書の編集・管理が行われるようになったと考えられる。

おわりに

以上，当館寄託の山野村役場文書を事例に，福山藩—福山県—深津県（小田県）—岡山県—広島県と管轄が変化する備後地域町村の庄屋文書と，戸長役場文書の引継と管理の形態について検討してきた。結論らしきものは各章の末部でまとめたのでここでは省略するが，特に強調すべき目新しい点はない。特に戸長役場文書については，戸長役場の管轄区域に変更がなく，戸長引継も最小限に限られているという事情から考察の対象としては必ずしも適当ではない側面があった。山野村では，近世においては庄屋の頻繁な交代を

契機に村落の文書引継システムが整備されたが、近代では上のような事情から、村における自主的な文書管理の認識が近世から引継がれず、むしろ後退しているともいえよう。統一的な地方行政制度の確立を目指す政府の意向を受けた県・郡の指示・監督強化によって、ようやく文書管理システムの整備が進むのである。

冒頭に述べたように、本稿は山野村役場文書を整理・利用するにあたり、文書群の成立を理解するための基礎作業である。その点では未完ながらも一定度の成果はあったと考える。今後、町村制以降の山野村における文書管理を検討していくと同時に、交代の際に引き継がれず庄屋・戸長宅に残された半現用・非現用文書について調査・検討を行うことによって、村の公的な文書の引継・管理システムの全体像が明らかになっていくであろう。

注

- 1) 高橋実「近世における文書の管理と保存」(安藤正人・青山英幸編『記録史料の管理と文書館』,北海道大学図書刊行会,平成8年(1996))は、近世の文書管理・保存に関する諸研究を記録史料学の立場から総括的な整理を行っている。また、丑木幸男「戸長役場史料論」(一)～(四)(『史料館紀要』24～26,28号,平成5年(1993)～平成7年(1995),平成9年(1997)),同「戸長役場史料と国民国家」(歴史人類学会編『国民国家とアーカイブズ』,日本図書センター,平成11年(1999))は戸長役場文書の引継・保存について全国各地の豊富な実例をあげて整理している。
- 2) なお、当館では過去にこうした役場文書の寄託を受入れた経緯はあるが、現市町村で保存・活用の体制を整備するのが原則である。
- 3) 『広島県史』近世資料編 V 143 号
- 4) 『同上』352 号
- 5) 『同上』356 号
- 6) 『同上』364 号
- 7) 『広島県史』近世 1, 314 頁
- 8) 『広島県史』近世資料編 V 385 号
- 9) 有元正雄・頼祺一・甲斐英男・青野春水『明治期地方啓蒙思想家の研究』110 頁,溪水社,昭和56年(1981)。
- 10) 『府中市史』史料編 III, 37 頁

- 11) 『広島県史』近世資料編 V 532 号
- 12) 広島県立文書館寄託・備後国芦田郡広谷村中戸家文書
- 13) 『広島県史』近世資料編 V 535 号
- 14) 『広島県史』近世資料編 V 1310 号
- 15) 『新市町史』資料編 II
- 16) 山野村役場文書 96
- 17) 山野村役場文書 97
- 18) 山野村役場文書 98
- 19) 山野村役場文書 7017
- 20) 『広島県史』近代 1, 156 頁。戸長の職務は「従前庄屋役之通諸事可取扱」とされた。
- 21) 山野村役場文書 1570
- 22) ただし、前任者から何を引継いだかを検討する必要がある。村外から臨時的に庄屋が任命される場合は現用文書しか引継がないと考えられるからである。なお、広島藩では、文化 9 年 6 月、「村役人共手元先般より受伝候諸帖・絵図・書物類、其外諸道具類」の調査・提出を行わせ、天保 3 年 11 月には、庄屋交代の際に「伝来之旧記類」の目録を作成して文書の引継を行うよう命じている。各村庄屋はこれを遵守して、多種で複数年にわたる文書類を引継いでいることは拙稿 A 及び本誌長沢洋論文の通りである。
- 23) 信濃国諏訪郡乙事村では、村役人の頻繁な交代により、文書を収蔵する蔵を持たない役人家があらわれ、「名主廻り」方式では文書の保全が期し難いことから、文化 10 年(1813)に「帳蔵」が建設され、文書整理・管理方法も改正された（富善一敏「近世村落における文書整理・管理について—信州高島領乙事村の事例から—」〔『記録と史料』第 2 号，平成 3 年(1991)〕）
- 24) 『広島県史』近代 1, 160 頁
- 25) 国立公文書館内閣文庫所蔵「岡山県史料」五十二 小田県歴史
- 26) 明治 8 年広島県「区戸長職制」(山野村役場文書 190)では、区長・副区長、戸長・副戸長転任の際は実印印影提出を求めているだけである。
- 27) 山野村役場文書 1781, なお、両村の戸数は山野村が 496 戸、矢川村が 42 戸である。
- 28) 前注 25) に同じ。
- 29) 明治 15 年 3 月には郡区編制が改定されて安那・深津・沼隈郡が連合され、郡役所は福山に置かれた。
- 30) 明治 12 年「郡役所諸達」(山野村役場文書 332)。
- 31) 明治 15 年「諸願伺届控」(山野村役場文書 1248), なお、山野村で役場が新

- 築されるのは明治25年である「役場新築一件」山野村役場文書 7118)、
32) 前注 30) に同じ。
33) 明治15年「郡庁達」(山野村役場文書 335)
34) 『広島県史』近代1 , 190 頁
35) 拙稿 B 参照
36) 明治17年「〔郡庁達〕」(山野村役場文書 337)
37) 明治25年8月9日「役場事務御監査義二付答書」(山野村役場文書 7085)
38) 明治12年「郡役所諸達」(山野村役場文書 332)
39) 明治19年「郡庁達」(山野村役場文書 339)
40) 「戸長事務要綱」(山野村役場文書 274)
41) 明治20年「郡庁達」(山野村役場文書 340)

(にしむら あきら 副主任研究員)

地方自治体文書館の基本理念と「公文書館論」

— 地域史料（古文書等）の位置付けを中心に —

西 向 宏 介

【要旨】 近年の「公文書館論」は、公文書館法の解釈や行政の論理を厳密に押し出す反面、文書館業務における古文書などの地域史料の位置付けを難しくしている。本稿は、こうした認識のもと、広島県立文書館の設立過程における議論を検討することを通じて、地方自治体文書館の基本理念について考察したものである。具体的には、当館の設立に向けて組織された「県立文書館建設調査研究協議会」において、どのような文書館像が提起されていたのか、議論の中味を検討する。当館は、公文書館法制定以前に計画されてできた施設であり、地域史料の取り扱いについて、公文書館法の枠組に限定されない文書館の役割が検討されていた。本稿では、そこでの議論を基に、近年の「公文書館論」についても検討を加え、地方自治体文書館のあり方について私見を述べていくことにする。

1 はじめに — 変化する文書館像 —

日本における文書館学的研究は、1990年代半ば以降の10年足らずの間に急速に進展を見せた。そこでは、文書・記録類の整理・保存・活用といった技術的な問題についての研究のみならず、文書館¹⁾の目的や役割・機能といった本質的な理念の問題についても、各館の紀要などを通じて様々に論じられていった。しかし今日では、そのような文書館のあり方をめぐる議論が、文書館界の中で混乱を来すようにさえなっている。

とくに問題の焦点となるのは、公文書以外の民間レベルで所蔵されてきた古文書等の文書・記録類の扱いについてである²⁾。本稿ではこれを「地域史料」と呼ぶが³⁾、この地域史料の文書館における位置付け方が、現在では大きく二つの方向に分化しているように思われる。一つは、親組織が日々作成収受する「公文書等」を体系的・継続的に選別保存していくことを第一義とする考え方で、それにより行政経営の効率化に役立て、また住民に対する説明責任を果たすことに館の存在意義を求めるものである。これはアーカイブ

ズの本来的な姿を，言わば純然たる公文書館としてのあり方に求めるもので，地域史料は第二義的，場合によっては対象外にする考え方である。もう一つは，親組織の行政文書だけでなく，広く地域に散在する古文書等の歴史的記録遺産についても文書館の管轄対象に入れるべきとするもので，史料保存運動以来の考え方を継承するものでもある。

広島県立文書館の場合，「広島県立文書館設置及び管理条例」に規定されているように，「県に関する歴史的資料として重要な行政文書・古文書その他の記録を収集し，及び保存するとともに，これらの利用を図り，もって学術及び文化の発展に寄与する」施設として設置された。つまり後者の考え方に基づくものである。

しかし周知のように，昭和62年(1987)12月15日に公布された公文書館法は，公文書館施設のあり方を，「歴史資料として重要な公文書等を保存し，閲覧に供するとともに，これに関連する調査研究を行うことを目的とする施設」と規定した。そして，ここで言う「公文書等」とは，「国又は地方公共団体が保管する公文書その他の記録(現用のものを除く。)」を指すものとされ，民間レベルで所蔵する地域史料については，法律上の規定からは除外されることとなった。

広島県立文書館は，公文書館法制定以前に計画されてできた施設であるが，館としての性格は，公文書館法が定めるところの公文書館に該当する施設であり，他の都道府県市における先発館も同様である。

したがって，こうした地方自治体における条例での規定と公文書館法の規定との間に生じた齟齬^{そご}が，上記の二つの方向を生むこととなり，文書館界における難しい問題として存在することになったと言える。

本稿では，このような現状を踏まえ，地方自治体レベルにおける文書館が地域史料に対し，どのような姿勢を持つべきかについて，実務的な問題ではなく，館の基本的な理念の問題として考えてみたいと思う。

ところで，先に結論的な考えを述べておくと，私は地方自治体文書館において，地域史料の保存活用を図ることは，基本的な理念として堅持すべきものと考えている。そもそも，今日の文書館界において，自治体文書館が自らの行政文書を適切に選別移管することの重要性を軽視する見解はまずないと言ってよい。それだけに地域史料の位置付け方が焦点となるのであるが，地域史料の扱いに疑問を呈する最近の「公文書館論」を見ていると，史料保存

運動・文書館運動に対する評価や地域史料への理解，公文書館法の解釈，歴史研究者に対する見方等において疑問を感じる点が少なくない。また最近では，予算の縮小化に加え，情報公開や電子化，市町村合併といった行政における様々な緊急課題への対応に迫られる中で，極端に言えば，文書館の役割が，行政と関わり合う部分へ集中しつつあるようにも思える。

本稿は，以上のような認識を前提として，広島県立文書館の設立段階の議論を検証し，それを通じて，改めて文書館の基本理念について考えようとするものである。

具体的には，広島県立文書館の開館に向けて組織された「県立文書館建設調査研究協議会」での議論を考察対象とする。恐らく公式な機会としては，広島県立文書館のあり方について最もまとまった議論がなされた場であったと言えよう。本稿では，地域史料をめぐる議論を中心にみていくが，他の論点についても必要なだけ取り上げ，この協議会で描かれた文書館像を検討してみることにしたい。

もっとも，都道府県の文書館が山口・埼玉の2県にしか存在しなかった段階での議論であり，文書館学の目覚ましい進展を遂げた今日から見れば，修正されるべき点は多く見受けられる。しかし，そこでの議論に基づいて作られた基本構想が当館の業務体系をある程度まで方向付けたことを考えれば，そうした限界を差し引いてもなお，検討する価値があると考ええる。最近の公文書館論を踏まえ，地域史料の扱いについて，当時どのような議論がなされていたのかを知ることは，決して無意味なことではないであろう。

なお本稿では，広島県の例を踏まえた上で，近年の「公文書館論」についても，いくつかの論文を取り上げて検討し，地方自治体文書館の基本理念について改めて言及していくことにする⁴⁾。

2 広島県立文書館の設置目的・機能をめぐる議論

— 県立文書館建設調査研究協議会から —

2-1 県史の遺産と協議会の設立

まず，広島県立文書館の基本構想を策定するために組織された「県立文書館建設調査研究協議会」の概要を紹介しておく。

表 1 県史編さん室の収集資料 (昭和 57 年 5 月 10 日現在)

種 類	数 量	備 考
1 歴史的資料の複写		
マイクロフィルム	1,627,483 コマ	
フィルム焼付	13,976 冊	A5 版 100 ~ 150 枚
筆写資料	9,082 冊	B4 版 100 ~ 150 枚
2 古文書		
寄託文書	27,900 点	
寄贈文書	230 点	植田家文書
借用文書	619 点	
3 寄贈図書		
広島県史保存分	551 冊	
市町村史	326 冊	
県史研究	135 冊	
その他	1,323 冊	
4 行政文書		
廃棄行政文書	20,418 冊	昭和 40 ~ 56 年度
5 新聞などの保存分	144 個	ダンボール箱

広島県立文書館の設立過程については、紀要第 6 号の拙稿⁵⁾で紹介したとおりである。戦後の史料保存運動の流れを受けて、昭和 40 年から、県庁文書の著しい廃棄・散逸状況と旧家の古文書類の散逸を防ぐため、研究者を中心に文書館の設立運動が始まった。本来はこれら文書・記録類の保存対策を求める運動であったが、県が昭和 43 年度から始めた県史編さん事業に取って代わることとなり、文書館の建設は県史編さん後の問題となったのである。

広島県史編さん事業は、全 27 巻を 15 年間かけて刊行し、昭和 59 年 3 月に終了した。

この間に収集された編さん資料が、広島県立文書館を開館する上で中核的な資料となったのであるが、その内容は概略表 1 のとおりであった。

このほか、古文書については、もし文書館が開館すれば寄託したい旨希望する所蔵者もあり、それら寄託希望文書の点数は約 150,000 点が見込まれていた。

県史編さん室は当時、県立広島女子大学の第 4 棟校舎 3 階に 3 室を借りて

事業を行っていた。3室はそれぞれ，古代中世史部会(57.60㎡)，本室・近世史部会(112.08㎡)，近代史現代史部会(86.40㎡)に分かれて使用していた。そして，県の廃棄行政文書については，元図書館であった学生集会所(66.08㎡)に毎年選別されたものが運びこまれており，ほかに体育館第2倉庫の一部も，県史編さん用に収蔵庫として使用していた。ただし，この廃棄行政文書については，選別して女子大へ移管された後も，県史に活用することができないまま，ひたすら山積みされていく状況であり，解決すべき大きな課題となっていた。また，最初の廃棄行政文書の選別が行われたのは昭和40年であったが，当初の2年間は，選別された文書の中から，即時公開してよいものを県立図書館(中区上幟町)の郷土資料室へ移管していた。この資料が約5,800冊蓄積されていたのである。

さて，県史編さん後の文書館建設については，このように蓄積された歴史的記録遺産を保存活用することがまず第一に考えられた。県史編さん事業が始まって5年後には，すでに関連施設の視察を行い，文書館の建設が県で検討されるようになっていたのである。

昭和55年には，広島県立文書館の建設構想をまとめるため，県史の各部主任を中心メンバーとする「県立文書館建設調査研究協議会」が県で組織された。

第1回目の協議会は，同年11月18日に開かれた。当初は2～3回程度の予定で，翌年の3月までに結論を出す予定であったが，県史編さん室が事業の遅れによりしばらく存続することとなったため，結局は昭和56年12月1日の第8回まで開催され，昭和57年2月に「県立文書館建設基本構想についての報告書」が作成され，知事に提出された。

協議会の委員は次のとおりである。

会長 今堀誠二	広島女子大学長	大畑耕治	広島県総務部長
岡本雅典	広島大学経済学部教授	後藤陽一	広島修道大学商学部教授
塩谷 實	広島大学総合科学部教授	高橋令之	広島県教育委員会教育長
平岡 敬	(株)中国新聞社編集局長	松岡久人	広島大学文学部長
丸山賢三郎	(財)広島文化振興基金理事長	山下彰一	広島大学総合科学部助教授

会長の今堀氏は，中国近代史が専門であるが，原水爆禁止運動にも深く関わり，県史の近代史現代史部会主任も務めた。また，後藤委員は近世史部会主任，松岡委員は中世史部会主任であった。広島大学総合科学部から3名を

委員に招いたのは、いずれも情報科学に関する専門的見地から意見を求めようとしたもので、コンピューター関係の構想をまとめるよう期待された。他に民間からの委員を2名委嘱し、県からは総務部長と教育委員会教育長、さらに実際の協議会の場では、総務課長と県史編さん室長も同席した。

歴史研究者を中心とした協議会といえば、ある種の固定したイメージを持ちそうであるが、本稿では、県史の事業として行われてきた地域史料の調査・収集が、文書館の事業としてどのように位置付けられたのか、その中味を知ることが重要である。

協議会のうち、第1回と第2回(昭和55年12月23日)では、文書館の基本的なあり方について議論している。そして第2回協議会のあと、第一小委員会(資料収集担当)と第二小委員会(統計処理担当)に分かれてそれぞれ具体的な詰めの議論がなされ(第二小委員会では、とくにコンピューターによるデータ処理関係と資料の公開のあり方についての議論を行った。)、第3回(昭和56年3月23日)と第4回(昭和56年4月21日)では、各小委員会での検討結果に関する全体協議を行った。第5回(昭和56年5月19日)では中間まとめ案を出し、第6回(昭和56年9月22日)で中間まとめ案を修正、第7回(昭和56年10月27日)と第8回(昭和56年12月1日)で基本構想の詰めの協議を行った。

以下次節では、これら一連の協議会で検討された内容のうち、とくに文書館の基本的なあり方についての協議を中心に、その内容を検討していくことにする。なお、先の拙稿でも協議会の内容を少し紹介しているが、本稿ではとくに、文書館の設置目的・機能をめぐる議論に焦点を絞って、より詳しく検討したいと思う⁶⁾。

2-2 文書館の設置目的・機能をめぐる議論

文書館のあり方をめぐっては、会長の今堀氏が第1回協議会(昭和55年11月18日)で3つの目的を挙げている。第1は、県史編さんに伴う収集資料に加え、歴史的文化的遺産である文書・記録類を収集・整理・保存・調査研究し、一般の方の利用に供することである。第2は、県の行政文書等各種行政資料の集積や、行政運営のために必要とする各種資料を収集整理してその活用を図り、データバンク的なものとしても役立たせること。第3は、今の県の行政文書・行政資料を中心として情報公開の課題にも十分対応できるようにすることである。

このうち、本稿との関わりでは第1の目的が中心的な論点となるが、これについては、「文書館における収集・保存の必要性」に関する問題、「文書館が収集・保存の対象とすべき範囲」の問題、「文書館における調査研究の中味」に関する問題という3点に分けて整理したいと思う。また、第2の目的は、行政目的に資するための、文書館資料の活用の問題であるが、ここで言うデータバンク機能とは、資料の整理・目録化といった枠を越えて、資料の内容にまで踏み込んだ分析を求めるものであり、実際には文書館の機能として組み込まれなかったものである。したがって、本稿では必要に応じて触れる程度にとどめる。また、第3の目的については、文書の公開可否判断の問題などを含んでいるが、それについての考察は本稿では除外することにした。ただし、文書館が現用文書を対象とするか否かという問題が絡んでくるため、この点についてのみ、若干触れることにしたい。

a 文書館における収集・保存の必要性について

文書の収集・保存の必要性に関しては、県内に散在する地域史料の散逸を憂慮する意見が出された。

この点とはくに県史の近世史部会主任であった後藤委員が強く主張したものである。後藤委員は、私蔵されている近世文書の中にも当時の行政文書に当たるものが多いが⁷⁾、現実には著しく散逸が進んでいるとし、県史の過程で所蔵者が寄贈・寄託の意思を示しても、受け入れ側の問題から対策を取れないままに失われてしまったケースが多く、もどかしさを感じると述べた。そして、県立文書館ができれば、県域全体の地域史料の散逸防止を図るため、そこから市町村に対して積極的に保存を働きかけていくことが是非とも必要であると主張した。

このように、受け皿となるべき施設が存在しないという問題については、例として、当時社史を刊行したばかりの広島銀行の百年史資料を挙げている。広島銀行では、昭和54年に社史『広島銀行創業百年史』を刊行したが、収集された編さん資料約3500点の処遇については、このころ、広島修道大学総合研究所への寄託が打診されていた。一般的にこうした編さん事業では、刊行が終わると収集資料をもて余し、散逸させるのが実情であるが、「広島銀行百年史資料」の保存についても、打診を受けた広島修道大学では受け入れるスペースが確保できず、また広島大学の方でも預る余裕がないという

状態であった。また、県立図書館が収蔵していた備後国尾道町の豪商橋本家の古文書約1万5000点についても、県が購入していなければ、膨大な尾道町関係文書が古書店を通じて市場へ流出していた筈のものであった。後藤委員は、受け皿がないために私的な地主文書等がどんどん失われていくという実感を痛感すると述べ、「個人的な思いがあるため欲張り過ぎているかもしれないが」と言いつつ、文書館は積極的に集める機関であって欲しいと主張した。

もちろん、地域史料は全て県立文書館が集めるというものではないとの指摘もなされ、既存の施設や個人において保存され続ければ、それでよいものとされた。ただその場合でも、どこにどういう文書があるかというリストは県立文書館が作成しておくべきで、文書に関する限り、情報センターの役割を果たすべきであるとの意見が、松岡委員や今堀会長から出された。

また、行政が保管する文書の保存については、単に行政的価値判断からだけでなく、歴史的価値判断も加えて保存するべきで、そのためにも文書館が必要であるという考えが提起された。例えば、かつて中国財務局が古紙回収業者へ廃棄文書を渡した際、その中に膨大な江戸期の土地関係史料が含まれており、広島大学がこれを回収して寄付を受けた例があった。このことについて今堀会長は、「実際にこの史料を使って優れた論文が多数書かれており、しかも単に学者の個人的な好みではなく、日本の土地制度そのものを明らかにする資料として役立つものである。」と指摘し、「役所にとっては要らないというのはよく分かる。しかし、そここのところのバランスをとるのが文書館を造る理由であって、行政サイドだけで考えて済むのであれば、県が資料保存課でも作って、そこで不要なものは捨てたらいい。」と述べている。この主張は、文書の選別保存に際しては歴史的文化的価値の判断が必要であり、それ故に専門性を有する職員を抱えた文書館が必要なのであって、行政的価値判断だけで選別するのであれば、専門職員は不要であるとの考えを述べたものである。これを受けて、総務部長からも、前任地である佐賀県で文書の総点検を行った際、各課で文書を大量に廃棄したところ、佐賀大学からクレームが付けられたことを取り上げ、行政サイドの重要性とは異なる歴史サイドの重要性というものが存在することを痛感したと述べた。

なお、文書館における地域史料の保存・管理について、いま一つ考慮されていたのは、類縁機関との関係であった。

広島県では当時、福山市における県立歴史博物館の建設を計画中であったが、古代・中世が主体であり、草戸千軒遺跡の発掘による埋蔵物が中心になる予定であった。また、三次市にある県立歴史民俗資料館についても、古文書関係はとくに機能していない状況であるとされ、文書館との役割分担については、明確に区別することが可能であった。

類縁機関との関係で、とくに問題となったのは、県立図書館に設けられていた郷土資料室の役割であった。県立図書館の郷土資料室は、昭和35年に図書館が新築移転した際に設けられたが、当時の文書館設立運動を背景に、昭和41年以降、歴史的文書の保存施設として機能させることになった。しかし、近世文書などの古文書類を扱う専門スタッフが確保できておらず、尾道町橋本家文書を購入して図書館に入れたものの、整理できる人がいないため、活用できない状態であることが紹介された。また、図書館司書資格には、古文書などの取り扱いは要件に入っていないため、司書とは別の専門性を有するスタッフが必要であることも指摘された。

とりわけ、県立図書館に郷土資料室が創設される際、将来の文書館の基礎づくりにするという意味合いが含まれていたため、同室所蔵の文書・記録類も含め、いわゆるアーカイブズに該当する資料は、基本的には文書館が管轄するという考えで整理されたのである⁸⁾。

b 文書館が収集・保存の対象とすべき範囲について

文書館が収集・保存の対象とする文書・記録類をどの範囲までにするかは、文書館の役割を決定付ける事柄であり、議論が重ねられた。とくに、第2回協議会の後に開催された第一小委員会では、資料収集について集中的に検討されている。

そこでは、行政的使命の終わった行政文書及び古文書を収集対象資料の二本柱としつつ、併せて、将来の行政及び学術研究に役立つと認められる文書・記録類も収集するという案が提示された。ここで言う学術研究とは、後述するように、行政機関として県民に積極的な情報提供を行うための研究であり、その趣旨に則った文書・記録類を収集するというものであった。この収集先としては、国の出先機関、社史編さんの完了した企業、個人所蔵家などが挙げられている。また、収集の方法としては、原文書の寄贈・寄託も考えられてはいるが、中間まとめ案を修正した第6回協議会では、この点につ

いて「重要資料については、複写等の方法により収集する。」としており、複製物での収集も考えられていた。

一方、二本柱の一つとして掲げられた古文書の収集については、個々の企業・団体や個人では対処できないものについて、その受け皿となる意味での収集であり、公立の文書館として、それらの散逸を防止する責務があるとの理念から提示されたものであった。

そこには、文書館のコレクションを増やすという意図も確かに存在していたが、むしろ、散逸防止のための保存・管理を第一目的とする収集であった。それが証拠に、県立文書館が県内における「文書資料センター」となるべきとの意見が併せて提示されている。即ち、できれば各市町村に文書館が建てられて、それぞれの市町村で文書資料の保存が図られるのが理想的であるとする。県内には広島市公文書館、福山城鏡櫓文書館、呉市入船山記念館（近世文書館）などの施設があるが、将来他の市町村でも同様の施設が造られて横のつながりができ、県がそのセンターとしての役割を果たすことができれば理想的であるという考えである。そのため小委員会では、当面の対策として、各市町村に調査員を配置して、文書・記録類の散逸・消滅を防ぎ、廃棄の恐れのある資料をしかるべき施設へ移管するための橋渡し役の任に当たらせるといった意見が出されていた。

歴史的記録遺産は散逸しやすいものであり、それゆえ、文書・記録類を散逸から守るために、文書館は受け皿となり、また橋渡し役にもなるべきというのが、第一小委員会で示された理念であった。

県の廃棄行政文書の保存に対する考え方も、基本的にはこうした理念と同一線上にあったと言える。第一小委員会では、廃棄文書の選別については、貴重な資料の廃棄を防ぐため、選別担当者による恣意的な廃棄がなされないよう「資料撰定委員会」を設けることを検討しており、選別基準を作成し、廃棄について慎重に審議することが望ましいとしている。広島県における行政文書の散逸状況については、紀要第6号の拙稿で紹介したところであるが、昭和40年という早い時期に行政文書の選別保存を開始した理由は、まさに、過去における県庁文書の著しい散逸・消滅状況への危機感からであった。

なお、長期保存文書については、文書の保管を専門とする機関ができれば、そこへ移管することも当然考えられるとの意見が出された。これについては総務部長が、全てを文書館で保存するのは難しいとしながらも、少なくとも

どこにどのような文書があるかを文書館で把握しておく必要はあるとし、むしろ、あまり使われていないものは文書館へ移管する方がよいと述べた。今堀会長は、県庁内での保存については、各部局での利用という側面があるとし、この点の調整が必要であるが、最終的には「しかるべき保存」(文書館での保存)を考えた方がよいと述べた。

c 情報公開と文書館との関係について

ところで、収集・保存の対象範囲に関連して、今堀会長は、当初情報公開にも対応できる機能を文書館に持たせようと考えていた。つまり、保存年限中の行政文書についても移管の対象にするという考えであったが、これについては、異論が多く提示された。

当時、情報公開問題については、県の情報公開準備調査研究班の方で、条例制定に向けて取り組んでいたところであり、文書館がこれにどの程度関わっていくべきか、まだ協議会の中で十分な認識が持たれていない段階であった。第1回協議会に同席していた総務課長からは、文書館が公開の窓口一切を引き受けることにはならないであろうと意見が述べられた。第2回協議会に同席した総務部長からは、情報公開に文書館が関わるか否かは場所に大きく規定されるとの意見が述べられた。つまり、情報公開請求がなされた時に、文書を探さなくてはならないが、そのためには窓口が県庁内もしくはその近くに置かれていることが必要となる。しかし、廃棄行政文書を毎年移管して保存するような膨大な収容力を持つ施設を県庁の近くに設けることは現実問題として不可能であり、したがって文書館に情報公開の窓口は置けないとした。また、文書館自身にとっても、現在のホットな文書と歴史的な存在となった文書とは分けて考えないと、業務体系が膨大なものになってしまい、また公開利用の形態も異なるのではないかと述べられた。

むしろ文書館にとっては、県史編さん室に移管された行政文書が全く使えない状態になっていることがまずもって問題であり、こうした文書を公開する窓口として、文書館はまず機能すべきであるというのが大方の意見であった。

今堀会長は、これに同意して、文書館は廃棄行政文書の移管・選別を主体にすると述べたが、同時に、直ちに公開しても差し支えない行政資料など、現在のホットな情報も扱わなければ、古い文書類しか収蔵しないようで

は、来館者は一部の国史研究者だけになってしまうのではないかと懸念を示した。この点については、後藤委員が、極端に言えばそれでもよいと発言したため、両者の間で議論になっている。ただ、後藤委員の真意は、利用者の如何を問わず、歴史的記録遺産である地域史料の散逸防止を図ることに、県として行政責任があることを主張したものであり、もとより県の廃棄行政文書の移管・選別の必要性を重視する点では、両者の考えに何ら違いはなかったのである。

d 文書館における調査研究の中味について

ところで、協議会で検討された文書館像は、単に歴史的に重要な文書・記録類の保存・管理・利用といった枠を越えて、むしろ、文書館が収蔵する文書・記録類をいかに活用し、「加工」して、県民に還元していくかといった方向にまで進んでいった。そこで議論の焦点となったのが、文書館の調査研究機能についてである。

調査研究については、県史の仕事がそのまま文書館に移行するのではないため、研究の中味も、行政機関として必要なものに限定されることがおおむね確認されている。ただ、公開利用のための研究か、学術研究も含めるのか、行政機関としての研究の中味については見解の相違が見られた。

今堀会長は国史の研究者が行う研究には、個人趣味的なものが見受けられるとし、文書館で行う調査研究とはそのようなものではなく、あくまで県行政の側面から見て重要な問題にすべきことを主張した。そして、研究の中味については、目録作成のようなデータ处理的なものだけを想定するのではなく、学術的なテーマでの研究も含めて考え、資料を「加工」して積極的に情報提供すべきであると述べた。

なお、議論の中で「加工」と表現されていることの中味がやや分かりにくい。例えば、ナマの文書・記録類から統計を作成するなどして、文書館が新たに資料を作成するようなことをイメージしていたようである。

実は、さきの今堀会長と後藤委員との議論において、両者の見解が異なっていたのは、むしろこの点であった。後藤委員は、自身の経験に基づき、とにかく散逸しつつある地域の古文書などは、きちんとした目録作成がなされなければ必ず失われるとし、「文書館が積極的に資料を『加工』し、情報提供していくこと自体は全く賛成であるが、その前提としての目録が出来なく

て、どんな情報提供をするんですか。」と主張した。一方の今堀会長は、「文書館が細かい目録作成に力を入れれば、それだけで膨大な労力を割くことになるが、県民への積極的な情報提供をするための学術研究を行わないのであれば、文書館の来館者は一部の国史研究者だけになってしまうだろう。」と反論している。

県の方では、この点について総務部長から、専門的な研究員の確保如何に関わるものの、とりあえず資料整理に大部分の労力が使われるであろうとの考えが述べられた。

協議会では、とくに研究の中味について具体的な詰めはなされていないが、少なくとも、大学などで行われるような研究ではなく、行政機関としての研究にふさわしいもの、つまり、県行政及び県民のニーズに応える研究を行い、積極的な情報提供を行うという点では、大方の賛意を得ていたようである。

2-3 文書館建設基本構想で示された設置目的・機能について

次に、協議会で策定された県立文書館の基本構想の内容について見ていくことにしよう。

昭和57年2月、「広島県立文書館建設基本構想についての報告書」が知事に提出された。まず、設置目的については、次のように示された。

郷土広島県に関する歴史的価値ある公私の文書、記録等の資料の散逸・消滅を防ぎ、これらの文化的遺産を収集、整理、保存して広く県民の利用に供し、併せてその調査研究を行うことによって、県民が地域の歴史に学び、その現状についての知識と理解を深め、将来の展望に対する指針を得る道を開き、もって本県の発展に寄与することを目的とする。

設置目的は、館としての大枠を示すものであり、抽象的な表現となるのはある意味で当然であるが、ここでは、「公私の文書」(県の行政文書とそれ以外の地域史料)をともに地域の歴史的資料として県民のために散逸・消滅から守り、それらを収集・整理・保存していくという基本姿勢が示されている。

次に文書館の機能についてであるが、ここでは収集保存機能・利用機能・調査研究機能・教育普及機能の4つに分けて示している。

収集保存機能については、次のように示された。

個々の団体や個人で対処できない歴史的価値ある文書等資料の保存を第一の目的とし、行政的使命の終った県の行政文書及び県内外所在の一般の文書・記録その他必要な資料を、組織的に収集する必要がある。

ここでは、散逸・消滅の危険性の高いものの保存をまず第一にするという考え方が示されている。その上で、収集に関しては、行政文書や地域史料を組織的に収集するとしている。「第一の目的」という表現が文意を紛らわしくしていると思われるが、行政文書の移管を第二義的に考えているわけでないことは、文書館設立運動や県史編さん事業に至る経緯を見ても明らかである⁹⁾。なお、具体的な収集対象資料については、次のとおりであり、ここでは第一に県の廃棄行政文書を挙げている。

1 県の廃棄行政文書は、すべて文書館へ移管する。

また、県の永久保存文書についても、行政を遂行する上で支障を生じさせない範囲内で、逐次、文書館へ移管させていくことが望ましい。

2 国の出先機関、諸団体、会社（特に社史編さん等の際に資料収集を行った企業）、個人等が、譲渡又は寄贈・寄託を希望するとき、それら資料の積極的な受入れを図る。

3 譲渡又は寄贈・寄託の望めない県内外の諸機関、団体、個人等の所蔵にかかわる重要な資料については、その資料に適した複写等の方法によって収集を行う。

4 新聞、パンフレット、広報紙その他関連のある重要資料を収集するほか、将来、増加が見込まれる磁気媒体等に集約された資料のうち、文書等資料と同様の価値を有するものについても収集を行う。

5 県内市町村の文書は、原則としてその自治体の文書館が保存する。

県立文書館は、市町村立文書館に対し、必要な支援・連絡・指導を行うとともに、未設置の市町村には、文書調査員を委嘱して、重要な資料の散逸・消滅を防ぎ、廃棄のおそれのある資料の文書館への移管等に関する橋渡し役の任に当たらせる。

6 収集資料の保存の要否に関する選別については、恣意的判断による貴重な資料の廃棄を防ぐため、学識経験者等で構成する資料選定委員会を設けて、適切な選別を実現するための態勢を確立する。

このうち、5にあるように、基本的には、市町村の文書は市町村で保存されるべきで、これは古文書などの地域史料についても同様であるという考え方である。そして、2にあるような原文書の収蔵は、あくまで所蔵者が自ら保管できない場合に行うこととしている。また、3にあるような重要資料の収集は、県民への有益な情報提供となり得る資料について意識的な収集を図るというものである。

利用機能については、次のように示している。

文書館が収蔵する資料は、行政上の利用だけでなく、広く一般の県民、学術研究者等の利用に供する。このため、利用方法の多様化に対応できるように、利用機能の整備・充実を図るとともに、利用者層の拡大を図る必要がある。

これに続けて、資料の公開原則や複写・貸出についての方針、さらに目録など検索手段の充実のためのコンピューター化について記されている。利用機能のあり方について面白いのは、現在文書館の利用について一般的に強調されることは、研究者のためだけの施設ではないという主張であるが、ここでは逆の言い方がなされていることである。むしろ、行政機関として、県行政に利用されるのは当然であり、より広く一般利用者の様々な利用に対応できるよう、収蔵資料の充実・整備を行おうというのである。そして、この一般利用者の中には、学術研究者も当然含まれるという考え方である。

調査研究機能については、「文書等資料を保存し、利用に供する上で必要な調査研究を、文書館の目的に沿った形で行うことが不可欠である。」とした上で、具体的な内容を次のように挙げている。

- 1 歴史的価値ある文書等資料の保存、整理及び利用に関する調査研究を行うとともに、県政及び県民のニーズに応えた調査研究を行う。
- 2 貴重な古文書等を後世に残していくため、補修技術の研究・開発を行うとともに、その複製を作り、利用者の便宜を図る。
- 3 県政及び県民にとって特に重要と認められる課題に対し、館外の学識経験者を加えたプロジェクトチームを作って調査研究を行う。このチームは、調査研究の成果を取りまとめ、利用者の要請に応えた形で研究報告書等を作成し、刊行する。

このほかに、コンピューターの利用に関する研究について、2項目挙げて

いる。先に述べたように、協議会では、単に文書・記録類の収集・整理・保存・利用に関する研究だけを想定せず、さらに文書館が外へ向けて「県政及び県民のニーズに応えた調査研究」を積極的に行い、情報提供していくことを意識していた。3に挙げているプロジェクト研究は、そのような研究を進める上で、文書館の専門職員だけでは労力が大き過ぎることを想定し、館外の研究者を含めて、より有益な成果を出そうという発想であると思われる。こうした事業を実際に行っている所は少ないが、例えば、横浜市の横浜開港資料館が、4つの委託研究会を作って館外の研究者らとともに研究会を開き、数多くの研究書を刊行している例が想起される。

教育普及機能については、展示・講演会など、現在当館で行われている諸事業が挙げられているが、ほかに、「文化的遺産としての文書等資料」の歴史的価値について普及することが挙げられている。広島県の歴史に関する学習の機会と場所を提供するとともに、行政文書・古文書など文書・記録類の保存の必要性を、市町村を含め広く訴えていくというのが、基本構想における理念であった。

2-4 基本構想の結末

なお、基本構想のその後の結末について、一応ここで押えておきたいと思う。

広島県立文書館の建設は、この基本構想が出された時点では、市内南区出汐にある県所有の建物、旧陸軍被服支廠を利用する案が有力であったが、日本通運との間に貸借契約があったことと、老朽化した被爆建物であるなどの理由で、実現には至らなかった。

また、当時県では、景気低迷による県財政の落ち込みが深刻化していた。そのため、事務事業の見直しにより、昭和58・59両年度は厳しい財政運営を強いられ、文書館建設の構想はいったん見送りになっている。

文書館建設の構想が再び浮上したのは、昭和59年6月以降になってからであり、市内中区千田町の広島大学工学部跡地が候補地として検討されることとなった。

協議会の会長であった今堀氏は、協議会案がバラ色の基本構想になり、実際の県の計画との間にズレが生じることを最も懸念していた。各協議会の後に会長からの意見聴取がなされているが、そこでは、「学者特有の理想論で

表 2 県立文書館概要案における書庫面積の根拠(昭和59年9月)

種 類	文書量	内 訳	備 考	
行政文書	長期保存(P)文書 (完結後 10 年経過のもの)	68,000 冊 (184t)	現在 28,000 冊 20 年後 2,000 冊× 20 年	密集式書架で 499㎡ (㎡ = 延長 12m)
	保存年限満了後の行政 文書	58,605 冊 (159t)	現在 30,605 冊 ・ 図書館郷土資料室 5,808 ・ 元研修所 23,697 ・ 第 3 書庫 1,100 20 年後 1,400 冊× 20 年	密集式書架で 430㎡
古文書	元県史編さん室の寄託 資料等	28,749 点 (21t)	寄託 27,900 点 寄贈 230 点 借用 619 点	固定式書架で 200㎡ (古文書は規格が 不統一で密集式は なじまない)
	元県史編さん室の複製 資料	22,759 冊 (12t)		
	開館後の寄託古文書	300,000 点 (220t)	県内の古文書約 100 万点のうち、20 年間 に 30 万点が寄託さ れるものとする。	固定式書架で 1,334㎡
書庫面積合計				2,463㎡

いくと、この文書館構想は流れると思う。」と述べており、あくまで県民のニーズに応えられるもので、なおかつ県が実行できる案を作らなければならないとしていた。

広島大学工学部の跡地利用を検討するため、昭和59年9月になって、県立文書館の概要案が作られた。今堀氏が懸念したズレとは、より具体的には施設規模の問題が大きく、中でも懸案となるのは書庫面積であった。この時の概要案で示された書庫面積は合計約 2,470㎡であった。その根拠は表 2 のとおりである。

この段階では、具体的な利用計画が決まっていなかったため、文書館も現在の複合施設ではなく、地下2階地上3階、建物延床面積 5,600㎡の独立館として描かれている。これは協議会の基本構想を基に描かれたものと考えられるが、その後最終案決定までの間に、この面積は修正されていった。文書館の必要面積について算出した11月5日付の文書では、書庫面積のうち、元県史編さん室保管の寄託文書・複製資料などの所要面積が 70㎡縮小し、文書館開館後に寄託が予想される古文書の所要面積が 880㎡縮小した。廃棄行政文書の書庫は 70㎡増加したが、全体では 2,010㎡に縮小した。さらに、

最初の概要案では長期保存文書(永久保存文書)も文書館へ移管することを想定していたが、結局、長期保存文書の所要面積 499㎡も縮小することになり(−500㎡)、書庫面積は 1,510㎡に縮小した。最終的に文書館が現在の複合施設の形で設計される段階では、さらに書庫面積は縮小し、廃棄行政文書の所要面積が 500㎡から 481㎡に、古文書が 1,010㎡から 564㎡にそれぞれ変更し、書庫面積合計は 1,045㎡になり、複合施設のうち文書館部分の延床面積は 2,530㎡となった。最初の概要案と比べて、ほぼ半減したことになる。

単なる理想論とならないよう配慮された協議会の基本構想であったが、実際には、廃棄行政文書の移管のあり方(全ての文書を文書館へ移管するのか否か)や、収集資料の範囲(とくに行政資料室との関係)、市町村指導・支援の範囲、資料選定委員会の必要性、調査研究機能の必要性など、様々な見直しがなされたのである(なお、文書の選別・公開のための資料選定委員会については、構想段階で提案されるにとどまった。)

もちろん、協議会で検討された設置目的・機能の全てが、今日的に有効なものであるとは言えない。最近主張される行政のアカウンタビリティを果たすための行政文書の選別・保存といった考え方は、この当時にどれほど意識されていたかは疑問である。また、文書館の利用に関しても、基本的には学術研究利用の側面しか想定できていないという限界はあった。情報公開制度との関係についても、当時の協議会メンバーでは、なかなか審議を詰めるだけの十分な知識の蓄積を持ち合わせていない段階であり、それ故、現用文書段階からの公文書管理については、早くから文書館の対象領域外としていたのである。ただ、当時は公文書館法が制定されていない段階であったが故に、現在の公文書館法の枠に縛られない議論ができたという面もあり、地域史料への取り組みや調査研究のあり方についても幅広い意見提示がなされたとも言えよう。

3 近年の「公文書館論」について

以上、広島県立文書館建設に向けての協議会での議論をもとに、文書館の設置目的とあるべき機能について検討してみた。ここで出された数々の意見や指摘の中に、文書館の基本的な理念がある程度含まれているというのが、

本稿の主張点である。

ところで、ここ数年、文書館・公文書館のあり方をめぐっては、行政文書の保存・公開システムを最大限重視すべきとの見解や、公文書館法を大前提とした館のあり方を主張する「公文書館論」が数多く論じられるようになった。館の理念を考えることは、業務全体を統括する概念を置くことにより、日常的な個々の業務に明確な意義付けをすることであるが、近年の論調は、地域史料の保存活用に取り組んできた専門職員にとっては、逆に自らの業務への意義付けを難しくさせている。

3-1 諸論文の検討

では近年の「公文書館論」に対して、どのようなことが指摘できるのか。いくつかの論文を取り上げて、具体的に述べてみたいと思う¹⁰⁾。

堀内謙一「基礎的自治体における公文書館設立のための序論」¹¹⁾は、公文書館法でうたわれている「歴史資料として重要な公文書等」の保存・公開業務について、その現代的意義が正当に評価されていないと問題提起する。そして「公文書等」を、民間資料も含めた「歴史資料」全体の中で位置付けるか、親機関で生産される「公文書」に限定して位置付けようとするかでは、館で必要とされる知識・能力・技法が違ってくるといふ。前者は言わば「横の体系化」であり、文書館運動が目指した方向であるとする。また後者は公文書を発生段階から確実に管理・公開していくシステムの構築を目指すという「縦の体系化」であり、この方向を目指すのが公文書館法であると述べた。堀内氏は、各館が共有しうる一般性をもった議論をするためには、現用文書の保存・公開に関する知識の共有化を図ることが何よりも大切であるとし、この「縦の体系化」は、とくに総合行政の可能な基礎的自治体の文書館においてより一層威力を発揮すると主張している。

堀内氏の論では、公文書の発生段階から移管までのサイクルを管理するという「縦の体系化」に純化した姿が公文書館の理想として捕えられている。しかし、公文書の発生段階からの管理の必要性という点で言えば、氏が「横の体系化」と呼ぶところの方向においても、共有しうる考え方ではないだろうか。そもそも、2つの方向を「横」と「縦」という、全く別方向の議論として捉えるべきではないように思う。周知のように、公文書館法は岩上二郎氏の議員立法として成立したものであるが、それは、岩上氏自身が茨城県史

編さん事業に関わり，さらに史料協の会長として会の活動さらには法制定に取り組んだ結果実現したものであり，文書館運動と関わりながらできた法律ではないのだろうか¹²⁾。堀内氏は「横の体系化」について，時代ごとのバランスや公文書・民間資料のバランスを考慮しながら限りある保存庫に一定量ずつ入れていく発想で，自治体史編さん者の発想に近似していると述べる。しかし，広島県の事例に即してみれば，文書館設立の発想は県史とは全く別に発想されており，時代ごとのバランスや行政文書と地域史料とのバランスを考慮するといった認識も妥当な捉え方ではないと思われる。

次に，堀内氏の論を受けた富永一也「公文書館論」¹³⁾を取り上げてみたい。そこでは，これまでの理論的アプローチを次の4つに分類している。

- 1 公文書館法に基づく法律枠組み論的（演繹的）アプローチ
- 2 現実に存在する公文書館の類型分析に基づく経験論的アプローチ
- 3 海外におけるアーカイブズの理念に基づく輸入学問的アプローチ
- 4 類縁機関との関係性に基づく分業論的アプローチ

その上で富永氏は，従来の経験論的アプローチは，公文書館の理念を抽出するのに成功していないと批判し，1の手法から公文書館理念を提示しようとする。即ち，公文書館理念が混乱している現状では，議論する上で共通の土俵となるものは公文書館法しかなく，公文書館法を公文書館理念の源泉とし，その精神，理念的枠組みを分析・解釈する努力を積み重ねることが必要であるとする。

そして，公文書館法の対象領域について重要な点は，「公文書等」の中に民間所在史料が入るか否かではなく，「国又は地方公共団体が保管する」か否か，つまり記録の出所が最重要の要件であることを指摘する。公文書館の役割は，自治体の公文書が公文書館に引き継がれた時点以降に加工されていないことを保証する体制を維持することであり，その信頼性について責任を持つのであると述べた。

また従って，文書館・公文書館が責任を持てない外部の記録とは峻別すべきであり，外部の記録を収集すること自体は禁じられてはいないが，公文書館法の理念とは無関係であると述べた。

私はあくまで，できあがった公文書館法だけでなく，法制定に至る歴史的経験も踏まえることが，館のあり方を考える上で重要だとする立場である

が、あえて、富永氏の言う法律枠組み論的に考えてみても、地域史料を管轄することの必要性が公文書館法からも導き出せると思う。

公文書館法では、確かに「国又は地方公共団体が保管する」公文書等に限って、「適切な措置を講ずる責務」をうたっている。その上で、法解釈では、公文書等の「等」に「古書、古文書その他私文書」も含まれるとしている。しかし、自治体が保管する「古書、古文書その他私文書」といっても、その多くは寄贈・寄託・購入などの手段によって入手したものではないのだろうか。そうであれば、「国又は地方公共団体が保管する」ものとそうでないものとの差は何か。両者の間に、歴史資料としての重要性に差があると言えるのだろうか。

本来、公文書館法の理念においては、国や地方公共団体が保管するか否かということ以上に、歴史資料としての重要性こそが最重要の要件であると言えよう。公文書館法が「国又は地方公共団体が保管する」と定めているのは、館が責務を果たすべき最小限の範囲を示したものと考えるべきで、自治体自身が抱えるものについて適切な措置が採られていれば、少なくとも公文書館として責務を果たしていることにはなるが、地域に散在する重要な歴史資料としての文書・記録類に目配せをすることは、自治体が抱えている「古書、古文書その他私文書」の保存・利用といった業務の延長線上にある行為と言えよう。そして、場合によっては、それらの中から館が収蔵することになるものが出てくる可能性も考えられる。そのように考えれば、文書館・公文書館が外部の記録について保存措置を講じること(富永氏は「外部の記録を収集すること」について「無関係」としているが、ここでは収集だけではなく、所在調査なども含めて保存措置を講じることがを指している。)は、公文書館法と無関係であるというよりは、むしろ大いに関係があると言うべきで、法の理念を全うする行為であると言える。

富永氏は、従来の経験論的アプローチが現実における理念の未成熟さから出発しているため、説得力に欠けるとしているが、本稿で述べたような、文書館設立過程での議論において、私は一定レベルの理念が提起されていたと考えている。ただ、そういったかつての議論が、必ずしも十分に評価されないまま、限界のある考え方として処理されてしまう傾向がありはしなかっただろうか。新たな論点を提起している近年の「公文書館論」を見ていると、かつての史料保存運動や文書館運動について、成果の部分を押さえた論文が

少ないのは、その点を裏付けているように思う。その意味では、経験論的アプローチの前提となる各都道府県レベルでの議論がきちんと検証される必要があると考える。

ところで、実際に地域史料の調査事業を行う中から、文書館が地域史料を管轄することの問題点を指摘した論文も見られる。龍野直樹「地域資料保存事業への思考と試行」¹⁴⁾では、限られた人員・予算規模の中で、県立の資料保存機関として果たすべき必要最小限の役割は何かを追求するとし、「地域史料」という概念のもとに、文書館が扱うべき文書・記録類の範囲が無制限に拡大していく恐れがあることを指摘した。そして、本来地域の機関・団体・個人の単なる私有物に過ぎない古文書などの地域史料を公立の施設である文書館が保存管理する理由や根拠はどこにも存在せず、それらを収集・保存・公開したいという感情をもつ人々によって扱われてきたに過ぎないと述べる。そして、その上でなお公立の文書館が収集・保存すべき地域史料があるとするばどのようなものかと問い、都道府県では旧藩庁文書など、市町村では地方(じかた)文書や旧役場文書など、当時の公的文書に限られるとした。

ここでの根本的な疑問は、そもそもアーキビストとは、行政的判断のみでは測れないアーカイブズの価値を見だし、その普及に努めることに存在意義があるはずであるが、ほとんどの地域史料に対して単なる私有物であると位置付けている点である。龍野氏は、同一藩内の地方文書には同じような文書・記録類が多く見られることをもって、文化財に指定されたもの以外は保存対象になりえないと述べている。しかし、同じような文書であっても、その文書がその家に残されていることの意味を重視することが、古文書などを地域で残していくために必要な論理であり、文書館学の重要な成果であったはずである。文書館がもし、「ほとんどの古文書等は、本来であれば都道府県あるいは市町村のいずれの保存対象にもなり得ないような、たんなる私有物である。」と表明してしまえば、地域史料の散逸をかえって促進することになりかねない。もともと、日本の文書館運動は、地域史料の散逸状況に対する危機感を前提として、単なる私有物としては割り切れない地域史料の価値を、所蔵者や地域住民に普及する意図を持っていたはずである(その結果、普及できたかどうかは別であるが)。龍野氏自身、調査事業を通じて県内の古文書が多く失われている事実を確認し、市町村との連携を図りながら地域史料の現地保存に取り組まれているのであるが、少なくとも論旨を読む限り、む

しろ調査事業の趣旨とは逆の論理を出されているように思える。

3-2 業務実践と理念との関係

これ以外にも、各文書館での業務実践を踏まえた文書館像を提起する論文が少なからず出されている。

ただ、ここで一つ指摘しておきたいのは、具体的業務の中から生じてくる問題点を、直ちに文書館そのものの本来あるべき姿に結び付けて理念化すべきではないという点である。北川健氏がかつて主張したような、限られた人員・予算の中での労力配分・事業選択の必要性という指摘は¹⁵⁾、館の業務運営上の問題としては重要であろう。しかし、文書館の理念は、こうした館側の都合でのみ構築すべきではなく、現実には地域史料の利用を望む利用者や保存を望む理解者の希望・要求と合わせて構築していくべきである。現実の業務において、行政文書と古文書とが別々のサイクルで収集・管理されることや、法解釈もしくは行政の論理と文書館業務との間で生じるズレを基に、直ちに地域史料の保存対策を副次的な業務として理念化していいのかどうか、技術的な問題と理念的な問題とは慎重に分けて検討されるべきだろう。

今日の状況は、文書館をめぐる理念上の混乱(堀内氏が示した2つの方向が混在した状態)が存在したまま、さらに実際の業務実践のあり方から、市町村レベルの地域文書館と都道府県レベルの地方文書館との違いまで強調されるようになっている。しかし、市町村の文書館と都道府県の文書館との間には、役割分担の問題はあれ、自治体文書館としての基本理念には、何らの違いも存在しないのではないだろうか。

広島県の場合も、協議会での議論に見られるように、地域史料の保存管理は、より地域に密着した市町村レベルでの保存が望ましいことは、早くから指摘されていた。そして、県立の文書館は、市町村レベルと同等の存在ではないとして、地域史料の保存や役所の行政文書の保存について指導・助言・支援を行うことが求められることが確認されていた。しかし、県立の文書館といえども、本来市町村で保管すべき文書・記録類が保管できない場合には、その保存対策に取り組み、必要ならば収集することを、本来的業務の一つとして明確に位置付けてはどうだろうか¹⁶⁾。

ここで言いたいのは、こうした業務を一時的なやむを得ない業務として、もしくは非本来的な過渡的業務として位置付けるのか、それとも自治体文書

館として当然の業務と位置付けるのか，その考え方によって，館としての地域史料保存への取り組み方も違って来るのではないかという点である。龍野氏の論に引きつけて言えば，地域史料の収集について行政として取り組む根拠が薄弱であることを強調するのか，積極的に地域史料の現地保存に取り組んでいくことを強調するのか，その違いが理念の問題としては重要だと思うのである。

3-3 歴史研究者と文書館

文書館で地域史料を扱う理由をたどれば，多くの館は史料保存運動・文書館運動の経緯にたどり着くであろう。そして多くの場合，運動を主に担ってきた歴史研究者の考え方が問題となってくるのである。

近年では，大濱徹也氏の主張に見られるように，とくに行政文書の選別をめぐって「歴史資料」という概念自体にも根本的な問いかけがなされ，歴史的文化的価値判断への疑問も提起されてきている。それは，マルクス主義歴史学が自明のこととしてきた歴史学の科学性への疑問でもあり，歴史とは「語られたもの，書かれたもの」，いわゆるテキストであるといった議論と相通じるものである。ただ，こうした近年の動きを取り上げるまでもなく，文書館界では，傾向的に歴史研究者への批判的な視線が存在するように思われる。

しかし，各館での業務内容を一瞥^{べつ}すれば分かるように，実際には，文書館は，文書・記録類の保存を訴えるかたわら，歴史そのものを多く語ってきているのである。それは，文書・記録類の保存を訴えるためには，その利用価値を示さなければ説得力を持ち得ないからであり，文書・記録類を使って歴史を語ることは，何よりもそのものの利用価値を証明し，保存の必要性を訴えるうえで，有効な説得手段となるからである。実は，こうした文書館の言わば歴史家的な営みについて，文書館界では語ることを避けてきたという印象が否めない。

広島県における県立文書館建設調査研究協議会での議論において，地域史料の収集・保存の必要性を訴えたのは主に県史の編さん・執筆に携わった大学の歴史研究者たちであった。これらの委員は，言うまでもなく，所在状況把握のための史料調査だけでなく，実際に研究利用する段階にまで踏み込んで地域史料に接してきた人々であった。そのため，例えば広島銀行の百年史

資料が、単に一企業の歩みを示す資料ではなく、その豊富な統計資料や報告書などが、広島県域に存在した数多くの金融機関の歴史さらには広島県の財界・経済界の全体的な動向を把握し得ることを指摘していたし、尾道町橋本家文書についても、従来の尾道町に関する都市社会構造・産業・金融・交通運輸などの研究蓄積を補完して余りある規模の文書群であることを了解するが故に、市場への流出・散逸を防ごうとしたのであった。つまり、かつてはこれらの地域史料を行政機関で保存する必要性を言う場合、当時の公的文書か否かという観点だけでなく、地域住民にとっての共有財産となり得るか否かという判断と、さらに具体的な活用の可能性の有無をも視野に入れてなされてきたのである¹⁷⁾。

これまで文書館界では、このような姿勢を単なる主観あるいは偏った利用主義として処理する傾向が強かったと言えよう。しかし、そのことによって、実は、自らが歴史資料としての文書・記録類の保存を訴えながら、その歴史資料としての具体的価値を語る行為については重視してこなかったという矛盾を、文書館は抱え込んでいたのではないだろうか¹⁸⁾。

歴史研究者と文書館の関係をまとめると、私は次のように言うことができると思う。

歴史研究者は、文書・記録類の利用者として、その利用価値をよく知るが故に、利用価値の高い史料について文書館が保存・整理・閲覧提供などの適切な措置を採ってくれないところが気になってしまうのである。しかし、館の当事者ではないために、具体的業務レベルにおける困難さや制約を受ける部分はなかなか見えないのである。一方、文書館側は、具体的業務の実践者であるが故に、個々の歴史研究者がそれぞれの関心に引き付けて偏った主張をすところや、無理難題を求める部分、つまり文書館への誤解もしくは無理解な部分が見えてしまうのである。しかし、文書・記録類が実際にどのように活用され得るのか、その可能性を認識することについては概して不得手なのである。

この点の自覚なしには、恐らく両者が主張する文書館像の差異をなくしていくことはできないのではないだろうか。歴史研究者とて、文書館にとっては大切な利用者であることに変わりはない。その意味でも、地域史料と向き合う姿勢が文書館側には求められるのである。

4 おわりに — 文書館の基本理念とは —

広島県立文書館に奉職する以前から、文書館運動の議論にわずかながら接していた者として、私自身は、文書館が行政文書と地域史料の両方を扱うのは、ともに県域に関わる貴重な歴史資料である以上、至極当然のことと考えていたのである。しかし、近年の「公文書館論」は、こうした考え方に根本的な疑問を投げかけている。このことは、古文書など地域史料の取扱いを主業務とする職員にとっては、とりわけ深刻であり、副次的業務にどうやって精力を注げばいいのかという問題でもある。それ故に、自館の設立段階での議論をきちんと押え直し、その上で近年の議論を検証してみたいというのが、本稿作成の大きな動機であった。

本稿の趣旨からすれば、他にも取り上げるべき論文は数多く¹⁹⁾、また本稿で取り上げた諸論文の検討や広島県立文書館の建設調査研究協議会における議論との関連付けなど、意を尽せなかった部分が多く残ってしまった。改めて文書館の理念論を展開することの難しさを痛感した次第である。

広島県における協議会での議論と近年の「公文書館論」を踏まえた上で、本稿で理念として提起し得た事柄をまとめると、およそ次のようなものになる。

すなわち、地方自治体文書館は、歴史的文化的記録遺産としての文書・記録類である行政文書及び古文書などの地域史料について適切に保存・整理し、広く利用に供するための措置をとる公的施設であり、その対象とする文書・記録類に対しては、行政的経営的側面に照らして責務を負うだけでなく、住民共有の歴史的文化的記録遺産としての意味においても、本来的には行政機関として責務を負う。従って、地方自治体文書館が担う業務は、自治体自らが保管している文書・記録類だけでなく、外部の文書・記録類に対しても、住民共有の記録遺産として散逸から守ることが求められる。このことは、現行の公文書館法の規定において範囲外とされている部分ではあるが、「歴史資料として重要な公文書等」を管轄するという、公文書館法の理念に照らし合わせた場合、法の趣旨をより一層全うする行為であると言える。なお、これら文書・記録類の具体的な保存措置については、行政文書の場合、

当然のことながら各自治体が作成から移管・廃棄に至るサイクルを重視しつつ適切な移管を図るべきであるが、地域史料については、市町村レベルでの収集・保存を基本としつつ、市町村レベルで対応し得ない場合など、必要に応じて都道府県レベルでも収集・保存に取り組むことが必要であろう。

ここで提示しえたことは、結局のところ、旧来的な理念の範囲を出てはいないかもしれない。ただ同時に、理念そのものは変化しやすいものであってはならないし、複雑で難しいものであってもいけないと思う。むしろ、その理念に則って業務を行う際の技術的側面にこそ難題があると言うべきで、両者は慎重に分けて理解する必要がある。

ところで、ここで述べたところの、外部の文書・記録類に対する文書館の取組という点について、もう少し補足しておきたい。

山口県文書館が開催した第3回文書館ウィークのシンポジウムにおいて、安藤正人氏が、文書館の4つの顔というものを挙げている²⁰⁾。第1は文化施設としての顔であり、第2は組織体の情報センター(親組織体の活動のための情報資源)としての顔、第3は民主主義の基盤(市民・国民の共有財産としての記録史料を保存し、市民の権利を保障するための拠り所)としての顔、そして第4には民族・国家・地域のアイデンティティーのよりどころとしての顔を挙げる。その上で、第4の顔として挙げたものが、日本人にとって一番理解されない顔であるとし、とくに第4の顔が、世界の文書館をより大きな比重で支えていると述べている。

今日の日本の文書館・公文書館は、第1の顔から、次第に第2・第3の顔を意識するようになってきた段階であると言えよう。しかし、例えば地域アイデンティティーを地域の個性と言い換えて考えてみれば、ここで言われる第4の顔というものが、日本の地方自治体文書館にも十分保持し得る可能性があるように思われる。広島県に引き付けて考えてみると、例えば移住史関係資料の収集が挙げられようし、原爆被災関係資料もまさに地域アイデンティティーを象徴する資料になると言えよう。あるいは県内の特産業に関わる地域史料や地図資料なども、その一つとして数えられるのではないだろうか。むしろ、利用者サイドから見た場合、こういった類の資料こそ、しかるべき公的機関がきちんと積極的に収集しておいて欲しいと願う資料なのではないだろうか。

もちろんその場合にも、都道府県と市町村との役割分担、あるいは相互の

収蔵資料に関する情報の共有化といったことは必要であろう。いずれにせよ、公文書館法の枠組からは離れた所で、文書館に求められる役割は少なからず存在する。それ故に、設立段階において様々に模索されていた文書館の可能性というものを現行の文書館が忘れることなく、また法的制約などで削り取るのではなく、歴史的文化的記録遺産の保存活用を担う施設として積極的な役割が果たせるよう、選択の幅を確保しておくことが重要ではないかと思う²¹⁾。

注

- 1) 本稿で「文書館(もんじょかん)」と称する場合、公文書館法に規定されているところの公文書館に属する施設を総称する意味で用いることとする。
- 2) 今日の文書館における地域史料の扱いをめぐっては、新井浩文氏が積極的に発言されており、本稿にとって参考になる部分が多い(新井浩文「文書館における民間所在資料(古文書)の取り扱いをめぐって」、『文書館紀要』第15号・埼玉県立文書館・平成14年3月)・同「地域社会と文書館—近年の文書館をめぐる動向—」、『21世紀の文化行政—地域史料の保存と活用—』・名著出版・平成13年)など。
- 3) ここで言う「地域史料」とは、館が親機関から引継ぎを受ける行政文書以外の文書・記録類全てを指す。当館では、行政文書・行政資料に該当しない文書・記録類を全て「古文書」扱いとしているが、よく指摘されるように、「古文書」という用語は、公文書との対比で用いる場合には適当でなく、また「私文書」と言う場合、公的文書も内包する「古文書」の全体を言い表せないという面がある。
なお、記録された歴史資料である「地域史料」とモノ資料を含む「地域資料」との違いについては、前者は閲覧を基本的な利用形態とするため、同一出所のモノ資料がある場合でも、現物を区別して管理することに(つまり「地域史料」をモノ資料から切り離して文書館で保管することに)合理性があると考えている。
- 4) 本来このような理念論は、他館の実情も精査し、全国的な動向をもとに論じるべきテーマであるが、その余力はないため、とりあえず広島県の場合に引き付けながら、他館の事例も意識しつつ述べていくことにする。なお、各館の設置条例等を総括的に検討することにより、地方文書館の役割を述べたものとして、鈴江英一「地方文書館における業務の構築について—都道府県立文書館設置条例等の規定を中心とした考察—」(『北海道立文書館研究紀要』第7号・平成4年3月)があり、公文書館法の枠組みに限定しな

い幅広い業務の構築を提唱している。

- 5) 拙稿「地方自治体文書館の性格について—広島県立文書館設立史の考察—」(『広島県立文書館紀要』第6号・平成13年3月)
- 6) 広島県の県立文書館建設調査研究協議会に関しては、会議録(B5版フラットファイル3冊)と録音テープ17本が残されている。本稿の作成に当たっては、これに加えて広島県立文書館建設関係文書(文書番号1-92-556・B5版フラットファイル19冊)を使用した。いずれも紀要第6号の拙稿では未使用だったものである。
- 7) このような視点は、新井氏が前掲論文(注2)などで指摘している所であるが、近世の庄屋・名主文書などが当時の行政文書に相当するものを多量に含んでいるといった見方そのものは、決して新しいものではない。
- 8) 文書館と類縁機関との関係については、大濱徹也氏が、両者間で古文書の取り合いが起きることを問題視し、古文書の収集については、文書館ができる以前から図書館や博物館がその役割を果たしてきたことを指摘している(大濱徹也「日本の公文書館④」、『公文書館専門職員養成課程 講義記録(1)』・国立公文書館・平成12年2月)。しかし、平井義人氏が報告した全国の地域史料調査事業に関するアンケート調査の結果から明らかなように、古文書の保存対策に関する類縁機関の役割を高く評価することはできない(平井義人「アンケートに見る地域資料調査事業の全国的趨勢と問題点」、『史料館研究紀要』第6号・大分県立先哲史料館・平成13年3月)。この点は、まさに広島県の実情からも言えることである。
- 9) 前掲拙稿(注5)参照
- 10) 資料保存協議会第9回セミナーでの毛塚万里氏の報告「社会的な史料保存環境の構築をめざして—日本の『アーカイブ』をめぐる現状と課題—」(平成13年10月)において、近年の「公文書館論」における地域史料の位置付けに関し、論点が整理されている。本稿で取り上げた諸論文についても適格にまとめられている。
- 11) 『記録と史料』第7号(平成8年10月)所収
- 12) 岩上二郎『公文書館への道』(共同編集室・昭和63年)
- 13) 『沖縄県公文書館研究紀要』第3号(平成13年3月)所収
- 14) 『和歌山県立文書館紀要』第6号(平成13年3月)所収
- 15) 北川健「文書館のウチとソトとその運動—全史料協広島大会に参加発表して—」(『芸備地方史研究』174・175・平成2年7月)
- 16) その際、龍野氏が和歌山県の場合で示しているように、将来的に市町村へ返還しやすいようにするために、受け入れ方法を基本的に寄託にしておくというのは妥当な考え方であろう(龍野氏前掲論文〔注14〕参照)。
- 17) 新井浩文氏は、公文書館法が公文書主体に法規定されている以上、その

枠内で文書館が扱える古文書等は公文書に関連するものに集約されている。ただし、民間所在史料の中には、企業・団体関係のものであっても、国民や地域に影響を与えたものなどについては、その公共性という観点から、公的機関が関わるのが今後必要であると述べている(資料保存協議会臨時セミナー報告「どこへ行く古文書2」〔平成14年9月〕)。このように、公文書以外の民間所在史料について、公的機関(とくに文書館)がケアすべきだとする見解は、実際には少なくないと思われる。

- 18) この点に関連して、最近文書館展示論の分野では、むしろ歴史的世界を描く展示を積極的に進めるべきだとする主張も出されてきている。鹿毛敏夫「文書館展示のアイデンティティ—記録史料展示の理論と実践—」(『史料館研究紀要』第6号・大分県立先哲史料館・平成13年3月)は、これまで文書館展示論が文書館の独自性を意識し過ぎるあまり、利用者のニーズが高いはずの歴史ものの展示を追究する可能性を狭めてきたと批判している。そして、むしろ文書館が独自の領域でイニシアチブを発揮するのは当然のことであり、歴史学や史料学の領域で、民俗史料や埋蔵史料なども組み合わせながら、学際的領域においていかにイニシアチブを発揮するかが、普及の上でも重要だとしている。文書館が歴史を語ることを具体的に追究した報告として注目できる。
- 19) 山本幸俊「地域史料の保存と文書館—新潟県立文書館、史料所在調査の試み—」(『新潟県立文書館研究紀要』創刊号・平成6年3月)でも、地域史料を脇役に追い詰めつつある近年の論調に対し、地域史料の保存に果たすべき文書館の役割を論じている。ただ、これに対しては、新潟県立文書館の館長自身による異論が出ており(岡崎久次郎「続 新潟からの提唱—全史料協新潟大会の残照—」〔『新潟県立文書館研究紀要』第7号・平成12年3月〕)、文書館をめぐる今日状況象徴しているようである。また、武井達夫「地域文書館の役割と史料情報の提供—地域史料との関わりから—」(『平成10年度公文書館専門職員養成課程修了研究論文』・国立公文書館・平成10年)も、館の名称に「公」を冠したばかりに、地域史料を収蔵することが問われている現状を危惧し、地域史料の存在も生かせるような文書館のあり方を探っている。
- 20) 第3回文書館ウィーク特別講演・シンポジウム「文書館の昨日・今日・明日—世紀を越えて—」(『山口県文書館研究紀要』第28号・平成13年3月)
- 21) 安藤正人氏が出席したさきのシンポジウムでは、山口県文書館を長く支えてきた元専門職員の方々がそれぞれの立場で現場経験を語り、豊富な提言がなされている。

同館の歩みを考察したものとしては、梅村郁夫「山口県文書館における文書館観の変遷」(『山口県文書館研究紀要』第19号・平成4年)・「一九九〇年代初頭のアーカイブズ理解について」(『山口県文書館研究紀要』第20号・平成5年)があるが、そこで梅村氏は、一時期の出版優先主義が文書館として

の基本業務を阻害したこと、「民間史料」が文書館の主賓のように錯覚する理解を生んだことなどを問題点として指摘している。また、「民間史料」は第二義的・補完的な文書記録でしかなく、公文書の引継・保存こそが業務の中心であるとし、このことをいくら再確認・強調しても、しすぎることはないと主張している。

しかし、さきのシンポジウム記録を読む限り、むしろ、出版事業も含め、様々な取り組みを行ってきた歴史の積み重ねこそが、山口県文書館の強味であるように思えてならない。公文書を主賓にする必要性は理解できるが、「民間史料」を主賓の座から引きずり下ろすことまで必要なのだろうか。

(にしむかい こうすけ 副主任研究員)

市町村合併と公文書保存

安藤 福平

【要旨】 現在進行している市町村合併のなかで、地域の歴史資料の根幹ともいべき公文書を保存することは、喫緊の課題である。市町村合併と公文書保存について、過去の教訓を汲みとるとともに、現状を分析し、保存戦略について考える。

はじめに

「平成の大合併」を迎え、史料保存に関わる人々の間で、合併にともなう公文書等の保存問題が重要な課題として浮上している。全国歴史資料保存利用機関連絡協議会(全史料協)では、平成13年(2001)11月28日付けで、総務大臣にあて「市町村合併時における公文書等の保存について」要請を行った。同会や、地方史研究協議会ではこの問題についての研究会を開催するなど、取組を活発にしている¹⁾。

広島県内では平成13年(2001)11月に、広島県市町村公文書等保存活用連絡協議会(広文協)が67の市町村と県立文書館が加入して発足した。発足後、広文協は「市町村合併と公文書保存」の課題について取り組み、公文書保存についての広文協としてのガイドライン策定が課題となっている。

そこで、本稿では、ガイドライン策定の準備作業の一環として、市町村合併のなかで公文書をいかに保存していくかについて、私見をまとめてみることにする。

最初に、昭和の大合併の際、旧町村役場文書がどのように保存され、あるいは廃棄されたかについてみることで、過去の教訓を汲みとりたい。結論は

1) 平成15年1月23日には全史料協近畿部会により「市町村合併による行政文書のゆくえ」と題するセミナーが開催され、筆者も広島県内の状況について報告した。時間的制約によりアウトラインしか話せなかったが、本稿はそのときに用意したレジュメを基にしている。

きわめて常識的なことであり，関係者には周知のことでもあるが，広島県内の具体的事例をなるべく豊富に紹介したい。そのことが実践的に意味を持つと考える。

次に，現在進行中の市町村合併において，公文書の保存管理がどのような状況にあるかをみてみたい。ただし，その前に広島県内における公文書館法の普及を中心とした取組状況について，経緯を簡単に振り返っておきたい。

最後に，ガイドラインの骨格ともいうべき，保存戦略について，私見を述べてみる。

1 旧町村役場文書の保存管理 — 過去の教訓

現在残っている旧町村役場文書は，昭和の大合併から相当の年月が経過した後，市町村史編纂事業や文書館の設置などで，歴史資料としての価値が再評価され，利用・保存されることになったものが多い。それらが保存されてきた経緯を，廃棄されてしまった事例と対比させながら紹介したい。

廿日市町 最初に，町史編纂を機に旧町村役場文書の恒久的保存措置が講じられることになった佐伯郡廿日市町（現廿日市市）の事例をみてみよう。

廿日市町は，昭和31年（1956）9月，廿日市町・平良村・原村・宮内村・地御前村の5町村が合併して誕生した。合併後の庁舎は旧廿日市町役場としたが，狭隘のため産業課は旧平良村庁舎を使用し，原・宮内・地御前の各旧村役場に支所を置いた。昭和35年（1960）に新庁舎を建設し，それとともに各支所は廃止され，建物は地区公民館として利用されることになった。その10年後，昭和45年（1970）から県史編さん室による史料所在調査が始まり，46年からは廿日市町史の編纂事業が開始された。その時点では，宮内公民館に廿日市町・平良村・宮内村の旧役場文書が，原公民館・地御前公民館に各旧村役場文書が保存されていた。また，廿日市町役場（本庁舎）には，旧廿日市町と合併各村から引き継がれた文書が保管されていた。『廿日市町史料所在目録』第2集に掲載されている限りでみると，明治以降の土地関係が多い。証拠価値など行政上の必要性から引き継がれたものと考えられる。

史料所在調査の結果，『廿日市町史料所在目録』第1集と第2集が刊行さ

れた。町長名の「まえがき」には次のようにある²⁾。

郷土に関する歴史的史料の重要性は、いまさら述べるまでもありませんが、しかし、現在では文化遺産としての貴重な歴史的資料が心なくも失われている状態であるとき、この目録刊行によって史料保存の必要性が再認識され、その上十分な活用がなされるならば幸であります。

このことばのとおり、旧町村役場文書などの資料は、廿日市町史のほか広島県史などの史誌類の編纂事業で活用された。資料そのものは、市内の空き教室などを転々とした。しかし、資料は1点ごとに文書番号を記した封筒に入れてあり、整理状態、保存状態とも比較的良好な状態で保管されていた。文書館等の施設が未設置のこともあり、一般公開されないまま長年月が経過したが、最近、資料室を設置し、そこに集中保管されるようになったとのことである。

この時期以前の市町村史編纂では、編纂が終了するとともに、資料も散逸することが間々あったが、廿日市町ではその愚は繰り返さなかった。町首脳部の高い見識、担当職員に恵まれたことなど、一般の町村と比べて好条件がそろっていたこともあるが、町史編纂と史料保存の関係が正しくとらえられていたことが大きいと思われる。

東城町 廿日市町史は、歴史研究者による町史編纂としては広島県内では早い方であったが、編纂と役場文書保存の事例として、いまひとつ編纂事業が昭和60年度(1985)から平成8年度(1996)にかけて行われた比婆郡東城町のケースをとりあげる³⁾。

東城町史の編纂は合併30周年記念事業として行われた。近現代については、資料編、通史編とも役場文書がフルに活用された。とくに筆者が担当した戦中・戦後期は、役場文書以外に依拠すべき史料があまりなく、ほとんど役場文書によって編纂が行われた。

東城町は、比婆郡東城町・小奴可村・田森村・八幡村・久代村・帝釈村および神石郡新坂村の一部が合併して昭和30年(1955)に誕生した。当然、合併前の歴史は旧町村役場文書による所が大きいと考えられたので、その探索

2) 『廿日市町史料所在目録』第1集(昭和46年3月)

3) 東城町史の編纂には筆者も関わっており、以下の記述は筆者自身の体験に基づく。

に努めた。その結果，町村ごとの残存状況は，やはりオール・オア・ナッシングで，田森・八幡の両村には相当多数の文書が残され，それ以外は壊滅に近い状態であった。田森の場合は，役場庁舎が支所から公民館となり，その公民館も改築されたが，幸いにも文書が保存されていた土蔵は手付かずのままであった。八幡の場合は，小学校の空室に保存されていた。森林組合を中心とする地元の人々の保存への努力があったようである。

結局，東城町史の当該期の歴史記述は，両村の役場文書に依拠せざるをえず，田森村の場合はこうであったとか，八幡村の場合はこうであったということになってしまった。自治体の公文書は地域の歴史を語るかけがえのない史料となる。公文書を失うことは，地域の歴史的アイデンティティーを失うことにほかならない。

芸北町 広島県立文書館にもいくつかの役場文書が収蔵されている。ひとつは芸北町役場文書といい，芸北町を構成する旧 4 か村の役場文書である⁴⁾。

芸北町は昭和 31 年(1956)，^{みわ}美和・^{おがわら}中野・^{やわた}雄鹿原・八幡の 4 か村が合併して誕生した。新町の役場庁舎は旧中野村に置かれ，旧村役場はそのまま支所となり，旧村役場文書もそのまま支所に残置された。これらの役場文書は，昭和 63 年(1988)に芸北町役場に移転され，一括管理が試みられたが，管理の困難性などの理由から翌平成元年(1989)に広島県立文書館に寄託された。旧村役場別の文書点数は，中野村 582 点，美和村 1,043 点，雄鹿原村 190 点，八幡村 1,545 点，計 3,360 点である。

雄鹿原村役場文書の残存数が少ない理由は，ある程度推定できる。昭和 10 年代に作成された同村の「諸帳簿目録」には 2,024 件の文書が掲載されている。ところが，現存するのは「諸帳簿目録」作成以後昭和 31 年の合併までの文書を加えても 181 件に過ぎないのである。このことは村史編纂と関係があるようである。

雄鹿原村では，合併前の昭和 26 年(1951)に村史発刊が企てられ，昭和 32 年(1957)に刊行された。村史編纂には役場文書が活用された。このとき(と推定する)，文書の再整理が行われ，複数の簿冊から文書を抜き出して再編綴さ

4) 以下，芸北町役場文書についての記述は，『広島県立文書館収蔵文書目録』第 5 集(平成 10 年 3 月)および第 6 集(平成 11 年 3 月)による。

れた。刊行された『雄鹿原村史』には「重要文書目録」が掲載された。その目録に掲載されている文書は全て現在残されている。逆に、目録に掲載されていない文書は、ほとんどが廃棄されている。廃棄された時点を特定できないが、「重要文書」指定の有無が文書廃棄の判断基準となったと考えられる。

精選された文書が残されたという意義は認められるが、「重要文書」の判断は、その時点、その時代の、特定の視点に基づく、一担当者の判断に過ぎない。筆者が現在、業務として遂行している評価選別の恐ろしさを再確認させられる事例である。

他の3町村では、比較的多数の文書が残されたが、それはなぜか。あえて推定すれば、これまた村史編纂事業との関連が考えられる。この地域では、昭和21年(1946)に中野村(刊行は昭和34年)、昭和26年に雄鹿原村(同昭和32年)、昭和36年に美和村(同昭和45年)、昭和46年(1971)に八幡村(同昭和51年)で村史の刊行が企画された。そのため役場文書の利用価値に関心があり、合併後も文書廃棄には慎重であったのではなかろうか。では、そのなかで中野村の文書が比較的少ないのはなぜか。あくまでも推定に過ぎないが、美和・八幡両村には支所が置かれ、中野村には本庁舎が置かれたという違いではなかろうか。支所は機能が次第に縮小していったから、保存スペースが確保しやすく、凍結に近い状態で保存されたと考えられるのである。

山野村 広島県立文書館に収蔵されているもうひとつの役場文書は、山野村役場文書である。総点数約7,600点、広島県内では随一の町村役場文書群である。地元の有志で組織する山野郷土資料保存会により保存されたもので、平成8年(1996)に広島県立文書館に寄託された。

この地域は、現在福山市山野町となっているが、近世は安那郡山野村と矢川村であった。明治22年(1889)の市制・町村制で安那郡山野村(のち深安郡)が誕生し、昭和30年(1955)に加茂村・広瀬村と合併して深安郡加茂町となり、村役場には支所が置かれた(50年に福山市に編入)。多くの旧町村役場文書が合併によって廃棄・散逸の運命をたどる中で、この地域では、文書が大切に守られてきた。昭和47(1972)年に刊行された『山野郷土資料館収蔵目録』によれば次のようである。

山野村役場文書の保存については、地元でもかなり早い時期から懸案になっていたようである。調査に訪れた後藤陽一広大教授(当時)の「ここには明治維新前後からの貴重な文献が保存されてある、県下でこんな村は少な

い、大切に保存しておくように」との助言もあった。しかし、収蔵庫を造る経費のめどがたたず、実現に至らなかった。その後、昭和46年になって、山野農事センターの小部屋を改造して収蔵庫とする案が浮上し、旧村内有志の寄付を仰ぎ改造工事を実施した。文書は県史編さん室の職員を中心に、研究者・学生の応援で整理が行われ、それにもとづき目録が印刷刊行された。歴史研究者のボランティアと地元有志の協働による成果であった。

筆者は平成8年1月に山野を訪れた。収蔵庫は山野農事センター（福山北農協）のブロック造りの倉庫で、文書は段ボールに収納し、スチールの書架に置かれていた。段ボールの数は195箱、県内の旧町村役場文書のなかでは類を見ないほどの分量である。25年前に整理された状態が、ほぼそのまま目の前にあった。ただし、防虫のために段ボール箱に入れられた薬剤は蒸発し、袋だけが残っていた。文書は近世資料と現代資料に大別された上で、それぞれの分類項目順に段ボール箱に収納保管され、箱単位で目録とほぼ照合することが可能な状態であった。

広島市 次に、広島市の事例をみてみよう。現在広島市域となっている周辺旧町村の多くは、昭和30年（1955）前後に町村合併を行い、さらに昭和46～50年にかけて広島市に編入合併するという経過をたどった。広島市公文書館にはこれら合併町村の役場文書が総計で4万点近く所蔵されている（表1）。これらの役場文書は、昭和46年（1971）から開始された合併町史の編集事業を機に、昭和50年（1975）の戸坂村^{へさか}を嚆矢に収集・保存されることになったものである。以下、この事業に携わった松林俊一氏の報告書と同氏へのインタビューをもとに、合併時およびその後の役場文書の状況についてみてみよう⁵⁾。

広島市公文書館に収蔵されている旧町村役場文書を点数の多い順にあげると、温品村・戸坂村・大林村・狩小川村^{かこがわ}・瀬野村の順で、ここまでが3,000点以上である。それ以外の町村は多くて500点前後、100点に満たない町村もあり、残存状態に相当の開きがあることが知られる。多くの旧町村役場文書は、昭和30年前後の合併を経て、その後の経過のなかで次第に散逸させられ、昭和50年に市史編纂室が収集を始めた時点ではすでに失われていたのである。そのなかでも、昭和50年の合併の際に大量処分が行われた安

5) 松林俊一「町村役場文書の利用と保存」『広島県史研究』第7号、昭和57年3月

芸郡船越町のケースは特異といえる。松林氏は述べる。

船越町の場合は、明治時代から昭和五十年の合併にいたるまで一村一町の行政区域を維持してきた町だけに、かなりの量が残っていたはずであるが、村政期の役場文書はほぼ完璧に焼却処分されてしまっていて、焼き忘れたとしか思えない野取帳など数点と、一日がかりで燃して大きな灰の山ができたという職員の後日談が残っていたにすぎなかった。

一方、保存された4つの村役場文書の場合、「文書の保存庫(といっても古い土蔵)も書類もまったく無用のまま永い間放置され」た結果、凍結状態で保存されたケースと、地元の保存への努力が実ったケースがある。

瀬野村役場文書の場合は、前者の典型で、山陽本線沿いにあった旧役場に保存されていたが、建物の一部が破損していたため、そこから入り込んだ蒸気機関車の煤煙で黒々と覆われている状態であったという⁶⁾。ベスビオ火山に埋もれて発掘されたポンペイに比すのはオーバーであるが、無作為による保存の典型ではある。狩小川村役場文書も村役場の建物が支所、公民館と転用されたが、文書を保管する土蔵が手付かずの状態で作保存された。高陽町役場の庁舎が置かれた深川村役場文書より狩小川村役場文書がはるかに多く保存された理由はその辺のところにある。

これに対し、大林村と戸坂村の役場文書は、後者の地元有志による保存成功例である。松林氏は述べる。

この点、救いがあったのは可部町の場合で、中原・三入・亀山の三か村と可部町の明治以来の文書はほとんど全部が失われたとはいえ、大林村役場文書だけは消却直前に地元有志の機転で他所に移されて難を免れた。役所がやろうとしなかった公文書保存をいわゆる民間人が実行した例である。これら三、九六四点の文書は仮収蔵されていた元安佐郡教育会の建物(通称「六角堂」)から市公文書館に移管され、『大林村役場文書目録』(昭和五十五年三月刊)に収録されたが、その間、『可部町史』(同五十一年九月刊)に活用され、その価値を十分に発揮したのはもちろんのことである。

関係者(齋秀明氏:元可部町役場職員,大林愛林会理事長)への電話取材によれ

6) 広島市公文書館所蔵資料目録 第5集『瀬野村役場文書目録』(昭和59年3月)

表 1 広島市公文書館が所蔵する広島市合併町村役場文書数

区名	町村名	旧町村名	点数	区名	町村名	旧町村名	点数				
東区	矢賀村		1	安佐北区	白木町		42				
	戸坂村		3,981			志屋村	1,011				
	中山村		708			井原村	119				
	安芸町		2,069			高南村	302				
		温品村 福木村	4,871 896			三田村	76				
西区	井口村		264		安佐町		959				
安佐南区	沼田町		12			日浦村	783				
		戸山村	587		鈴張村	452					
		伴村	238		小河内村	130					
		不明	11		久地村	98					
				飯室村	49						
	佐東町		50	不明	14						
		八木村	174	安芸区	瀬野川町		541				
		緑井村	224			瀬野村	3,158				
		川内村	177			中野村	831				
	不明	6	畑賀村			599					
			不明			61					
	祇園町		222		船越町		933				
	安古市町		739		矢野村		758				
古市町		6	熊野跡村			1,006					
安村		11									
安佐北区	可部町		963	佐伯区	五日市町		437				
		大林村	3,815			石内村	67				
		三入村	53			河内村	684				
		亀山村	12			八幡村	193				
		不明	1			観音村	538				
	高陽町		95								
		狩小川村	3,545								
		深川村	175								
		落合村	912								
		口田村	5								
		不明	115								
						総計			38,779		

『広島市公文書館所蔵資料目録』（第1集～）および広島市公文書館提供資料による。
目録上、町村名が確認できないものは「不明」とした。

ば、大林村役場文書保存の経緯は次のようなものであった。大林村役場庁舎は合併後可部町大林支所となり、役場文書もそこに残された。2年後の昭和32年4月、支所は廃止され、大林愛林会（区有財産管理団体）の事務所が置かれることになった。役場文書も大林愛林会の管理下に置かれた。昭和38年ごろ、建物を改築することになり、役場文書は、可部町公民館が管理する

「六角堂」に移された。役場文書は旧大林村外へ移転され、しかも、可部町の公共建物に収納されたが、可部町の所有物としてではなく、大林愛林会の所蔵として認識されていた。松林氏が「役所がやろうとしなかった公文書保存をいわゆる民間人が実行した例である」と評したように、役所が全く無関係であったとはいえないが、地元の意向が強く働いたことは間違いない。無作為による保存ではなく、意図された保存であった。

合併後、可部町では可部町文化財保護委員会によって『可部町古文書目録』が第1集(昭和40年)から第5集(昭和44年)まで刊行されているが、その第5集には大林愛林会所蔵分が目録化されている。第5集刊行の辞を次に引用しておく。

はじめに

多数の方の御指導、御協力を得て本書を発刊出来た事を先づ喜ぶたい。

従来は主として近世文書の調査を行っていたがほゞ之も一段落した、よって調査の主体を近代文書にうつしたのでその最初のもので本書を刊行したものである。近代文書については比較的皆の関心が薄く、それ丈に粗略に扱われ易いのでなるべく速かに調査すると共に保存の注意も喚起したいと思う。

本委員会としては今まで調査の古文書について如何に活用し、如何に保存の手段を講じるかを深く考えねばならないと思う。

その後、大林村役場文書は可部町史編纂に活用され、広島市の市史編纂室が引き取り、その直後設立された広島市公文書館の「目玉商品」のひとつとなって現在に至っている。

松林氏は「公文書の保存の契機にもう一つの重要な要素を加えるとすれば」として、「町村長をはじめ職員一人一人に、公文書は地域住民の公有財産であるという本質的理解があったかどうかである。公文書を歴史資料と認識する以前の立場でこうした吏員としての積極的な理解があったならば、つぎに例示する安芸郡戸坂村のように、多くの町村でもっと多くの公文書が保存されていたであろうことは多言を要しないだろう」という。そして、次のように述べている。

戸坂村は船越町と同じく明治以来村域に変動のないまま昭和三十年

に広島市と合併したが、市役所戸坂出張所と衣替えした元役場庁舎の文書収蔵室には、昭和五十年に市史編纂室へ移管されるまで、二〇年の間三、九七六点の文書が保存されていた（『戸坂村役場文書目録』昭和五十四年三月刊）。これには役場庁舎から出張所へと業務の縮小によって建物にゆとりが生じたため、収蔵室に手をつける必要がなかったことも幸いしているが、何よりも元村長・助役を中心とする地元の文書保存にたいする熱意の所産であることを指摘しておかなければならない。元村長の木村氏は自ら『戸坂町誌』（昭和五十一年二月刊）を著すなど、郷土の歴史に深い関心を示した人物であり、かねてから文書管理については職員に細かい指示を与えていた。その意をうけた出張所長（元戸坂村助役）も「捨てるに忍びない」という素朴な心情から保存文書の目録を作成しつつ二〇年間にわたって大切に見守ってきたのであった。明治以来海外移民が盛んだったこの村の住民にはひとときわ過去にたいする愛惜の念が強く残っていたとも考えられるが、直接的にはやはり「保存に人を得た」と言うべきであろう。

同じ時期に広島市に合併した中山村・井口村の旧役場文書がほとんど散逸しているのと比べて対照的な事例である。同時に、現在進行中の合併との関係で重要な教訓を与えてくれる。戸坂村役場文書は職員の努力で支所・出張所で保存された。民でなく公による保存である。民間による公文書保存は、法的にも疑義があり、今後の公文書保存はぜひとも地方公共団体自身の行為として行われなければならない。

いまひとつ、現在進行中の合併との関係で重要なのは、「当時続々と収集されつつあった各町の役場文書保存がテコとなって、昭和五十二年四月に広島市公文書館の設立をみたことも特筆されなければならない」という指摘である。つまり、広島市は広域合併により、原爆で失った公文書を補完、代償し、全国的にも先進的に公文書館を設置したのである。ここにこそ、今日の教訓を汲みとるべきである。広島市が合併を総括して刊行した『政令都市への歩み』（昭和58年4月刊）には次のように記されている。

広島市は、原爆によって公文書をはじめとする多くの史資料を焼失した。しかし、合併町の中には、近世以降の貴重な公文書が保存されていることがわかった。市では、町史や市史編纂のための史資料収集ということと、合併町の公文書の散逸を防止し、これらを学術資料・歴史資料として活用し、市民文化の発展に寄与するということを考え

て、役場資料を引継ぐことになった。そこで、昭和52年4月、市としては全国最初の公文書館を、総務局の出先機関として設置し、役場資料を引継ぎ、集中的に保存することにした。この広島市公文書館の設置も、広島市の広域合併の産物ということができるのである。

散逸の過程 以上、昭和の大合併以降における役場文書保存の事例を紹介した。昭和の合併では、新町村の庁舎には中心となる旧町村役場の建物が充当されるか、あるいは新たに新庁舎が建設された。いずれにしても、合併直後は、本庁舎が置かれなかった旧町村役場の建物には支所が設置された。①合併により事務の統廃合がなされ、本庁と支所の役割分担に基づき一部の文書は本庁に移され、別の文書は旧役場(支所)にそのまま残され、管理・使用された。ただし、合併により旧役場文書の参照価値は減少したため、業務上必要な文書はごく一部であったと考えられる。②やがて、支所は機能を大幅に縮小されるか、廃止される。そのとき、必要な文書は本庁に移転された。③支所が廃止されると、建物は公民館などに転用された。④そして、建物が老朽化した場合には建替えられた。

以上の①から④の過程で、役場文書は散逸していった。①の段階で不用文書を廃棄したのは、保存スペースがなかったか、文書管理・事務管理に熱心な町村であったと考えられる。あるいは、不都合なことを隠滅したいという意識が働いた結果廃棄された場合もあったかもしれない。②の段階では、ほとんどの文書は現用性を失ったため、廃棄が加速された。③の段階でも文書が残されたのは、廃棄の費用と手間を惜しんだか、顧みられなかった(放置された)からであろう。あるいは、意識的に保存の努力が払われなかったとしても、捨てることへの畏怖、歴史資料として本能的、直感的に察知していたとも考えられる。「捨てるにしのびない」ということばがそれを表している。④の段階で、それまで保存スペースがあるため放置されてきた文書も、ここで最終的に廃棄される。この段階でも、文書庫(土蔵)が手付かずで放置された場合は、文書は凍結状態で保存された。不作為と偶然(幸運)によるものである。旧町村役場文書が保存された事例としては、このパターンがもっとも多い。

庁舎の改築にともなう文書の廃棄は、現在にも通じる話である。筆者自身、現在進行形で目の当たりにしていることがある。

10年ほど前、ある町で役場庁舎が新築された。新庁舎にはかなり広い書

庫が用意され、旧庁舎から引っ越してきた公文書が配架された。一部は引っ越しの段ボールに入れたまま開封されずに置かれたものもある。おそらく利用頻度が低いものの、証拠として手近な所で管理する必要がある公文書なのだろう。しかし、移転した公文書は役場の保有する全公文書からみるとごく一部であった。当面の事務に必要な公文書のみが新庁舎に運ばれたかのようにであった。旧庁舎が取り壊されずにそのまま残ったため、大量の公文書が旧庁舎書庫にそのまま残された。放置されたといった方が適當かもしれない。旧庁舎は2年後に解体されることになった。町史編纂事業で役場文書が活用されてきたことでもあり、歴史資料として価値のある公文書の保存に留意が払われた。総務課と教育委員会町史編纂担当者の協力により、文書をA・B・Cの3段階に区分し、Cランクを中心に廃棄することとしたのである。その結果、保存年限により通常、廃棄しているものが廃棄され、それ以外は新庁舎の永久保存庫と、旧役場庁舎近隣の保管スペースで保存されることになった。新築移転と旧庁舎解体にタイムラグがあったことが、公文書選別保存にとって好条件となった。

これとは逆の次のような例の方が多いであろう。最近、新庁舎が建てられた町役場がある。ここでは、各課がそれぞれ指定した必要書類が新庁舎に運び込まれた。ほどなく旧庁舎は取り壊され、大量の公文書が廃棄された。歴史資料として重要な公文書を収集しようという努力も心ある職員により試みられたが、組織全体の取り組みにはならなかった。

2 「平成の大合併」と公文書保存

保存管理講習会 広島県立文書館では、行政文書・古文書保存管理講習会を平成2年度1990より毎年開催している。この講習会は、「公文書館法の趣旨にしたがい、歴史資料として重要な行政文書及び古文書等の散逸防止及び適正な保存管理並びにその利用に関し、市町村等の職員の知識の向上を図ることを目的とする」もので、したがって、講習会の対象者も市町村の文書管理担当職員と文化財担当職員が中心である。講習会は1日で、午前に講演、午後に行政文書分科会と古文書分科会を行うというのが、一般的なパターンとして定着した。最近の講習会における講演・報告は表2のとおりである。

表2 行政文書古文書保存管理講習会における講演・報告一覧(平成9年以降)

対象は広島県内市町村職員 □は行政文書分科会 は古文書分科会		
平成14年		
□ 「本郷町における文書管理—文書分類のあり方を中心に—」	本郷町総務課 中川武則・中山由佳	
「町史編さん終了後の資料整理について」	戸河内町史編さん室 佐々木正孝	
「町史編さんと文書館設立についての現状と課題」	加計町史編さん室 加藤克巳	
講演「市町村合併と文書保存」	熊本県本渡市長 安田公寛	
	熊本県本渡市教育委員会 平田豊弘	
平成13年		
講演「公文書等の保存管理と市町村ネットワーク」	神奈川県立公文書館 樋口雄一	
□ 「県庁 LAN と新しい文書管理システム」	広島県総務企画部管理総室文書法制室 若林清美	
「古文書所在調査と市町村ネットワーク」	広島県立文書館 西村 晃	
平成12年		
講演「市町村史編纂と歴史資料の整理保存」	松本市文書館長 小松芳郎	
□ 「因島市における文書管理改善のとりくみ」	因島市総務課庶務係 松浦 勉	
□ 「県内市町村における文書管理の現状と課題」	広島県立文書館 数野文明	
「倉敷市における資料の保存と整理」	倉敷市史編さん室 山本太郎	
「呉市入船山記念館における史料の保存と管理」	呉市入船山記念館 宮原千香子	
平成11年		
講演「情報公開の時代における市町村の資料保存と文書管理の課題」	元藤沢市文書館館長 高野 修	
□ シンポジウム「市町村における行政文書管理の現状と課題Ⅱ」	東広島市総務課文書法務係長 井林宏司	
	東城町総務課長 高藤幸盛	
	県立文書館研究員 数野文明	
「文化財基礎調査(古文書)の取り組み」	東広島市教育委員会生涯学習部文化課文化財係主任 藤岡孝司	
平成10年		
□ 講演「市町村行政文書の管理と文書館システム」	神奈川県大和市総務部情報資料室市史編さん担当副主幹 鈴木邦男	
□ シンポジウム「市町村における行政文書管理の現状と課題」	世羅町総務課 総務係長 貞政英治	
	大和町総務課 庶務係長 住田博文	
	庄原市総務課 主任主事 武田敏明	
	呉市企画部呉市史編さん室主査 津田文夫	
「史料所在調査と保存啓発活動」	海田町ふるさと館 副館長 百本哲郎	
「竹原市立竹原書院図書館における古文書の管理」	竹原市立竹原書院図書館専門員 幸野恵美子	
平成9年		
講演「情報公開と公文書保存」	神奈川県立公文書館長 後藤 仁	
□ 「行政文書保存の課題」	県立文書館主任研究員 安藤福平	
□ 「廿日市市における文書管理システムの推進とその運用」	廿日市市総務部行政システム推進室 大島博之	
「古文書整理の実際」	県立文書館研究員 長澤 洋	
「古文書保存の課題」	県立文書館主任研究員 松井輝昭	

講演会で最も重要視したのは、公文書館法の周知徹底である。「国及び地方公共団体は、歴史資料として重要な公文書等の保存及び利用に関し、適切な措置を講ずる責務を有する」と規定した公文書館法は、市町村における歴史資料保存の問題を論ずるに当たっての大前提として踏まえておかねばならないからである。当然、文書のライフサイクルについての概念、文書館システムの紹介も行われた。

分科会では、県立文書館職員が、自らの実務経験を踏まえながら文書館業務に関わる基本的事項について報告する一方、市町村職員による事例報告も行われ、経験交流が図られた。文書管理担当職員を対象とする行政文書分科会では、広島市以外、文書館が設置されていないため、事例報告はもっぱら現用文書の管理がテーマとなった。文書館システムの上流部分にメスを入れることは重要であり、文書管理担当職員にとって、日常当面している問題であるだけに関心が高かった。そのなかで、「歴史資料として重要な公文書等の保存」という課題の存在についても意識されるようになった。

広文協 このような講習会の積み重ねの上に、広島県市町村公文書等保存活用連絡協議会（広文協）が平成13年（2001）11月に、67の市町村と県立文書館が加入して発足した。この協議会は、公文書等（行政文書および古文書）の保存・活用に関し、市町村が連携をとることを目的とするもので、事業として、①研修会の開催、調査・研究、②諸資料の収集・配布、情報の交換、③機関誌等の刊行などを行っている⁷⁾。

発足後、広文協は「市町村合併と公文書保存」の課題について取り組んでいる。平成14年（2002）6月の総会では、筆者が「公文書の保存管理——市町村合併、文書の電子化のなかで」と題し講演した。続いて、11月の講習会では（広島県立文書館と共催）天草アーカイブズを設立した^{ほんど}本渡市から安田公寛市長と同市教育委員会の平田豊弘氏を招き、「市町村合併と文書保存」と題する講演をお願いし、出席した市町村職員に大きな感銘を与えた。講習会後に開催された理事会では、市町村合併時の公文書保存に向けて、各理事や事務局員が把握しているかぎりでの情報交換が行われた。そして、今後の課題についての協議では、合併予定町村の現地調査と公文書保存についての啓

7) なお、広島県以外の状況をみると、茨城、群馬、埼玉、千葉、神奈川、新潟、長野、富山、岐阜で類似の協議会が組織されている。これらの協議会は、地域史料の保存・活用にむけ、会誌の発行、総会、講演会、研修会などを定期的に行い、一定の成果をあげている。

発を試みることで、保存すべき文書として何を選別するのかをテーマにした小研修会を開くことなどが申し合わされた。そのなかで、公文書保存についての広文協としてのガイドライン策定も課題として位置づけられた。

市町村合併や文書の電子化など緊急の問題に市町村が直面しているなか、県内市町村の大半を会員とする広文協が組織され、市町村自らが主体的に課題を解決していくための連絡・協議の場をもったことの意味は大きい。

合併と公文書保存の現状 合併協議において、中心課題となるのは事業や施設などをどうするかという問題であり、それらの事務を遂行するための文書管理の統合問題は、地味なテーマといえる。まして、歴史的公文書の保存となると議題にも上らないのが実情である。とくに、一般の関心は低く、マスコミではほとんど取り上げられることはない⁸⁾。

とはいえ、合併にともない新文書管理システムを構築しようとするところでは、専門部会を設置して検討しているところもある。新システムは当然、電子化が軸になるので、構えは大きくなる。

合併をとまなわなくても、新システムへの移行はこれまで蓄積してきた文書との関係を希薄化した。合併により、旧町村の慣行は極力抑制されるであろうから「新規巻きなおし」、あるいは「白紙」の状態から出発し、蓄積文書との関係希薄化はいつそう進む。すなわち、文書の現用性、業務上の必要性は一挙に減じる。したがって「歴史資料として重要な公文書」を意識的に保存することが重要となってくる。

編入合併と対等合併では相違がある。編入合併の場合、文書管理システムも編入先に合わせることになる⁹⁾。ルーズな文書管理をしていた町村が、コンピュータ管理の中心市に編入されるというパターンがもっともありうるケースである。その場合、システムを統合していくために、現用文書の確定とそのリスト化、必要な文書現物の移動が必要となる。公文書の一部は本庁

8) 最近、マスコミで取り上げられた例としては、NHK広島放送局が高田郡吉田町の取り組みと広文協、天草アーカイブズの取材をし、「公文書を残せ」という特集番組を平成15年1月16日、ローカルニュースの時間帯に放送した。また、朝日新聞平成15年2月28日付けに新潟県安田町教育委員会職員渡辺文男氏の「市町村合併「プレ文化財」散逸防いで」という投稿記事が掲載された。

9) もっとも、現行のシステムが機能不全に陥っているケースでは、システム統一は合併後の課題として先送りし、とりあえず、それぞれのやり方で対応するところもある。逆に、進んだ町役場のシステムを導入する市役所もある。

に引継がれ、一部は支所（通常、現役場庁舎）に残されるが、業務に不要とみなされた公文書（非現用文書）も大量に発生する。広島県内のケースでは、合併時に捨てる余裕はない、という状況のようであるが、いずれ散逸の恐れがあるのは過去の教訓が示す所である。

編入される町で、公文書の引継ぎの準備をするなかで、不要公文書が大量に発生したが、歴史民俗資料館職員の働きかけもあり、公文書廃棄をストップした例も確認されている。その際、中心市の意向も働いたようである。逆に、中心市が廃棄を促進するケースも考えられ、中心市の役割は大きい。広島市では、合併が具体化しているわけではないが、広島市公文書館は収蔵資料を増やすチャンスと積極的にとらえている。文書館が設置されているか、将来的な設置をにらんでいるところでは、合併にともなって無暗に公文書が廃棄される恐れは少ないといえる。

対等合併の場合、よほど好都合なモデルがない限り、新たな文書管理システムを構築することになる。合併を視野に入れて同一業者に委託している例もある。新たなシステムは、当然電子化をともなったものとなる。そのような新システムを構築する準備をしているところでは、合併協の分科会で担当者が検討しているケースもある。

本庁と支所の業務の割り振りがどのようになるかで、文書の統合の度合いは異なると思われるが、新しく誕生する市の本庁における事務が無からスタートすることは考えられにくい。台帳等必須の文書は当然継承されるだろう。しかし、過去の文書を前例として参照する必要度は格段に低下するので、大部分の文書は基本的にそれぞれの旧町役場に残置される見通しである。残置された文書は急速に現用性を失うと考えられ、文書の廃棄を凍結するか、意識的に歴史的公文書を保存するか、しないと、いずれ廃棄されるだろう。

歴史的公文書の選別・保存が課題となるが、現状では難度の高い課題である。そのため、とりあえず、公文書廃棄をストップさせている例もあるし、空きスペースを確保してそこに非現用文書を集め、将来の選別に備えようという構想を検討しているところもある。

ここで紹介した公文書保存の動きは、これまでの県立文書館や広文協の活動により、公文書館法の理念が一定度浸透してきたことの反映ともいえる。ただし、現状は部分的なものであり、しかも、担当者の努力によるところが

大きく、組織全体の意思決定がなされないと実現困難な課題である。広文協のいっそうの活動が望まれる。

3 公文書の保存戦略

文書の凍結保存 県内市町村の現状からみて、どのような選択肢があるか。次のように思い切って単純化してみた。

上策；評価選別を適正に行い、歴史的公文書を保存する。

中策；合併にともなう文書廃棄を凍結する。

下策；評価選別を「適当に」行い、歴史的公文書を保存する。

上策は、理想的なあり方である。問題は、評価選別の体制と人材が整っているかである。それらが未整備のまま、合併のどさくさに紛れて短兵急に評価選別を行えば、下策になる。文書廃棄を凍結する中策が現実的と思われる。ここでいう廃棄の凍結は、合併にともなう、あるいは新文書管理システムへの移行にともなう、大量の文書廃棄を凍結することで、通常行われている廃棄はここでは問わないことにする。

文書の凍結は、以前の合併の経緯からみても、またこれから予測されることからみても現実的な策である。前述したように、過去の合併では、旧役場が新市町村の支所や出張所となり、そこに旧役場文書は引き続き残されたケースが多かったと思われる。現在、県内における合併にともなう文書管理の動向を見る限り、合併にともなって大量に文書を処分しようとしているところはない。対等合併では、旧役場が支所となり、文書も移動することなく、そのまま残されることになりそうである。吸収合併の場合、編入される町村の文書が問題になる。引き継ぐ文書の点検などにより、大量の廃棄予定文書が発生した町役場がある。幸い、そこでは廃棄を凍結している。また、文書リストの作成を求められている町村では、リストに計上されない非現用文書の扱いが気になるところではあるが、合併時に捨てる余裕がない、とのことであった。このような状況を考慮すると、合併にともなう文書の廃棄を凍結し、時期をみて、時間をかけて評価選別を行い、歴史的公文書を保存するという戦略を積極的に打ち出すことを提唱したい。

下策とわかっていても、今ただちに選別による保存文書の減量化を迫られ

る場合は当然ある。また，文書を凍結保存するにしても，将来における評価選別の展望がある程度示されなければならない。そのためのガイドラインが示される必要がある。

現在の世界で新しい潮流となっている評価選別論は，現用文書管理とセットで考えられようとしている。これから作成する文書を，どのように作成，保存，利用し，やがて廃棄あるいは，永久保存するかをある程度事前に決めておくシステムである。凍結文書の評価選別はすでに作成された文書を対象にしている点で異なるが，海外の評価選別論に学ぶところは大きいと思う。

評価選別作業における役割分担 誰が選別するのか。文書主管課，主務課および「歴史的公文書保存担当者」の連携，役割分担が必要である。文書主管課は文書管理全般をコントロールする立場にあり，この作業においても司令塔の役割を果たすことになる。主務課は自らが作成し利用している文書に対しては，当事者の立場にある。文書の内容はもとより，業務との関係で生成，保管，利用される文書の相互関係（コンテキスト）をよく理解することができ，業務上の保存必要性を判断することができる。歴史資料としての保存価値を判定する上でも，主務課の業務と文書に対する知識は決定的に重要である。

文書館専門職員（アーキビスト）が存在しない市町村の現状のもとで，評価選別は文書主管課と主務課の連携で行わざるを得ないが，主務課が行った評価選別をチェックする担当者が必要である。ここではとりあえず，「歴史的公文書保存担当者」としたが，市町村レベルで文書館専門職員が今すぐ得がたい現状で，それに代わる担当者という意味である。「歴史的公文書保存担当者」にどういうところから人材が得られるかは，人材の有無，充当できる予算との関係で異なる。市町村史編纂担当や資料館など歴史資料を取り扱う機関の職員，行政経験豊富な（退職）職員，それらの組み合わせなどが考えられる。いずれにしても，適切なガイドラインと能力アップのための研修が不可欠である。

選別作業の実際 作業の前提として，対象文書がどのような文書管理システムで作成，保存，使用されてきたかを知ることが必要である。ファイル基準表や文書分類表などにより，文書が体系付けられているかどうか。保存年限管理がされているか。簿冊やファイルに題名，作成年度，部課名などが明示されているか。分類記号や保存年限はどうか。リストはあるか，全体量は

わかっているか、など。以上は、文書が作成された時期によっても異なる。

対象文書の全体的把握が出発点となる。全体量、保管場所別の分量など、対象文書を量的に把握する。保管場所、排架位置と文書の関係把握も、作業の段取りに関係してくる。

次に文書の個別的把握である。ごみ捨て場から歴史資料を拾い出すように、文書1点ごとに吟味して、必要なものを選別するという即自的方法もあるが、場当たりの的になり、推奨できない。文書は1点ごとに独立したものではなく、相互につながりを持った有機的構成体であり、階層構造を持つ。したがって、文書の評価選別は階層構造のなかに位置づけながら行う必要がある。そのためにもリストを作成したい。リストは基本的には簿冊・ファイル単位に作成するが、大きなまとまりとして把握可能であれば、それでもよい。ただ、後の作業のために、リストから現物が照合できるようでなければならない。

リストが作成されると、リスト上でグルーピングが可能となる。作成課名や作成年度が明示されていれば、課別、年度別に区分できるし、文書分類記号が使用されていれば、それにそったグルーピングもできる。文書分類記号がない場合でも、作成時点での業務を反映したグルーピングをしておけば、文書の階層的な位置づけが明確になる。こうしてできあがった目録は、評価選別の重要なツールとなる。評価選別後は、保存された歴史的公文書の目録になるし、廃棄された文書を確認することもできる。何よりも評価選別の結果を記録するものになる。評価選別、文書の保存と廃棄という業務についての説明責任を果たす上でも欠かせないものといえる。

評価選別はまずリスト上で、ガイドライン(歴史的公文書保存基準)を参照しながら行う。その上で、必要に応じて現物をチェックし、リスト上で想定したものと実際の文書との異同を確認する。

判断を後世に委ねるのは賢明であるが、減量化が緊急に必要とされるようなケースでは、明らかに不要な文書を特定して廃棄することも得策である。多く残した方が勝ち、しかしコストから考えれば過大に保存するのは問題ということである。空き教室など、スペース(書庫)が低コストで確保できれば最善である。

凍結保存にしても、評価選別作業を実施するにしても、文書を移動させる必要が生じることがある。その際、文書のコンテキストがわかるように、保

管場所，担当者（課）など，原秩序保存が肝要となる。書庫の場合，ある程度整然と排列されているが，オフィスの場合，キャビネットやロッカー，個人の引き出しなど，さまざまな状態で保管されている。現状記録を意識的にしないと，移転の際に文書の前後関係がわからなくなってしまう。そのため，作業記録を残すことが重要である。

巨視的評価 アーカイブズとそうでないものとの区分は相対的である。文書館の性格によっても違ってくる。自治体の文書館ではアーカイブズとみなされて当然の文書が，国立の文書館では地方的な瑣末な文書とみなされうる。同じレベルの文書館でも，ごく少数の文書をアーカイブズとして保存する館もあれば，大量の文書を保存する館もある。アーキビストによっても選別結果が異なるし，同一人でも認識が変われば異なった結果となるであろう。完全無欠，100点満点は期待できないと心得るべきである。その代わり，選別結果と選別の方法，事情は説明することができる。廃棄した文書は後世に残せないが。

評価選別の方法としては，カナダのT・クックが提唱し，カナダの国立公文書館で採用されている巨視的評価論¹⁰⁾，オーストラリアの国立公文書館で採用されているDIRKSシステムなど¹¹⁾，海外では新しい評価選別論が提唱され，実践されつつある。また，国内でも自治体の文書館を中心に選別業務が実践され，経験が蓄積されつつある。こうした国内外の理論や実践に学びながら，市町村の公文書についての評価選別基準を作成していく必要がある。

評価選別では，最初にトップダウン式に行く。市町村の組織の全体像を踏まえた上で，機能や業務を体系的に列挙し，その社会的重要度を判定する。その上で，業務と業務にともなって作成される文書の関係を明らかにして，文書の保存価値の重要度についての一般的な基準を作成する。ただし，ここで作ろうとしている基準は，調査の対象となった市町村のみに当てはまるものではなく，どの市町村にも通用するものでなければならない。市町村はその数だけ独特な存在であり，それに応じて評価選別結果は異なったものとなるが，今個々の市町村の選別基準を作る余裕はない。どの市町村にも通用す

10) Appraisal Methodology : Macro-Appraisal and Functional Analysis (2001.10.17)
URL http://www.archives.ca/06/061102_e.html

11) URL <http://www.naa.gov.au/recordkeeping/dirks/summary.html>

る基準を作ろうとすると、業務に重点を置かざるを得ない。組織は規模の大小によって異なってくるし、文書のファイリング方法もまちまちであるのに対し、業務は共通性が大である。

この基準は、全国市町村共通に適用可能なものであるが、組織や文書管理のあり方は、規模による差異が大きいと考えられる。合併との関係では、とりあえず人口規模1万人以下の町村を念頭において基準を考えたい。評価選別の対象文書は、主として過去20～30年の間に作成されたものと考えたらよい。したがって、市町村業務の歴史的把握でなく、現状把握を中心に置き、必要に応じて過去にさかのぼればよい。調査には、文書管理が系統的に機能している町村を対象にする方が効率的である。文書に関する諸規定が機能しており、文書分類表やファイル基準表、文書目録が完備していて、それらを調査で利用できる。

ルーティン文書と常用文書 評価選別において、文書管理システムのなかでその大部分を占めるルーティン文書の選別を効率的に処理するとともに、文書管理システムの埒外^{らち}に置かれている文書の存在に目を光らせる必要がある。

ある業務実施過程では、新たな業務発生時、あるいは重要な変更がなされた時に、一連の政策文書が作られ、業務実施のために計画が立てられ、マニュアルを含む実施命令、業務管理の文書が作成される。業務実施過程では、個別的な事業遂行の文書が作成され、それらはルーティン化する。こうしたルーティン文書、すなわち、判で押したように、繰り返し同じように作成される文書は、様式も一定しており、保存管理も一定で、大量に作成されることが多い。これらについては、保存の適否は一度の判断で確定できる。サンプルを保存することで、捨てることが可能なものが多い。もちろん、重要なルーティン業務文書もあり、悉皆^{しつぱい}保存しなければならないものもある。台帳を保存することで、個々の文書は廃棄できる場合もある。サンプル保存により、数十冊の1冊、5年に1度保存するなど、減量化が可能となる。

これと対極にあるのが非ルーティン文書である。台帳、例規、企画立案など業務の根幹になる文書が多く、捨てるシステムとしての「ファイリング・システム」では、埒外に置かれ、常用文書としてオフィスで保管されているケースも多い。オフィス内の文書、書庫内の文書など、文書の保管場所は文書の重要度と一定の関連がある。

微視的評価 巨視的評価論においても，伝統的な^{ミクロ}微視的評価法を適用することは排除されていない。ただし，それは評価選別における最後の段階で適用，考慮されるべきものとされている。評価選別論の文献のなかで伝統的に言明されてきた微視的評価法の主な基準は次のようなものである。

- （１）シリーズの完全性と包括性。
- （２）真正。
- （３）唯一性。
- （４）他の文書との関係。関係があれば価値が増す。
- （５）作成年代による判定。古いほど保存価値が大きい。
- （６）文書のタイム・スパン。スパンが長いほど価値が大きい。
- （７）広がり。多くの場合，一つの機能や活動に関する文書について，分量が大なほど保存価値が減る。
- （８）利用しやすいか。
- （９）操作性。電子文書などで問題になる。
- （１０）文書の物理的状態。

（５）について一言すると，公文書の場合，無条件に保存することが許容される作成年代の目安としては，明治期，第２次大戦前，戦後の市町村合併前，高度成長期などが考えられる。それ以降でも，残っている文書が僅少である時期は保存してよく，急増期後の文書を選別の対象としたらよい。

おわりに

公文書保存についてのガイドラインは，包括的なものでなければならない。本稿では，過去の教訓，現状認識，保存戦略についての概要を記した。保存戦略は，基本的にはこれまでのアーカイブズ・サイエンスの適用，具体化ということが可能であるが，肝心要の評価選別基準の策定は困難な課題である。なかでも，市町村の業務ごとの分析には多大な労力を費やさなければならないだろう。広文協だけでなく，全国的な連携が望まれる。

（あんどう ふくへい 総括研究員）

市町村合併後の公文書散逸と保存の課題

数野 文明

【要旨】 多くの特例措置を定めた「市町村の合併の特例に関する法律」の失効(平成17年3月)を前に、広島県においても市町村合併は急速に進行している。その際、多くの非現用文書が廃棄され、歴史的資料としての公文書も同時に失われることが危惧される。

どのように合併時及びそれ以降に公文書廃棄がなされたのか。あるいは保存されたのか。広島県における過去の検証は充分ではない。

本稿では県内東南部及び北部市部を中心に、昭和期に合併した旧町村の役場文書残存状況を点検し、廃棄の要因を明らかにしたい。また、現在の合併状況をふまえ、公文書保存に向けてどのような方策が可能なのか、市町村の文書管理の現状を踏まえ、考えてみたい。

1 戦後の県内史料調査と旧役場文書

戦後全県的な史料調査が初めて行われたのは、昭和23年から27年にかけて文部省科学研究費により近世庶民史料調査委員会が組織され県内一円が調査されたときである。戦災、紙不足、農地改革による地主の没落等により、主として江戸時代の記録史料の急激な散失を防止する目的で行われた。広島県での調査は昭和26年頃である。この時、3市10郡の67ヶ所が調査された¹⁾。そのうち村役場も6ヶ所入っている。古文書については戦前期から戦後にかけて、東京大学史料編纂所が、明治29年、40年、大正6年、昭和4、5、8、13、27、29年に県内史料調査を行っている²⁾。また、昭和29年には広島県教育委員会社会教育課文化財係が『芸備地方史研究』第7号の紙上告示を利用して古文書古記録調査を行った³⁾。

しかし、これらの調査は近世までの文書調査が中心であった。近代以降の本格的な文書調査はこれよりかなり遅れ、昭和42年から3年をかけて行われることになる「広島県資料総合調査」が初めてであった。この調査は「県内に所在する文書・記録類等の適切な保存と有意義な利用を促進するため」

に「市町村保管の地方行政に関する文書・記録類（昭和20年まで）」が民間所蔵の古文書及び明治以降の地方文書，文献資料と並んで調査対象となり，初年度94万円の予算が付けられた。この調査では，約10万点の文書記録が発見され，調査箇所82箇所のうち，市役所，支所，村役場，公民館が17箇所を占めた⁴⁾。それは，調査の実施要項において，調査対象のなかに国県市町村の公文書を蔵する機関を網羅していたからである。調査の背景には，文書館の代行的機能を期待された広島県立図書館郷土資料室の新設（昭和42年）という事態があった⁵⁾。

この後広島県史編さん事業が昭和43年から開始され，新たに3ヵ年計画（必要に応じて延長）で県内の資料調査がおこなわれることになる。「広島県史資料調査要領」によれば，調査の目的に「所在目録の作成」「収集」とともに「資料保存に関する指導」を明確に掲げており，調査の対象も「官公庁及び官公庁文書引継ぎ場所」が当然ながら含まれた。「広島県史資料調査（所在）一件」によれば，昭和43年度の調査実績は市町村74，調査箇所493箇所，史料目録93,000点に及んだ。

昭和43年10月1日発行の「広島県史編さん室報」は近現代の資料所在の状況や調査資料の特徴をつぎのように報告している。

ア 市町村・町村役場・農協・公民館など 近現代資料のうち，とくに地方行政に関するものが，数多く所蔵されているが，町村合併，庁舎の廃改築，事務の改善，収蔵庫の限界等の諸事情により，永年保存の書類でも古いものが，大量に処分され，とりわけ，町村制施行までの戸長役場時代の資料は，散逸のいちじるしいことが判明した。比較的近現代資料がよく保存されているのは，三原市・府中市・加茂町・新市町・大和町・芸北町などである。

これまでほとんど顧慮されなかった官公庁や市町村所蔵資料の調査に重点をおいた結果，原爆で消失した県庁記録の欠を補う資料が多数発見された点に大きな意義がある。たとえば，総理府では，太政類典・公文録・公文類聚・公文雑纂などのなかから，県から政府へ進達・報告した記録が相当数あることが判明したし，（中略）県内の各地からは，各種の布達・告示類をはじめ，地租改正，士族授産，議員選挙などに関する資料や，産業統計等，各種資料の所在が明らかにされ，当初発掘がもっとも困難視されていた近代・現代史資料の編さんについて，ある程度の見とおしがつけられるに至った。

調査は県庁記録の消失で困難視された近現代資料の編さんについて、官公庁や市町村所蔵資料の発掘により目途がたったことをのべながらも、旧役場文書等の著しい散逸にも言及している。調査は46年まで継続されるが、その間、散逸の危険が大きい支所などの情報も得ており⁶⁾、複製化、移管等の対応を行っている。しかし、歴史編さんを主業務とする編さん室において、継続的かつ体系的な市町村資料の保存措置は困難であり、そこで得られた支所の旧役場文書などの所在情報が史料保存運動にどう生かされたのか判然としない。全県的調査が昭和30年代に行われなかったことと合わせて、当該地域の旧役場文書は「記録史料」としてその認識を啓発される機会を十分にとはもたれなかった。ただし、昭和40年以来の県立文書館設立運動は、公文書保存運動としても一定の成果をあげた。「県立文書館設立期成会」の活動において「官庁の廃棄文書の保存の必要性を訴えることにその中心を置くこと」としている。

その後、昭和41年から県庁廃棄予定文書の選別を実施したことは特筆される。しかし町村役場文書の保存については、目立った取組は行われていない。その取り組みは個々の市町村史編纂のなかで分散的に行われたにすぎない。そして昭和63年の文書館設立後も本格的な県内調査は未着手である。

加えて、戦後市町村役場で作成されてきた公文書についても、「記録史料」として認識されず、適切な保存措置が取られて来なかった面が強い。どこの役場でも昭和20年代から40年代までの公文書(作成後30年以上経過した公文書)は極めて少なくなっている。同時代の資料を、プレ「記録史料」⁷⁾として未来に残すことの困難さは深刻の度を増している。

高度経済成長期以降、業務の増大に伴う記録の莫大な増加を見た市町村のうち、一部はファイリングシステム等の導入によって文書管理を整備し、公文書廃棄を進めた。一方、多くの市町村は個人管理とも言えるルーズな文書管理を継続してきた。ここ数年の情報公開条例や個人情報保護条例施行に伴い、個々の文書の把握を迫られた市町村の間では、ファイリング・システム導入が再燃した。また、行政情報化への対応も求められた。

合併を契機に公文書がどう失われてきたのか、その一方でどう守られてきたのか。これらの検証は、基礎的自治体の公文書保存を考えるうえで必要不可欠な作業である。

それらについて広島県内市町村を素材に若干の考察を加えてみたい。

2 市町村合併後の公文書散逸と保存の現状

県内市町村のうち，比較的多くの役場文書を引き継いだ広島市と廿日市市及び山県郡芸北町，比婆郡東城町，福山市山野町（旧深安郡加茂町山野）については，安藤論文が的確に合併後の公文書廃棄と保存・引き継ぎについてその要因と経過をまとめている。できるだけ県内各地の実態を確認するため，本稿の対象地域は，広島市以东の呉，三原，尾道，福山，三次，庄原，の6市とし，適宜他の事例にも言及することとしたい。

2-1 呉市における旧役場文書の保存状況

呉市における昭和期以降合併町村の旧役場文書残存状況を表1に示した。

それによれば，旧賀茂郡四か町村（広，仁方，郷原，阿賀）のうち，広と郷原は合併当時の文書がほぼそのまま引き継がれて保存され，仁方と阿賀はその一部が引き継がれている。一方旧安芸郡の四町村（吉浦，警固屋，天応，昭和）は昭和を除いて残存文書数が少ない。最も残存点数の多いのは広である。膨大な近世文書を始め近現代役場文書を含む約1万冊以上（点数では3万以上）の文書群が，現在，広支所及び隣接の広図書館に引き継がれている。現広支所は旧役場庁舎（明治20年築）が廃されたのち，昭和40年現在位置に移転新築された。支所の移転という事態を経て，なお支所書庫には，大正期以降現在までの文書が整然と配架されている。これらの文書群が現在まで引き継がれた要因を解明するには近世以来の文書引き継ぎと残された文書の関係を検証する必要があるが，ここでは立ち入らない。概略的ではあるが次のように類推した。

広村では嘉永年間以来，貢租過納額の割戻金等の債務が増殖し，明治20年までに数万円の巨額に上った。賀茂郡長より広村の窮状を救済するよう懇望された，広村出身の藤田譲夫（明治20年広村戸長のち村長）は，町村制施行時「明治二十一年二月以降，専ら旧債整理に従事し，或時の如きは，万事を擲ち，数箇月間，倉庫内に籠りて，幾百冊，幾千枚の帳簿書類を調査し，証拠書類の搜索に腐心せし」めたため，発見した証書等により，9件の訴訟を明治27年1月までに解決した⁸⁾。

表1 呉市における旧町村役場文書の保存状況

旧町村名 (合併年)	確認冊数(量)	保存の現状
吉浦(S3)	近現代 248 冊	近現代文書は吉浦支所に保存。土地台帳類のみ確認。
警固屋(S3)	近現代 317 冊	昭和29年の水害で流失。近現代文書は呉市史編さん室に保存。
阿賀(S3)	近世 307 冊近現代約 500 冊と段ボール 3 箱	近世文書は阿賀支所書庫内ロッカー。近現代文書は同支所倉庫に土地関係と地図約 500 冊と 3 箱を保存。支所は三回移転,二回新築。
仁方(S16)	近世 357 冊以上近現代段ボール 74 箱,ロッカー 1 台分。	近世文書 357 冊近代文書 18 冊は入船山記念館に保存。近世一部と近現代文書は仁方新支所(H5~)で段ボール箱にて保存。旧庁舎書庫では乱雑な保存状態。
広(S16)	近世約 5800 冊近現代 5000 冊以上	近世文書と近代文書の一部は広図書館に保存。近現代文書大正期以降は広支所書庫に保存。
天応(S31)	近現代 44 冊	旧役場文書を合併後に天応支所前河原で二度焼却。近現代文書は呉市史編さん室に保存。
昭和(S31)	近世文書 323 冊以上近代文書 525 冊	近世文書(栃原 275 冊押込 48 冊)入船山記念館。近代文書(栃原 270 冊押込 255 冊)入船山記念館。近世文書の一部は押込の自治会が無人集会所で保存。
郷原(S31)	近世 3533 冊近現代文書量不明だが大量にあり。	近世文書 3533 冊は入船山記念館に保存。近現代文書は未整理で郷原支所(現建替中)に保存。

注1) 明治35年10月1日の和庄町,宮原村,荘山田村,二川村合併により呉市設置。

2) 昭和村は焼山村,栃原村,押込村,苗代村が合併して成立。

3) 阿賀,仁方,広支所は現地調査で確認。その他現状は呉市入船山記念館,呉市史編さん室に照会し,同館及び同編さん室の文書目録を参照した。昭和56年に呉市史編さん室を中心に各支所文書目録が取られているが,阿賀,郷原,広の一部は残されていなかった。現況を確認できなかったのは吉浦支所である。郷原支所は宮原千香子氏(呉市入船山記念館)の確認によった。

歴代戸長が幾人も旧債整理の目的を達成できず,証拠文書を引き継ぐ必要があったことに加え,藤田村長が「難治窮迫に陥りし根源は全く事務の不整理」と判断し,簿冊整理と文書管理を徹底したため,窮乏難治の広村を再生

させた「事務整理」は長く村政の基盤となった。明治25年制定の「広村役場庶務規程」によれば、役場到達文書は村長が受領・査閲・処理すること（第2条）、文書の収受・発送・処理は文書整理簿に、現金添付の文書は重要物収受簿に登録（第3条）、収受文書の即日整理（第4条）、各自取り扱い文書の一定場所への保管（第8条）などが規定されている⁹⁾。

また大正初期の広村旧役場文書の簿冊整理状況は「簿冊は総て助役に申出づるの外、各自任意に之を持出すを得ざるを以て、数多の文書秩序整然として一系乱れず、之を暗中に探りて誤らすと云うも過言にあらざるか如し。曾て山田知事巡視して本村に至り、其書類整理の状況を見、感極まって落涙したることありしという」¹⁰⁾といわれ、保存場所の蔵においても「階上には旧書類及器械器具、階下には主として近年の公文書類を蔵置す。其方法は適宜の箱を幾何となく設備し、之に文書の種類毎に区別して、年順に排列納置せるに依り、如何なるものと雖、必要に応じ立ろに之を抽出し得べく、其整理保存の井然たること賞讃の外なし」¹¹⁾と記述されている。

また、広村は最も重要な文書を「特殊簿冊目録」に掲載し、別途管理した。この目録は、広村救済の存在証明ともいえる「村旧債整理重要目録」を始めとして「広村大勢一覧」「累年統計表」などの統計書、「村条例及諸規定」などの諸規約諸規定、「村学校基本財産台帳」などの台帳類、「軍人其他恩賜者名簿」などの諸種名簿、などを含んでいる。これらは常用文書でもあり、蔵上階の非現用文書、蔵下階の現用文書と明確に管理方法が区分されている。適切な文書管理が村政の「合理性」を根拠付けていたため、合併時にも不必要な廃棄が行われなかったと推測される。同時に広村再生の原点である「村旧債整理重要目録」を始めとする訴訟証拠文書や関連する古文書群等は保存され続けた。

次に広支所の近世近代文書群を確実に保護せしめた要因は、呉市有形文化財への指定である。昭和41年10月1日に「広村近世文書」（明治期までの近代役場文書含む）は、近世文書群として初期の文化財指定となった。当時、国や県の古文書における指定文化財の対象は中世までであり、近世文書に取り組んでいたのは市町村が中心であった¹²⁾。文書そのものを「財」として保護し、文書保存の第一段階とした。その他「阿賀村近世文書」（昭和44年10月1日）、「郷原村近世文書」（昭和45年10月1日）も同様に指定されている。ただし、阿賀支所では土地関係以外の近現代文書が散逸している。度重なる移転

と建替えが要因である。

以上から，呉市域の支所に残った旧役場文書の散逸要因を要約すると，水害1(警固屋)，焼却1(天応)，移転1(阿賀)，不明2(吉浦，昭和)，となる。また，文書保存の良好な旧村は3村(仁方，広，郷原)であり，いずれも呉市への合併まで幕藩制以来の村域が変わっていない村である。また広，郷原は世襲の庄屋が幕末維新时期に解任されており，多くの近世文書を支所が引き継いでいる¹³⁾。近世文書が多量に残されたことは，粗雑に扱われやすい近現代役場文書が容易に廃棄されない環境を作った側面もあった。

2-2 三原市，尾道市，福山市における旧役場文書の保存状況

表2は三原市の，表3は尾道市の，表4は福山市の旧役場文書残存状況を示している。いずれも極めて少ない残存実態に嘆息せざるを得ない。

表2 三原市における旧町村役場文書の残存状況

合併町村 (合併年)	現在の状況()内は県史編さん室昭和43年6月調査点数
三原町(S11)	数百点余(222点)
山中村(S11)	1000点余(977点)
西野村(S11)	3村で 100~200点 (222点) (4点) (3点)
田野浦村(S11)	
須波村(S11)	
糸崎町(S11)	少量あり(6点)
深田村(S26)	少量あり。三原市立図書館がわずかに所蔵
八幡村(S28)	少量あり。昭和44年散乱状態で存在
長谷村(S28)	少量あり。合併後10年未滿に地元が焼却処分。
沼田東村(S29)	少量あり。昭和44年の支所書庫は足の踏み場なく荒廃。
沼田西村(S29)	少量あり。昭和44年の支所前の蔵は荒廃。
小泉村(S29)	少量あり。同上(沼田西村と組合村)
高坂村(S31)	700点余。大正期に火災，役場文書焼失。古い時代なし。
幸崎村(S31)	少量あり。昭和27年水害の時支所の蔵が浸水，焼却。
鷺浦村(S31)	少量あり。約20年前支所文書の片付けあり。焼却場で選別。

注 現在数の概略は三原市史編さん係による。出典「広島県史史料所在目録」三原市

三原市は県史の資料調査において，近現代資料が多く残されているといわれた地域である。県史調査では，三原市役所の旧三原町役場倉庫の調査で，

三原町役場文書 222 点，旧山中村役場文書 977 点等を確認し，三原市立図書館において三原町町年寄川口家文書 2980 点を確認，目録化している。いずれも戦前期の合併町村であり，川口家文書は，元禄期以降の町政関係文書を大量に含んでいる。戦後の合併町村の支所は，その時点では調査されず，三原市史編さん室が昭和 44 年に設立された後，室員により急きょ調査された。その結果は惨憺たるものだったという。県史の調査は，地域の一部でしかなかった。

多くの支所は昭和 44 年時点ですでに書庫，蔵ともに荒れており，戦後合併の文書引継が極めてよくないことが確認された。役場文書散逸の原因と内訳は，火災 1（高坂），水害 1（幸崎），焼却 1（長谷），不明 10（西野，田野浦，須波，糸崎，深田，八幡，長谷，沼田東，沼田西，小泉，鷺浦），文書保存良好な町村 2（三原町，山中村）ということになる。

表 3 尾道市における旧町村役場文書残存状況

保存場所	現在の状況	文書の内容（ ）内県史昭和 43 年調査
尾道市役所	一部確認	議事一件，町村合併（160 冊）
尾道市久山田連絡所	所在不明	地租改正，学事，社寺（240 冊）
尾道市百島支所	所在不明	統計諸表，現勢調査簿（70 冊）
尾道市美ノ郷連絡所	一部確認	議事一件，地籍図（72 冊）
尾道市原田支所	所在不明	議事，戸籍，神社明細（50 冊）
尾道市吉和連絡所	所在不明	土地台帳（120 冊）
尾道市栗原連絡所	一部確認	地詰帖，差出帖，野取図（950 冊，25 通）
尾道市向東支所	所在不明	

注 尾道美術館に段ボール 20 箱分の旧役場文書保管。そのうち 5 箱は栗原村分。残りは，美ノ郷，木ノ庄，高須，西の各村分。出典「史料の所在状況—所在調査の集約—」昭和 44 年，広島県史編さん室

尾道市は最近，尾道美術館に段ボール 20 箱分の旧役場文書が発見された。これは民俗資料として残されていたようである。現在，教育委員会による整理が始まっている。しかし，昭和 43 年の調査で確認された文書の一部は散逸している。

『新修 尾道市史』の編さんに参加した朝井証善氏は昭和 44 年～51 年の間市史編纂に携わったが，すでにそのとき市内の史料は一部散逸しており，旧『尾道市史』（昭和 14 年～15 年，3 巻）に掲載されている尾道市役所資料も失わ

表4 福山市における旧町村役場文書の残存状況

合併町村 (合併年)	現状点数	()内は県史編さん室昭和43年調査
福山市 (S8 10村, S17 2村)	所在不明	(250)
市村 (蔵王) (S31)	348	(100)
引野村 (S31)		
千田村 (S31)	80	(160 + 元禄検地他近世57)
御幸村 (S31)	754	(200 + 元禄検地他近世24)
津之郷村 (S31)	396	(100 + 元禄検地他近世5)
赤坂村 (S31)	所在不明	(270 + 元禄検地21)
瀬戸村 (S31)	1994	(140 + 元禄検地他近世7)
熊野村 (S31)	所在不明	(700 + 元禄検地帳21)
水呑町 (S31)	所在不明	(82 + 元禄検地帳70)
鞆町 (S31)	所在不明	(260)
深安町 大津野村 (S30)	302	
(S37) 坪生村 (S30)	569	
	春日村 (S30)	一部確認 (700 大門・浦上支所)
松永市 今津町 (S28)	522	(340)
(S41) 松永町 (S29)	116	(70)
	金江村 (S29)	66 (170)
	柳津村 (S29)	871 (550)
	藤江村 (S29)	4 (77)
	神村 (S29)	550 (900 + 元禄検地帳他近世26)
	本郷村 (S29)	616 (350)
	東村 (S29)	92 (350)
芦田町 有磨村 (S30)	一部確認	(390 元禄検地帳等近世含む)
(S49) 福相村 (S30)		
加茂町 加茂町 (S30)		
(S50) 広瀬町 (S30)	所在不明	(350)
	山野村 (S30)	7598 (800)
	加法村一部 (S31)	
駅家町 駅家町 (S30)	所在不明	(800 元禄検地帳等近世含む)
(S50) 宜山村 (S30)		
	服部村 (S30)	
	近田村 (S30)	
	加法村一部 (S31)	

注 現在点数は鏡櫓文書館への照会による。山野村役場文書は広島県立文書館に寄託。出典「史料の所在状況—所在調査の集約—」昭和44年, 広島県史編さん室。旧春日村の一部確認分は, 浦上支所廃止時に鏡櫓文書館へ移管した文書及び大門支所廃止時に福山市市政情報課へ移管した文書。

れていたという。昭和37, 38年頃に支所を歩いて重要書類という認識票を貼って回ったということだが, 現在, 認識票の痕跡は確認できない。合併時

にすでに引き継がれた文書が少ないこと，支所の廃止，機能縮小時に廃棄されたことが散逸要因である。尾道の支所は現在 3 カ所（浦崎，百島，向東）に減少している。まず合併時に担当部署ごとの引継により土地関係は税務課，戸籍関係は住民課，議会関係は総務，議会事務局のように引き継がれる。その後，旧役場が支所に使われればしばらく残るのであるが，使われない場合や，建て替えがあるとまず廃棄される。たとえば浦崎村の場合，合併時に本庁への文書引継が行われたが，その後，支所は別の建物が使われ，役場は放置された。その後，役場文書が村の好事家に持ち去られ，建物は老朽化して約 20 年前に取り壊された。現在残っている役場文書は「戦死公報」の一部のみであるという¹⁴⁾。

文化財の豊富な尾道において，少なくとも「旧役場文書」は文化遺産とはみなされなかったことは確かである。またそれは尾道特有の現象とは言えず，直接的には，市史編纂後，資料の保存施設が準備されなかったことが最大の散逸原因と考えられる。

福山市も，支所に保存されていた，旧町村役場文書の多くが散逸している。昭和 40 年代半ばから一学区一公民館という方針で旧役場が鉄筋の公民館に建て変わった。また支所の移転，統廃合が頻繁にあり，引継が担当部署ごとに行われ，たとえば検地帳が残されるか否かは税務担当職員の「胸先三寸」で決まった。昨年からは福山市の市政情報課は，各支所の移転，廃止時に廃棄文書の引継を始めている。その結果，大門支所，浦上支所，芦田支所の廃止，移転時の文書を保護できた。

ただし，それ以前の，熊野，水呑，加茂，駅家，赤坂の公民館建て替え，支所廃止時の文書廃棄には引継の保護が及ばなかった。それらは散逸した可能性が高い。

2-3 三次市，庄原市における旧町村役場文書の保存状況

三次市は昭和 29 年 3 月 31 日三次町，十日市町，酒河村，河内村，和田村，神杉村，田幸村，栗屋村が廃され設置された。市域及び双三郡域では，昭和 25 年末，すでに双三郡三次市史編纂が開始され，昭和 26 年から 29 年まで関係資料の収集が行われている。その間は主に古文書，古記録，民俗資料，「記憶談」，遺跡発掘が行われ，明治初年までの文献資料と考古資料が昭和

表5 三次市における旧町村役場文書の残存状況

保存場所	旧町村名	内容 ()内は県史編さん室昭和44年調査点数	現状
三次市役所	三次町	議事録 (125)	三次市史編さん室が保管 議事録170冊(三次町) 現勢調査簿各村17冊 村会決議一件4冊(十日市町)
三次図書館	三次町 十日市町	養蚕組合現勢調査簿 (134)	
三次市史編さん委員会	三次町他	国郡志, 現勢調査簿 (250)	
黒瀬病院	三次町	地租村入用, 学芸医療 (510)	所在不明

注 三次市役所に各村例規関係8冊保存。出典「史料の所在状況—所在調査の集約—昭和44年, 広島県史編さん室。

30年に史料集第一篇として刊行された。その後の第二篇編集で次のように明治以降の資料編集の「難事」を市史編集委員堀江文人氏は指摘する¹⁵⁾。

「明治初年以降の文献資料の編集は極めて難事である。先年来, まず各町村役場(合併前の旧役場を含む)を歴訪し, 各種の保存資料をカードにとり, さらに主要なものの謄写に着手している。これらの役場資料は概ね形式的文書が多く, たとえば村政の中心をなす村会議事録のごときも, 事後に記入整理されたもので, 他に議案・議決書類と対照されねば資料にならない。しかもこれらの書類が揃ったとすれば, その量たるやまことに膨大なもので, この中から何を抜くかが問題である。」

ここでの「難事」とは, 形式的で無味乾燥な役場文書の膨大な山の中から, 歴史編さんに好都合な「興味深い」, ほんの一握りの資料をさがすことの難しさである。歴史叙述の資料となるか否かが史料の価値判断の基準である。同時代人の堀江氏にとって, 役場文書群全体が「アーカイブズ」として捉えられなかった。役場文書全体が文書を生み出す組織の, あるいは国・県・郡などの通達・命令もしくはそれへの報告の, あるいは住民に関するあらゆる側面の情報を含むところの文書群としての「記録史料」である。主題だけで判断した時, 史料の価値は限定的とならざるを得ない。文書群として役場文書を保存する措置は「記録史料」としての認識が十分ではなかったため, 昭和34年当時, 行われなかったようである。

三次市史編さん室によれば, 旧町村役場文書は現在次のような状況にある。

「旧三次町の役場文書はかなり残っているが, 他町村の役場文書はほとんど残っていない。旧町村役場文書は公民館に引き継がれていたが, 公

民館の努力で残ったものは三次町のみで他の文書はほぼ皆無である。ただし，村長，助役，収入役の自宅には持ち帰った旧村文書が僅かに残されている。」

三次市では昭和47年の水害で市役所の書庫が水没し，多くの文書が廃棄された。三次町だけが，ある程度の役場文書（1000点余）を引き継いでいたが散逸し，他の町村役場文書は合併時以来，まとまった所在は確認されない。

庄原市は，昭和29年3月31日庄原町，高村，本田村，敷信村，山内東村，山内西村，山内北村が合併し成立する。合併時に旧町村役場文書はその一部が引き継がれ，現在も現用文書として総務課が管理している。それらは戸籍，農業，議会等の文書群であるが，現用の事務文書として引き継がれた。一方それ以外の旧役場文書は高村を除き散逸している。

表6 庄原市における旧町村役場文書の残存状況

合併町村（合併年）	現状	議会	農業	戸籍	外国人登録	合計
庄原市（S29～）	確認		248	10	37	295
庄原町（～S29）	確認	140	21	42		203
高村（S29）	確認	34	11	31		76
本田村（S29）	確認	24	48	108		180
敷信村（S29）	確認	43	23	37		103
山内東村（S29）	確認	153	29	104		286
山内西村（S29）	確認	6	22	46		74
山内北村（S29）	確認	23	14	47		84
不明				6		6

注 現状は庄原市役所にて照会確認。出典「広島県史史料所在目録」庄原市種目別の数値は昭和44年の県史調査数値。高村は高村公民館に議会文書57点あり。庄原市役所保存の議会文書は高村内の各区議事録で両者は異なる。

当時の旧高村^{たか}総務課入江^{つよし}氏の述懐によれば合併当時，「旧村の者が庄原市の庁舎裏倉庫におのおの相当の文書を持ち込んだ」が，「それは比婆地方事務所長の指示によるものだった」という。当時，庄原町役場に隣接して比婆地方事務所があり，そこで合併事務が行われていた。旧本田村庶務係須澤康雄氏によれば「各村庶務担当が地方事務所に集まって庄原市の建設計画書を作成した。各村とも文書を庄原市に持ってきたが，支所に残っていたものもある。」という。比婆郡七か町村合併促進協議会は会長を地方事務所長が

務め，強い影響力を持った。

また個別の業務に関連する文書は各々が新庁舎に持ち込んだ。当時旧山内東村農業技手の松村覺雄氏は「農業委員会関係の文書を自分で新庁舎に持ち込んだ」といい，「他村の状況を見るために庁舎裏の土蔵に文書を見に行くと分野別に文書が積まれていた」という。一方，旧村役場は支所となる。支所での業務は次のようであった。

(前略)

5. 支所で次の事務を行う。

一 戸籍に関する事務 二 住民登録に関する事務 三 印鑑証明と
その他諸証明事務 四 出納員事務 五 埋火葬認可に関する事務 六
食糧配給に関する事務 七 農業委員会事務の一部 八 勧業に関する
事務の一部 九 保健衛生事務の一部 一〇 土地台帳に関する事務
一一 その他軽微な事務

(『庄原市建設計画書』 比婆郡七か町村合併促進協議会 昭和29年2月)

支所での業務は最優先された。戸籍や埋火葬関連書類，配給関連書類，土地台帳などは最重要な書類として引き継がれ，業務では常用文書として管理され，支所廃止後は本庁に引き継がれたと思われる。一方，支所に残された役場文書は高村の明治22年から昭和29年までの村会議事録，議案綴など57点のみが高村公民館で確認されているにすぎない。

庄原市は合併後すぐに木造一階建て庁舎を廃し，昭和32年鉄筋3階建て庁舎を新築した。一時庁舎は専売公社へ移転し，文書は民間の蔵へ移管した。この時，選別廃棄が行われ，文書量が大量に減ったという。また，文書は新庁舎地下のボイラー室に隣接する部屋に置かれたため，浸水で水につかり文書の一部が廃棄された。

庄原市では合併時に持ち込まれた旧町村役場文書が現用文書として庁舎に残されているが，各支所に残された役場文書はほとんどが失われた可能性が高い。文書の一部は失われた。

2-4 合併後の役場文書の廃棄について

これまで広島県内の中東部6市の状況を見てきた。文化財として早期の保護措置を取り，比較的資料が残された呉市を除き，役場文書は壊滅的な状況

にある。とくに瀬戸内沿岸の市部では、支所等に残されていた役場文書が、原因不明のまま、廃棄されていた。昭和30年代前半すでに多くの旧町村でそのような事態は見られたようである。

当時史料調査で多くの町村を回った有元正雄氏は昭和の大合併の時期に「役場の物置」という小論を『芸備地方史研究』第16号（昭和31年2月）に寄せている。

役場の物置。この中には文明が置き忘れた程のものならなんでもあ
る。古い一升ビンや鉄兜はしばらくそのままにして置く。我々の必要
なものは文書や記録である。古い引き出しの中には徳川時代の庄屋か
ら受け継がれた村の記録も残っている。うまく行けば徳川初頭からの
検地帳，名寄帖，更には年貢関係の諸帖等も発見される。「役場の物
置」の中から村の歴史がどんなに豊かにされるかわからない。（中略）
数代も村長を続けた人でもどんなものがこの物置にあるか十分知って
はいない。

だがしかし，役場の物置は次第に荒れ果てている。鼠たちは我物顔
にこの物置にのさばって食い荒らしている。特に最近の町村合併に
よって役場が廃止された場合は特にひどい。雨は屋根を貫いて村の歴
史を語って呉れる史料を遠慮も無く腐らしてしまう。わずかに残っ
ている村の人々の努力の記録が鼠や雨漏によって失われたら村の歴史を
どうして書きとめて子孫に伝えることが出来るのだろうか。

「予算が無い」等と云っている時ではない。今のうちにこれらを救っ
て，新しく造った公民館，図書館，或いは中学校の郷土室にでも移し
ておかないと村の歴史を子孫に語ることは出来なくなるのだが¹⁶⁾。

結局，合併時には庄原市元職員の聞き取りのように，当面の業務に必要な
文書を申し合わせて新庁舎に持ち込み，当面使うことの無い文書はそのまま
旧庁舎に残されたと思われる。その文書は，ごみ同然として扱われる場合が
少なくなく，屑業者に処分されるか，役場の書庫か倉庫に雑然と詰まれるま
まに放置されたようである。終戦直後の時期は紙不足のため，役場文書が屑
業者に売却されることが多く，賀茂郡のある役場は，役場文書の売却により
野球の道具を買い揃え，モノ不足の時代でもあり，村の青年子ども達にそれ
らを貸し与えたという（県史調査員聞き取り）。昭和30年前後にはすでに文書
を処分していた町村も少なくなかったのではないかと推測も成り立

つ。ここで同時代の証言からそのあたりの事情を考察してみたい。

福島県在住の著名な歴史学者であった庄司吉之助氏(故人)は、次のように当時(昭和34年)の状況を語っている¹⁷⁾。

いま明治以降の文書散逸がどのように行われているかを、私の居住市町村で経験したことを述べてみる。(1)は第二次大戦直後の市町村役場の文書焼却と県庁文書の用紙不足からの再製紙への転用。(2)戦後十年経過した中で市町村合併に伴う市町村役場の文書廃棄処分と文書保存年限からの廃棄処分である。(3)くづやの個人買いあつめによる文書散逸である。(1)はどうしようもない。(2)は防止し得る。現在福島市では市史を編纂すべく準備しているが、新旧町村の役場文書を全部おさえることができたが、他町村ではくず問屋に大量に処分されたので、あわててくずやに交渉、幸い顔なじみのため、一部買いもどしができ、ホッとしたことがある。(3)はくずもの買い商売でとめるわけにはゆかない。

引用部分からは、市町村においては、戦後の文書焼却、合併による文書焼却と保存年限からの廃棄処分、そして屑屋の買い集めが主要な散逸要因であるとされる。ここで一応の小括をしておきたい。同時代の人々には周知のことであるが以下に散逸要因をまとめてみた。

- 1 敗戦直後の文書焼却や屑屋への売却により合併以前にすでに文書が散逸
- 2 合併時点での文書焼却や保存年限満了処分、屑屋への売却により合併時に文書が散逸
- 3 合併後の文書放置による『ゴミ同然状態』により物理的要因や恣意的判断で散逸(物理的要因とは庁舎・支所・書庫の移転・建替え・廃止である。)
- 4 水害、火災等による散逸

おそらく、散逸の原因不明とされた支所の役場文書散逸は、1, 2, 3の要因が複合したものではあるまいか。

散逸の原因とともに、保存されてきた理由を考えた時、今後目指すべき措置が見えてくる。端的に言えば、行政が責任をもって「保護措置」を取ることの大切さが見えたこと、もう一点は、地域の「記録史料」認識を高めることである。地域のアイデンティティーたり得る史料群の価値を地域が認識す

ることで、行政への保護要求も生まれてくる。

公文書館法のうたう自治体の責務を果たすことの困難さと大切さを改めて感じる。文化財の指定にせよアーカイブズ施設への移管にせよ、行政の「保護措置」なくして保存は十全たりえない。そのことを、先に見た壊滅的な散逸状況は教えてくれる。

最後に合併時の文書焼却について、その要因を探るため、合併時の広島県の文書整理指導について考えてみたい。

2-5 広島県の昭和合併時の文書整理指導

広島県は、昭和29年3月17日に「合併前後の事務処理について」という通牒¹⁸を総務部長名で地方事務所長及び村長宛に出している。例えば山県地方事務所はこの通牒を受けて郡内各町村に向け「合併町村に関する資料」を即刻送付している。

この通牒によれば、当然ながら、目の前の業務を最優先とし、戸籍や住民登録、配給などの職員を除いて合併準備委員会を①町村税整理係②町村有財産整理係③記録係④決算係⑤総括係の担当部署を以って組織し、事務処理方針と連絡調整に当たることとしている。そのうち文書の整理を担当するのは③記録係である。記録係は次のような整理方針を与えられていた。

（三）記録係

- （1）文書の整理については、各関係町村において協議しその具体的な事項の取決めを行っておくこと。
- （2）一般的な通牒通達の文書は、いずれか一つの町村のものを残置すれば足りること。従ってその整理については一つの町村を指定して整理を行うものとする。
- （3）町村の沿革的な記録、その他新町村において必要とする文書は、各事件毎に編てつすること。
- （4）整理の具体的内容（簿冊の名称、索引、内容等）は各関係町村とも同一のものとする必要があるので協議して定めることとするのが適当であること。

合併町村のなかで、（1）文書整理の統一をはかり、（2）通達等の複数集まっても無意味な文書を整理し、（3）各事件毎の編てつにより、新町村での事務参照を容易にするとともに、（4）議事一件などの簿冊名称とそれに対応

する文書内容を統一し，索引も統一した同様なものにすることを指示している。とくに(3)では「町村の沿革的な記録」を「必要とする文書」とともに挙げ，引き継ぎ文書の一つとしている。これまで各町村で引き継がれてきた近世以来の文書や町村の歴史に関わる文書を新町村でも引き継いでいくことを指示している。

そのほかに文書の整理方針を指示しているのでそれを掲げてみたい。

六 文書の整理方針

1 文書の整理

- (一) 保存を必要とする文書は，各事務別に分類すること。
- (二) 右の分類した書類を更に保存年別に区別すること。
 - (1) 永久保存
 - (2) 十年保存
 - (3) 五年保存
 - (4) 一年保存

2 文書の編てつ

- (一) 会計に関する書類は，会計年度ごとに編てつすること。
- (二) 一般文書は，暦年(一月～十二月)毎に編てつすること。
- (三) 右の(一)(二)により難い文書又は右(一)(二)によらないことが便宜であるものについては，各関係町村協議し統一した整理を行うこと。
- (四) 編てつは，各綴毎に処分又は完結の順とすること。
- (五) 一事件の文書で数事件に関係するものは，主たる事件に編てつすること。
- (六) 綴の厚さは適当な厚さに一定すること。
- (七) 一年分又は一年分の文書が僅少であるときは，各年次の間に赤紙を挿入する等区分を明瞭にすること。
- (八) 各綴毎には，編てつ事件の目次をつけること。
- (九) 文書の整理について右各項により難いものは，各関係町村協議して適当な措置を講ずること。

3 文書，簿冊，台帳等について

- (一) 編てつした簿冊の台帳を作り，類別目別簿冊名称等整理しておくこと。
- (二) 各種台帳の整備に当っては，各関係町村協議し，各関係町村協議し新町村においてそのまま使用できるよう，様式規

格等を一定にしておくこと。

4 保存及び廃棄すべき文書

- （一）保存文書は，すべて新町村に引継ぐべきであること。
- （二）保存期間の満了したものについては，各関係町村において廃棄すること。
- （三）保存期間の満了しない文書であっても新町村において必要としないものについては処分すること。
- （四）廃棄文書中，他の被目を避くべき文書は，焼却その他適当な措置を講ずること。

ここでは，細かな文書編てつの統一と戸籍，議事，税務，庶務などの種目別に簿冊名称を整理した，いわば引継目録の台帳を作り，常用文書の台帳も統一規格を求めている。そして，保存文書は全て引き継ぐという原則と保存期間満了文書及び満了前の引継不要文書は廃棄処分を行うよう指示している。これらの指示は，新町村で統一した文書管理を行うため必要な措置であるが，未整理ゆえに，あるいは整理整頓されながらも，残されていた旧町村の文書が，合併を機に一気に処分される格好の条件を提供しており，整理という名の廃棄（あるいは紙屑業者への売却）を後押しする内容となっていることを確認できる。実例を資料で紹介できないため，結果を測りかねるが，地方事務所の強い影響下に合併が行われたことを考えると，この指示にそった文書整理が行われた可能性は否定できない。

一方，この通牒は，「町村沿革の記録」の保存も指示しており，この通牒のみを廃棄の要因にはできない。合併時までの旧町村の文書管理のあり方や文書整理担当者の意識にも左右されたはずである。

また保存年限については永年 10 年 5 年 1 年という四段階の期間が設定されている。戦前期に広島県が初めて町村役場文書の保存年限を規程したは，明治 28 年の「町村役場簿書保存規程」（永年，20 年，10 年，7 年，5 年）である。それ以来，その改正となる明治 45 年の「町村役場文書編纂保存規程」（永年，10 年）及び昭和 4 年の同規程改正（永年，10 年）が行われてきた^{19）}。この年限区分の文書管理への影響を考察するには新町村での保存年限適用の事例検討が必要であり，ここでは立ち入らないことにする。

3 広島県の市町村合併の進展と文書保存の取組

表7に示すように広島県の合併は基礎的自治体数がほぼ三分の一に減少する予定である。

表7 広島県の市町村合併の取組状況

	平成12年合併推進要綱作成時	17年春合併想定
市	13	15
町村	73	15
合計	86	30

出典 広島県 HP (<http://www.pref.hiroshima.jp>),
平成15年2月更新

急速に合併が進む中、文書管理システムの構築は時間と予算を相当に要する事業だけに、合併後をにらんで慎重な動きが多い。その中で、文書保存や文書管理に関して注目される取組が無いわけではない。

本郷町は庁内LANによる電子決済までのシステム作りを考慮し、電子機器系のコンサルを採用、徹底した庁内文書の洗い出しと文書管理実態調査を行い、現場の声を積み上げた4階層の文書分類を作りあげた。文書管理担当者に人を得たこともあり、文書分類を拒む参照第一主義の事業課の抵抗を阻みつつ、徹底した分類と柔軟な積み上げ主義により文書自動登録と自動目録化を実現している。

最近はこのコンサル担当者もアーカイブズの意識をもっており、現場を指導しているが、本郷町の場合、担当者自らがアーカイブズの見識を持っており、洗い出した廃棄予定文書は全て選別の対象とし、選別後はアーカイブズとしての管理が教育委員会で行える文書フローを設定した。今後、一つの文書改善モデルとして有効だと思われる。

その他、合併町と市部が合併町の各課に文書廃棄の凍結と保存を求める動きが現れており、今後の市部と町村との合併パターンにおける公文書保存に向けた取組の参考事例となる。その他町村対等合併の場合も民俗資料館が受け入れ先となって、廃棄予定公文書の一括保存を取り組むところが出てきている。全体の動向は表8に示した。

表 8 広島県の市町村合併進展状況と文書保存の取組状況

区分	文書保存，文書管理の取組及び方向等
福山地域（福山市，内海町，新市町）（15.2.3）	福山市市政情報課から新市町企画課に依頼，町内の各課に文書廃棄凍結の通達。内海町も同様措置
廿日市地域（1市，2町村）（15.3.1）	旧町村の文書は全て引き継ぐ方針
呉地域（1市，1町）（15.4.1 予定）	旧町の文書は全て引き継ぐ方針
大崎上島地域（3町）（15.4.1 予定）	
江能地域（4町から市へ）（16.3 迄予定）	新市で利用できる統一文書分類表作成中
高田地域（6町から市へ）（16.3 迄予定）	郡内の廃棄文書（ルーチン外）一括収集方針
三次地域（1市7町村）（16.4.1 予定）	合併後に統一文書管理を模索
呉地域（1市4町）（16 春予定）	旧町の文書は全て引き継ぐ方針
神石地域（4町村）（16.3 予定）	
府中地域（1市，1町）（16.4.1 予定）	
広島地域（1市，1町）	公文書館は合併町村文書の収集意欲あり
庄原地域（1市5町）（16.11.1 目途）	電子化検討中
呉地域（1市3町）（16. 春～17.3 目途）	旧町村の文書全て引き継ぐ方針
尾道地域（1市2町）（17.2.1 目途）	
山県西部地域（3町村）（16 秋目途）	
世羅地域（3町）（16.10.1 目途）	
山県東部地域（4町）（16 秋目途）	
三原地域（1市2町）（不明）	本郷町は電子化促進。履歴不明文書，廃棄予定文書の廃棄凍結のうえ選別実施予定
東広島地域（1市6町）	

注 文書保存，文書管理の取組及び方向は確定したものではなく，現在の推測も含む

4 合併後の公文書保存に向けて—総括—

公文書散逸の状況と原因について確認をしておく。呉市，三原市においては，両市合わせると，水害 2，焼却 2，火災 1，移転 1，不明 12，保存良好 5，である。戦後の合併町村の文書引継ぎ・保存が劣悪である。不明町村では，合併以後旧役場や蔵が管理不十分で放置され，役場文書は「ゴミ同然状態」になって散逸していた村が多かった。

尾道市は，合併時，それ以後の散逸とともに，昭和 40 年代以降の支所廃止・縮小で確認されていた役場文書の多くが散逸している。福山市はある程度役場文書が保存されていたが昭和 40 年代以降の公民館・支所の建替え，廃止，移転により，昭和 43 年時に 23 確認されていた旧町村のうち，7 村（ $7/23 = 30.4\%$ ）で所在が不明になっている。その後市政情報課が支所廃

棄文書の引継ぎを始め，少なくとも3支所の旧役場文書が救出された。

三次市は合併時及びそれ以降の散逸に加え，昭和47年の水害で多くの役場文書を失い，庄原市は，合併時の現用文書を保存し続けたケースである。合併時支所廃止時等に共通する問題としては，各機関毎，各担当課毎の事務引継ぎが行われ，個別に廃棄か引継ぎかが決定されてきたことである。現用非現用区分を明確にし，非現用文書の引継ぎを各機関各課から分離して一括引継ぎできる手続きの確立が望まれる。福山市の市政情報課が合併町に行った措置は，廃棄文書措置を依頼されたことが発端であるが，非現用文書を区分し，一括分離して保存措置をとっており（段ボール詰め体育館保存），事務手続き的にも合理的で実行可能な内容である^{20）}。

次に具体的な合併を想定して公文書保存の方法を考えてみたい。

合併後の文書管理の主導権は，電子化に対応できるか否かを基準にその帰趨が決まる。

例えば呉地域や廿日市地域の場合，呉は全課の簿冊を標準ファイル名まで総務課集中管理のうえで電子登録しており，目録レベルの電子化は出来ている。廿日市はすでに全庁的なLANシステムを早期に採用し，収受・起案文書の登録・検索・保存・廃棄段階での自動目録化が行われている。

両市ともに，合併町村との事務引継に際して，「全ての文書を引き継ぐこと」を原則に，「情報公開対象となるため引継文書のリスト化を行うこと」を要請しているようである。一方，合併町村の文書管理の多くは，総務課の文書引継が実現していない，いわば各課管理，個人管理という実態にある。したがって引き継ぐべき文書の特定が困難となり，引き継がない（引き継がない）未整理文書を廃棄する可能性が高くなる。支所となる旧役場で，「引継できない非現用文書の一括保存」を業務の減少で生まれる空間で行うのが最も簡潔な解決方法だと思われる。問題は現用性を失った文書の管理主体をどうするか，である。明確に教育委員会に移動させ，選別待機の状態としておくのが合理的である。

選別の具体的な方法は昨今の評価選別論の潮流から言えば，「機能や業務についての巨視的評価」，いわば文書作成者の組織上の位置づけや組織の任務や活動の過程に光をあてて社会や時代を反映する文書を選択しようとするものだ と解釈される^{21）}。その選別の理論を実践するためには市町村の文書管理が少なくとも廃棄文書リストを作成できるレベルでなければ実務的に破

綻する可能性がある。リストを作成するだけの文書分類や文書管理が出来ている市町村であれば選別の意義はむしろルーチン業務における文書分類の見直しといった色彩を持つことにもなる。要するに文書管理が全く出来ていない市町村で意義は大きいが実務的に困難を極めることを自覚していなければならない。そのうえで、単純な選別待機の記録保存モデルから複雑な選別履行の記録保存モデルまで、合併前の文書管理レベルや、合併後の事務改善スケジュールに合わせて多様な選択を準備できるようにすることが今の我々に求められているように思う。

注

- 1) 「昭和二十九年度広島県古文書古記録調査報告書」(広島県立文書館蔵)。
- 2) 吉村茂樹「広島県下の史料採訪を終えて」(『芸備地方史研究』第9号、昭和29年10月)。
- 3) 注1)参照
- 4) 頼祺一「広島県資料総合調査をめぐって」(『芸備地方史研究』第72号、昭和43年)。
- 5) 郷土資料室新設の背景には、文書館設立運動を担う県立文書館設立期成会世話人会や芸備地方史研究会が行政や県議会へ積極的に働きかけたといわれている。西向宏介「地方自治体文書館の性格について—広島県立文書館設立史の考察—」(『広島県立文書館紀要』第6号、平成13年(2001)) 49～51頁参照。
- 6) 例えば、「広島県史資料調査(所在)一件」(『広島県立文書館』蔵、昭和45年)の中に「神石郡三和町高蓋支所(要注意・倉庫書類売却予定)元禄13年水帳外必要文書あり(要連絡)廃棄の恐れあり」「A史料採訪・散逸の予定 1 竹尋支所(神辺町)散逸の危険(大) 2 世羅西町 波多野啓一文書 散逸の危険(大) 3 加茂町山野支所 (布達類) 郷土に関係のないもの 寄託」などの記述を散見する。
- 7) 渡辺文男「市町村合併「プレ文化財」散逸防いで」(朝日新聞全国版、平成15年2月28日付)の発想に共鳴し、まだ成熟していない記録史料を「プレ記録史料」と表現した。
- 8) 武岡充忠『広村』(警眼社、大正4年)8～9頁。9件の訴訟内訳は「作得米の請求」「立替え金の請求」「貢租過納金の請求(二件)」「立替金清算請

求」「公借証書交付請求」「立替金支払請求(三件)」である(前掲『広村』9～12頁)。藤田譲夫は「...統計の精確,簿書の整頓等に殆ど半生の心血を濺ぎし」人物とされる。助役は公文書管理担当で藤田と名コンビであった。また現用文書は明治45年の広島県訓令県第十一号「町村役場文書編纂保存規程」に沿った管理を行っている(前掲『広村』232～238頁)。この訓令及びその市町村における適用の実態については西村晃「広島県における戸長役場・町村役場文書の引継と管理」(『広島県立文書館紀要』第6号,平成13年(2001))16～24頁,35,36,39頁を参照。

- 9) 前掲『広村』156～158頁。
- 10) 前掲『広村』232～233頁。
- 11) 前掲『広村』248～249頁。
- 12) 藤井昭「県内の古文書の保護—文化財の立場から—」(『芸備地方史研究』第65・66号,昭和42年)は,古文書保護は,写本による史料としての保護と文書そのものを「財」として保護するものとがあるとし,散逸著しい近世文書の指定による「保護」について,(国や県よりも)条件の悪い市町村のみが行っていることを指摘している。また,それまでの古文書調査の不十分さと,「広島県古文書目録」(昭和29年,広島県教育委員会,「同続篇」昭和38年,同刊)など全県的な古文書目録の大部分が中世文書であることの問題性を指摘している。
- 13) 呉入船山記念館宮原千香子氏の指摘による。
- 14) 生田米造氏聞き取り。
- 15) 堀江文人「双三郡三次市史の編集について」(『芸備地方史研究』第30号,昭和34年)
- 16) 翌32年12月の有元正雄「明治時代の農村史料について」(『芸備地方史研究』23号,昭和32年12月)は,明治期史料散逸の原因を「町村の数次の合併や,役場の倉庫の破損,火災,風水害による文書の消滅,更には地主家の没落等」としてあげ,史料散佚の実態を述べ保存を呼びかけた。そのなかで,史料整理と保存が行き届いた例として,加計町と竹原町を挙げている。双方とも町史編さんを契機にしており,加計町は「町長を動かし役場を中心に史料の整理保存が行われ」,竹原町は「最近合併した村から豊富な史料を図書館に移し」という。両町のその後を補足しておこう。加計町は昭和29年,町史編さん主任として,広島大学文学部国史学教室出身の土井作治氏を迎えた。役場を中心とした史料保存の中心にいたのが土井氏であり,加計町役場文書をはじめ,昭和30年に合併した安野村,殿賀村の役場文書も多数残された。その数は数千冊規模にのぼっている。昨年,加計町史編纂史料を中核に加計町文書館が当地に設立された。竹原町

は（のち竹原市）、町史編纂史料を図書館へ移管するだけでなく、市役所の行政文書等も移管していた。ところが、昭和46年の図書館の移転以降、その慣行が途絶えた。それ以降役場の歴史的資料の収集が出来ていないという。幸野恵美子氏の聞き取りによる。

- 17) 庄司吉之助「国立文書館はなぜ必要か」(『地方史研究』第40号、昭和34年)
- 18) 総務部地方課「町村合併資料」(広島県庁蔵、昭和30年)巻末に資料として通牒の一部を掲載した。
- 19) 前掲注8)西村論文35～40頁参照。
- 20) 丑木幸雄「市町村合併と公文書」(『地方史研究』第298号、平成14年)では「効果的な公文書保存の行政的措置」の具体策として「合併協定書」への公文書引継ぎの明記、保存施設の確保等が挙げられている。手続きに法的な根拠を持たせることは大切なことだと思われる。
- 21) 安藤福平「評価選別論の課題」(『広島県立文書館紀要』第6号、平成13年)79～86頁参照。

《資料》

昭和 29 年

3 月 17 日

広島県総務部長
(地方課)

各地方事務所長殿
各市町村長殿

合併前後の事務処理について(通牒)

合併手続きの完了により，合体合併にあつては，旧町村は消滅して，新町村が設置され，吸収合併にあつては，編入される町村が消滅するのであるが，これに伴う各種機関の事務引継等が適格になされることが必要であり，且つ，新町村の設置と共にその事務の円滑な運営を期するための準備も早急に処理しなければならないのであるが，これら事務は複雑多岐に亘るものであるので，これが事務処理に当たっては，左記事項留意の上，遺憾のないよう(措置)指導されたい。

記

一 事務の処理態勢

1 合併準備委員会

- (一) 合併手続きの完了後，合併に伴う事務引継の準備及び新町村の各種機関の組織運営等に関し，処理しなければならない多くの事務があるがこれが事務の処理に当たっては，整理期間，方法等各関係町村が同一步調による必要があるので，合併議決後速やかに合併準備委員会又はその他の適当な機関を設けて事務処理の方針の決定，連絡等に当たるよう措置することが適当であること。
- (二) 準備委員会は，各関係町村長及び町村長の選任する者一人，都合二人程度で組織することが適当であること。
- (三) 準備委員会には，若干の職員を置き，事務の連絡，整理方法等の統一，更に総合的な準備事務を処理せしめるよう考慮することが適当であること。

2 各関係町村の事務処理の態勢

戸籍・住民登録・配給その他法令上又は事実上中止することのできない事務に従事する職員を除き，次の如き係又は班を設けて合併までの事務の整理及び合併後の事務の準備に当らせること。

（一）町村税整理係

- （１）税主任者を長とし，町村税関係の一切の整理に当らせること。
- （２）特に滞納の整理に重点を置き，未納者の絶無を期すること。
- （３）滞納者中徴収に難かしいものについては，新町村において速やかに徴収できるよう納税の準備に万全を期せしめること。
- （４）合併時の混乱のため，有耶無耶になり，善良な納税者の納税意欲に悪影響を及ぼすことのないよう整理等について特に留意すること。

（二）町村有財産（営造物）等の整理係

- （１）新町村に引継ぐべき財産その他備品については，その品目，数量等を各台帳と照合し完全に整備すること。
- （２）財産又は備品等で貸出中又は，賃貸中のものについては，相手方，条件等を明示し，契約書のあるときは契約書に添付する等明確にしておくこと。

（三）記録係（本文参照，略）

（四）総括係

- （１）各関係町村との連絡，事務整理の監督指導等に当ること。
- （２）各係の整理の完了したものを最終的に確認し，保管の任に当ること。
- （３）特に一部事務組合又は，町村相互間の規約等については，整理洩れのないよう留意すること。

二 各機関の事務引継ぎ

1 事務引継

- （一）事務引継は形式上，それぞれの機関において引継することとなるが，各機関（選管委，農委，教委，収入役等）相互に協議し，統一した事務引継関係書類を作成することが望ましい。

2 事務引継ぎの相手方

町村長	長職務執行者
収入役	収入役事務取扱者
選挙管理委員会	選挙管理委員会
教育委員会	教育長代理

農業委員会	農業委員会
監査委員	監査委員
公平委員会	公平委員会

3 事務引継の期間

- (一) 収入役，選挙管理委員会は合併の日から十日以内，その他は二十日以内に事務引継を完了すること。
- (二) 事実上右により難い場合又は不可能の場合も考えられるが，出来る限り速やかに引継を完了すること。
- (三) 戸籍事務は，合併後速やかに引継ぎをしなければならないものとされていること。(戸籍法施行規則 68 条)
- (四) その他住民登録，配給等事実上中断できない事務は，合併の当日引継できるよう予め準備しておくこと。

4 事務引継の要領

- (一) 事務引継は，それぞれ機関において行うものであること。
- (二) 引継書には次の事項を記載しなければならないものであること。
 - (令 123)
 - (1) 財産目録
 - (2) 処分未了又は未着手の事項
 - (3) 将来企画すべき事項の処理の順序及び方法並びにこれに対する意見
- (三) 引継書には，次に掲げる様式を参考として調整し，引継する者及び引継を受ける者とともに署名捺印すること。

(中略)

三 各執行機関 (略)

四 条例及び規則 (略)

五 一部事務組合 (略)

六 文書の整理方針 (本文参照，略)

七 その他特に注意を必要とする事項

1 戸籍事務の引継

- （一）戸籍法，除籍簿，見出簿，受付帳その他戸籍に関する簿冊及び関係書類等は遅滞なく引継をしなければならないものであること。（戸籍法施行規則第 68 条）とされており，又事実上中断することの許されない事務であるから合併施行の当日引継できるよう準備すること。
- （二）戸籍事務の引継については，特に慎重を期すること。
- （三）戸籍事務の引継を完了したときは，事務引継を受けたものは，法務局又はその支局に引継した者を報告すること。（法施行規則第 68 条）
- （四）戸籍に関する簿冊その他書類は，保存期間の満了したものであっても，それを廃棄するときは地方法務局の許可を必要とするものであること。（戸籍法施行規則第 70 条）

2 戸籍事務の取扱い場所

- （一）新町村が役場以外に出張所又は支所においても戸籍事務を取扱うときは地方法務局の許可を必要とする。
- （二）許可の申請は，便宜上，合併施行の日付で申請をなし，合併施行と同時に許可されるよう予め提出しておくこと。
- （三）許可申請には，帳簿書類等の保管状況等を詳細に記載しておくこと。出来得れば保管する書箱書庫等の略図を添付すること。（略）

3 住民登録

- （一）住民票及び見出票等は合併施行期日までのものを旧町村において完全に整理しておくこと。
- （二）整理未了の儘引継ぐときは，未整理のものを明らかにしておくこと。
- （三）従来寄留手続令により調整されてきた寄留簿は，昭和二十八年七月三十一日迄保存すべきもの（法令附則 5）とされているものであるが，これらの処分については，各関係町村協議により定めること。

4 土地台帳及び家屋台帳の整備

- （一）土地台帳，家屋台帳等は，合併に伴い修正を必要とするものであるが，この修正は法務局の通知に基いて修正するものであること。
- （二）町村合併に伴い町又は字の区画廃止設定変更したため，地番区域が変更し地番区域内に同一番地が生じたときは法務局が新たに地番を決定する。

八 町村税の賦課徴収等について (略)

九 出納の処理について (略)

一〇 新町村の予算について (略)

(付言) 町村合併促進法の改正により , 広島県地方課は昭和 29 年 9 月 30 日付通牒「合併前後事務の取扱について」(地第 2179 号) を発し , 同年 3 月 17 日付通牒を廃止した。「町村合併に関する議会の招集・議決手続について」の説明が新たに加わるが , 「事務の処理態勢」の内容はほぼ変わらない。

(かずの ふみあき 副主任研究員)

広島県立文書館紀要 第 7 号

平成 15 年 3 月 31 日 発行

平成 19 年 6 月 30 日 pdf 版製作・公開

編集・発行 広島県立文書館

〒730-0052

広島市中区千田町三丁目 7-47

TEL (082) 245-8444